

1. この資料シリーズにおける東日本大震災の復旧・復興記録フレームワーク

(1) 東日本大震災の復旧・復興過程の流れ

ア. 復旧・復興過程の概要

これまでの東日本大震災からの復旧・復興過程の概況を確認しておきたい⁸。

災害の発生（以下「発災」という。）直後には約 47 万人に達した避難者は、その後減少し、平成 24 年 4 月には約 34 万人、25 年 4 月約 31 万人、26 年 4 月約 26 万人、27 年 4 月約 22 万人、28 年 4 月約 17 万人と推移し、執筆時点で直近発表の 28 年 10 月時点では約 14 万人となっている⁹。公民館や学校などの「避難所」にいる避難者は平成 23 年 6 月には約 4 万人を数えたが、仮設住宅の提供等が本格化するとともに減少し、平成 25 年度末にはすべての避難所が閉鎖された¹⁰。代わって避難者の住まいの大宗となった仮設住宅等は、平成 26 年 4 月現在で公営住宅等に約 23 千人、民間住宅（みなし仮設）に約 118 千人、プレハブ仮設（岩手、宮城、福島県）に約 97 千人が入居していた。その後、災害公営住宅の建設や高台移転の宅地造成の進展とともに、もとより自力による自宅再建もあって仮設住宅等の入居者数は減少し、平成 28 年 6 月現在公営住宅等約 12 千人、みなし仮設約 58 千人、プレハブ仮設約 51 千人となっている。一方で、平成 27 年度末で災害公営住宅の完成戸数は約 63%、高台移転は約 47%にとどまっており、当初の計画どおりには必ずしも進捗していない状況にあり、今後の進展が期待される場所である¹¹。

まち（町、街）の復旧・復興に関しては、まずは震災がれきの撤去（仮置き場への搬入）と処理が課題となったが、原発事故に伴う避難区域を中心とした福島県を除いて、平成 23 年度中には震災がれきの撤去はほぼ完了し、焼却・再利用といった処理も平成 25 年度内に完了した。福島県については、避難区域は国が直轄で、それ以外は市町と連携して国の代行処理等による支援を通じて、早期の完了が目指されており、既に大部分の処理が完了している¹²。ライフライン、防災施設、交通網、医療施設や学校といった生活関連施設などの公共インフラの復旧・復興については、防潮堤等の復旧・再整備といった海岸対策（平成 27 年度末の完了割合：30%）、復興道路・復興支援道路の整備（同 42%）など相対的に低い完了率にとどまっているものもあるが、概ね終了しつつある。その中で、災害公営住宅（同 58%）、防災

⁸ 以下ここでの記述及びデータは、多くを復興庁「復興の原状」（平成 28 年 8 月 29 日）に負っている。また、平成 23 年 3 月 11 日の震災発生直後とその後の推移については、資料シリーズNo.111「東日本大震災から 1 年半—記録と統計分析—」において報告したところであり、ご参照いただきたい。

⁹ 復興庁発表の避難者数の推移データは、「巻末付属資料／1. 総括統計データ」の「総括データ 1」に掲載している。なお、それによれば平成 28 年 10 月時点で、被災 3 県から県外へ避難している「県外避難者数」は、岩手県 1,347 人、宮城県 5,643 人、福島県 40,405 人（3 県計 47,395 人）と報告されている。

¹⁰ 最後に残った避難所は、埼玉県加須市の旧騎西高校に設置されていた福島県双葉町の避難所であったが、平成 26 年 3 月 27 日に閉鎖された。

¹¹ 「巻末付属資料／1. 総括統計データ」の「総括データ 3. 住まいの復興工程表（平成 28 年 5 月 20 日発表）」参照。

¹² がれき（災害廃棄物）処理の状況については、「巻末付属資料／1. 総括統計データ」の「総括データ 4：沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況」参照。

集団移転促進事業（同 80%）、土地区画整理事業（同 16%）など住まいの復興については、やや低くなっている。

産業・生業の施設については、農地（営農再開可能面積：同 74%）、漁港（一部を含め機能回復した漁港：同 97%）、養殖施設（再開希望に対する復旧割合（岩手・宮城）：同 99%）など公共施設面では復旧が進んでいる。業況面では、被災地域の主要産業の一つである水産業について、被災 3 県の主要な魚市場の水揚げ量は被災前の 4 分の 3 程度の水準であり、水産加工業者の売り上げは震災前の 8 割以上まで回復した事業者は 48%にとどまっている。一方、復興需要も背景に、建設業や運輸業などでは好調に推移してきている。

そうした中で、原発事故に伴う避難区域については、本格的な復旧・復興は緒についたばかりであるといえる。発災直後における東電福島第一原発からの距離に応じた避難指示は、平成 23 年 4 月 22 日に「警戒区域」など避難する必要性の視点からの区域区分に再編され、次いで平成 24 年 4 月の川内村東部、田村市東部を皮切りに、順次「帰還困難区域」、「居住制限区域」、「避難指示解除準備区域」といった避難指示解除＝帰還の可能性・困難さの視点からの区域区分に再編された（もっとも遅い再編は川俣町東南部の平成 25 年 8 月 8 日）。そして、平成 26 年 4 月の田村市東部（都路地区）を最初に避難指示の解除が順次行われてきており、平成 29 年 3 月には帰還困難区域以外の区域に対する避難指示がほぼ解除され、本格的な帰還時期を迎える段階にある。どれくらいの期間でどの程度の人々が帰還するか、今後の推移が注目される場所である。一方で、高い放射線量などにより帰還が困難である場合や長期にわたる避難の結果等として避難先にとどまることを希望する人々のために、元の居住市町村以外の市町村に災害公営住宅や公共施設等を建設し、町外コミュニティ（「仮の町」）の整備も進められている。

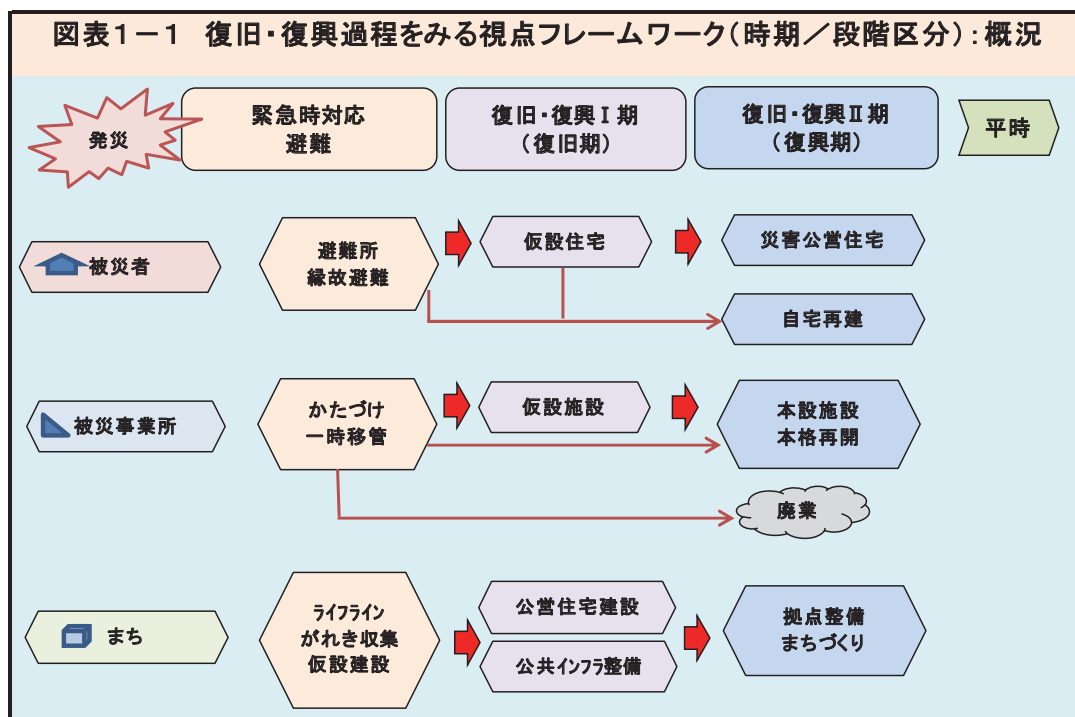
原発事故に伴っては、平成 23 年夏季の計画停電などもあったが、とりわけ水素爆発によって原子炉建屋が破壊され、放射性物資が広く散乱したことが重大な影響をもたらし、放射性物質を除去する「除染」が大きな課題となった。このため平成 24 年年央以降、避難指示区域を含む 11 市町村の「特別除染地域」については国の直轄で、それ以外の地域の市町村（被災 3 県のほか、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉に及ぶ）の「汚染状況重点調査地域」については、国の支援を受けつつ市町村によって除染が取り組まれた。仮置き場の確保が難航するなどにより一部に進捗が遅れているところもあるが、平成 28 年 6 月時点で、予定された除染はほぼ終了に近づいている¹³。

¹³ 環境省の除染情報サイトによれば、平成 28 年 6 月 30 日現在、福島県以外の「除染状況重点調査地域」については、23 市町村が「完了」、27 市町村が「概ね完了」、7 市町村（岩手県一関市、宮城県白石市、栗原市、山元町、栃木県日光市、那須塩原市、那須町）が「継続」となっている。ただし、「継続」の市町村についても、平成 28 年度で完了する除染実施計画となっている。

イ. 復旧・復興過程の時期／段階区分

この「震災記録プロジェクト」の第1次の総合的なとりまとめである労働政策研究報告書No.156の終章において、一つの暫定的な試論として、震災からの復旧・復興過程を①発災直後の緊急対応の時期(被災者の避難所への収容)、②被災者の生活の仮の安定をめざす時期(避難所から仮設住宅・仮住居へ)、及び③長期的な視点からも被災者の生活の安定をめざす時期(住宅再建、復興住宅など)の3つに区分して整理することを提案した。そして、②を「復旧期」、③を「復興期」と呼んで論述を進めた。この呼称(ネーミング)が適切かどうかは別として、被災者の生活再建を軸としたこの考え方は重要であると考えるので、ここでも大きく3つの時期あるいは段階に区分してみたい¹⁴。

震災からの復旧・復興過程を大きく3つの時期／段階に区分するとき、上述の被災者、とりわけ住宅面での「被災者」の生活再建の視点とともに、雇用や労働面を念頭に置くと「被災事業所」の再建の動向も重要な視点であり、また、それらの基盤となる「まち」(町・街)の復旧・復興も重要な視点の一つとなる。これら3つの視点について、それぞれの時期／段階において象徴的な事象とともに概括したものが図表1-1である。「被災者」の生活再建については、[避難所等での生活] → [仮設住宅(借り上げによる「みなし仮設」を含む。)]への入居・生活 → [災害公営住宅への入居・生活]の3段階を考えてよいであろう。もとより、自宅を再建して生活を取り戻すことも主要な道筋の一つである。「被災事業所」について



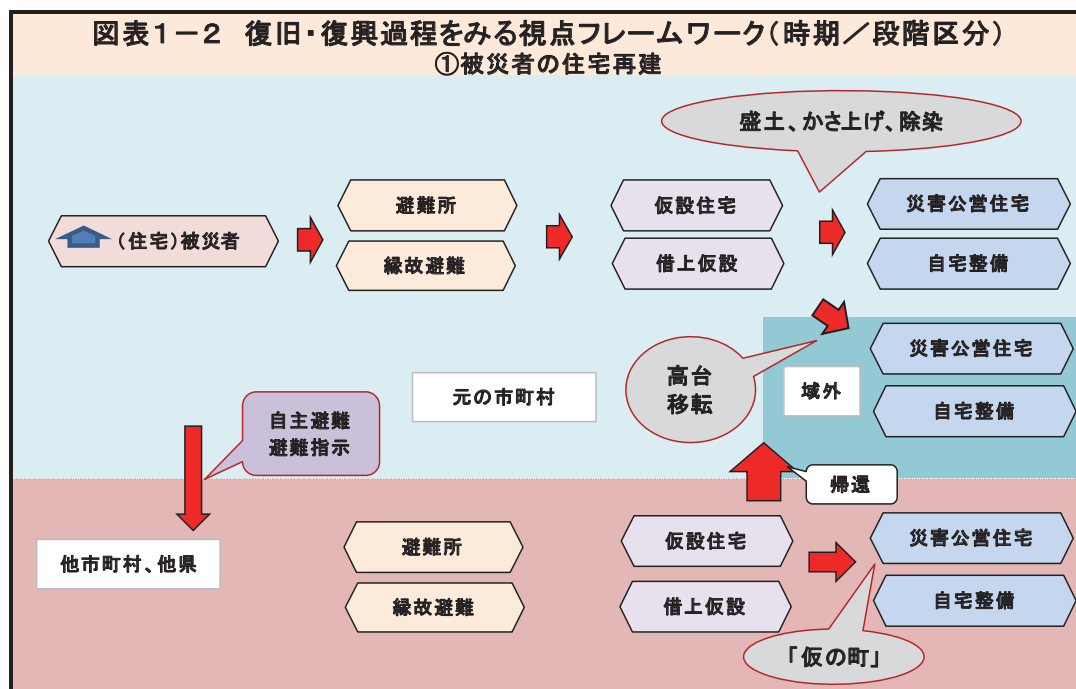
¹⁴ こうした視点フレームワーク(時期／段階区分)は、事象をみる際の枠組であるとの構成を一応とってはいるが、一方で、第2章以下で紹介する事態の経過の中からいわば帰納的に整理されたものでもある。したがって、事態の経過をまずみたい場合は、以下この章を飛ばして、第2章(2.)及び第3章(3.)を先にお読みいただくことをお勧めしたい。その後、必要であればここへ戻っていただければよいと考える。

は、[被災直後の当座のかたづけや必要があれば事業をとりあえず他の自社の他の事業所や他社へ一時移管する段階] → [仮設の事業施設による事業再開] → [本施設による本格再開] の3段階を典型的には想定することができる。もとよりこれに該当しない再建過程をたどるケースは多いが、その場合でも「かたづけ→仮再開→本格再開」の3段階を想定できると思われる。「まち」の復興・再建については、電気・水道・ガスや道路の通行、通信などのライフラインの当面の復旧、災害がれきの収集・撤去とともに、仮設住宅や仮設事業施設の建設なども第1段階の課題となり、次いで第2段階では公共インフラの整備着手や公営住宅の建設などが第2段階の課題となる。そして、第3段階では「まち」の面的復興をめざして、商業・産業の拠点整備をはじめとする「まちづくり」の取り組みが本格段階に入る、といった3段階を想定することができる。

ウ. 被災者の住宅再建の流れ

上述の時期／段階区分を踏まえ、東日本大震災からのこれまでの復旧・復興の過程の流れをやや図式的にみておこう。そうすることにより、今回の震災¹⁵の復旧・復興過程において、重要な事柄や課題も整理しておくことができる。

まず、被災者の住宅再建については、図表1-2のように整理できるように思われる。すなわち、東日本大震災においては、巨大な津波により「まち」全体が壊滅的な被害を受けたこと、さらに、福島第一原発事故により「まち」全体が避難を余儀なくされたことから、多くの特徴的な事象や課題が付加されている。一つは、地震による地盤沈下や今後の津波への



¹⁵ この資料シリーズにおいて「今回の震災」とは、東日本大震災のことをさすことを念のため申し添える。

対策として、盛土、かさ上げが必要となり、さらには従前地を離れて高台への移転が企図され、災害公営住宅にせよ、様々な支援を受けながらの自力での住宅建築にせよ、住宅再建の前にそれらを伴った規模の大きな宅地造成工事が必要となったことである。さらに、原発事故に伴っては、除染という過程も必要となった。そのため、復旧段階初期における大量の「がれき」の撤去のために必要となった期間も含めて、仮設住宅での生活も含めた避難生活が長期にわたらざるを得ない場合が多くなった。また、一つには、従前の市町村以外の内陸部を中心とした県内、さらには県外の地域へ避難し、その地で「復旧・復興Ⅰ期」の仮の住まい（借り上げによるみなし仮設など）を得た人々も相当数に上ったことがある。とりわけ、原発事故に伴う避難は広域化し、避難指示が長期にわたったことから、従前の市町村以外の地に災害公営住宅や学校や医療機関をはじめとする生活関連公共施設を整備する「仮の町」の建設も関連する市町村間の連携の下に進められた。

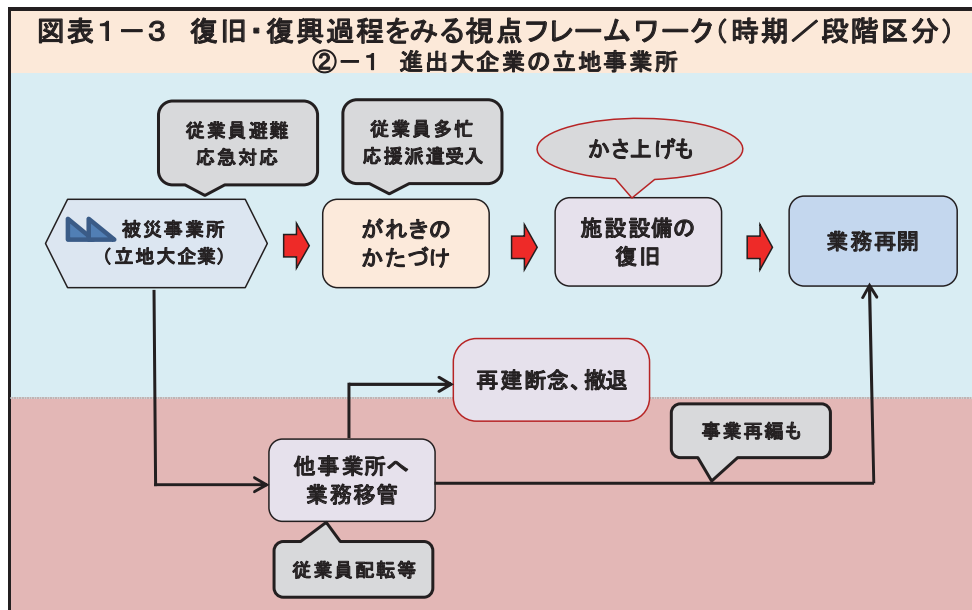
エ. 被災事業所の再建の流れ

つぎに、被災事業所の再建の流れについて整理したい。事業所の再建は、事業の再建とともに、雇用の再建が表裏一体となっている。被災事業所の再建の流れについては、中小企業を中心とした地元企業の事業所と、大企業を中心に他地域の企業が当該地域に進出して立地した事業所とでは、異なる要素や流れを考慮する必要がある。もとより、例えば当該地域へ進出後久しく、既にその企業の中核的な存在となっている事業所などもあり、両者を区別することが容易でない場合もあることには留意が必要である。

進出（大）企業の立地事業所については、図表1-3のように整理できる。当該事業所の事業が他による代替が困難である場合などその継続が強く求められる場合には、企業（さらには業界）を挙げてその再建に向けて取り組まれる。発災直後における従業員の避難、安否確認、近隣地域への協力などの緊急対応（当該企業の他の事業所からの救援物資の搬入等も含む。）の段階が済むとともに、がれきのかたづけなどの復旧作業が始められ、通常とは異なる作業ではあるが従業員は多忙となる。その際、企業内外から人員の応援派遣を受けることが多い。次いで、関連業者も交えて施設設備の復旧にとりかかる。また、浸水地域に立地していた場合には、地盤のかさ上げ工事なども行う。そうして、順次事業再開にこぎ着けていく。当然ながら被害の状況等により事業再開までに要する期間は異なるが、重大な被害があった場合でも数ヶ月で事業再開にこぎ着けられたケースが少なからずあったように思われる。ただし、完全な復興までにはさらに相当な期間が必要であったようである¹⁶。

また、いくつもの事業拠点を持つ大企業であれば、発災直後から当該事業所の事業を同じ企業の他の事業所へ移管し、従業員も移動させるといった対応がとられることも多い。その間に当該事業所の復旧・復興を図ることとなる。その中で、被害の状況が重篤であったり、

¹⁶ 例えば、よく知られている日本製紙石巻工場では、平成24年8月30日に完全復興宣言が出されている。（佐々涼子著「紙つなげ！彼らが本の紙を造っている 再生・日本製紙石巻工場」（2014年、早川書房）参照）



当初見込まれた期間をかなり超える期間が復旧に要したりといった場合においては、結果として当該事業所の再建は断念され、撤退となるケースもある。また、存続される場合でも、事業の再編が行われ、従前よりも縮小された規模での事業再開となるケースもある。

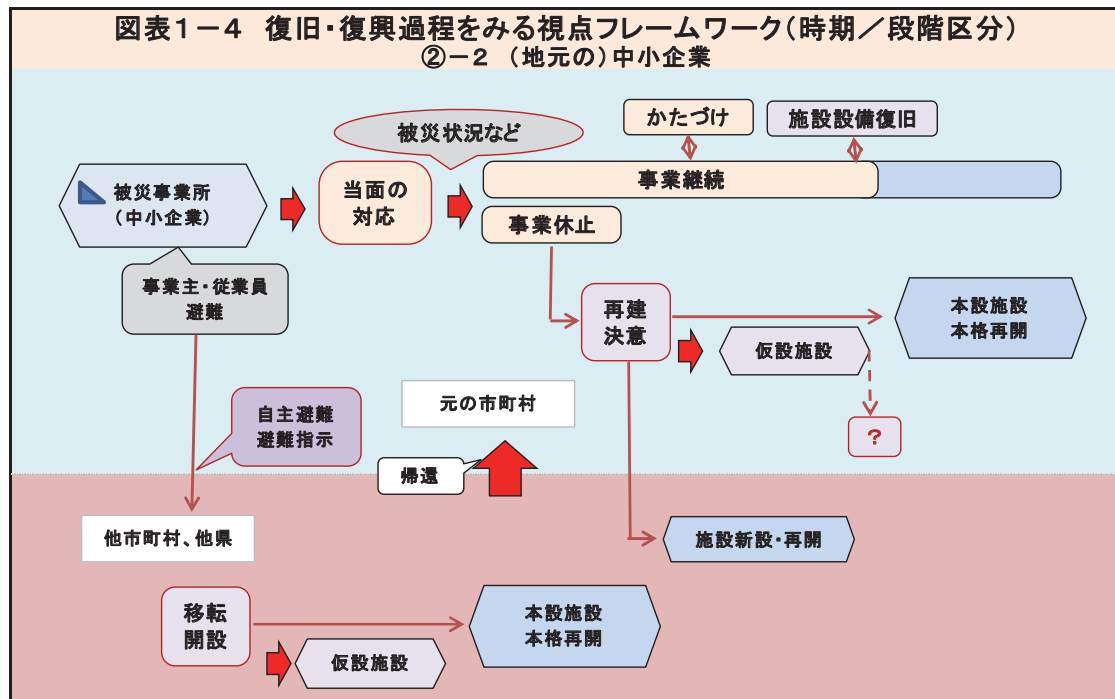
これに対して、地元の中小企業の事業所の場合については、図表1-4のように整理するのが適当であると思われる。発災直後の当面の対応は、規模の違いはあるものの上述の進出(大)企業の場合と変わらないが、事態がある程度落ち着いた段階で、事業所の被災の程度などをみて、当面において事業をなんとか継続できる状況にあるかどうか判断されることとなる¹⁷。様々な程度・形態ではあるが、事業が継続できる状態にある場合は、事業を継続しつつ震災がれき等のかたづけ、施設設備の調整・補修・更新などを行い、事業の再建が図られる。一方、施設の全壊など当面の事業継続が非常に困難である場合は、事業が休止される中で事業主により復旧・再建の道が探索される。そして、再建のための諸条件がととのう見通しが立った段階で再建が本格的に決意され、施設設備の整備を経て事業が再開される。その際、仮設の事業施設により事業再開が図られることが少なくなく、とりわけ後述のように独立行政法人中小企業基盤整備機構により整備された事業用仮設施設の活用が広くみられた。仮設施設で事業再開した場合は、やがて本施設による本格的再開へとつながることが期待される¹⁸。

中小企業にあつては、事業主が被災者としてとる行動にも大きく影響される。例えば、津

¹⁷ 前述の進出(大)企業の場合と同様に、事業を他に移管するという過程が生じることとなる。ここでも、意図的に他企業に「移管」されることもあるが、多くは取引先による「転注」(当該事業所との取引の取りやめと同業他社への切り替え)の形がとられることとなる。その場合には、復旧できたとしても従前の事業量の確保は難しくなる。一方で、取引先から事業継続を強く求められたことで、事業再建への決意を後押しされたケースも少なくない。

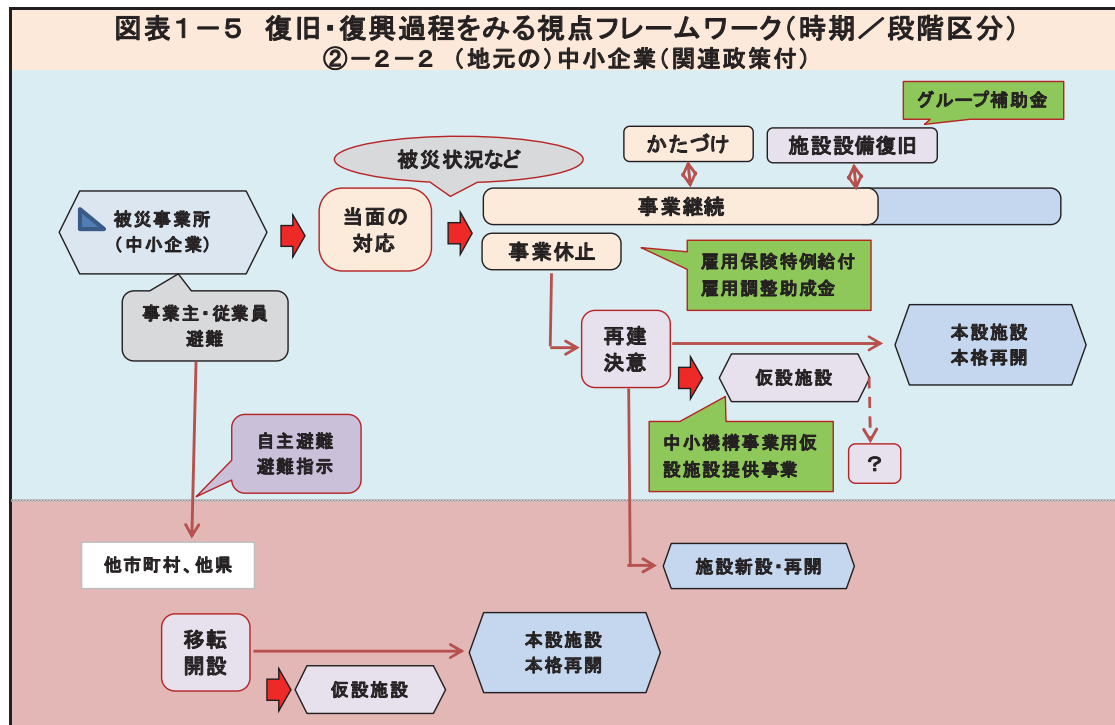
¹⁸ ここでは、事業再建の過程に着目しているため、明記していないが、それぞれの過程で廃業にいたる場合も少なくないことはいうまでもない。

波被害や原発事故に伴い市町村外への広域避難を事業主が余儀なくされた場合は、避難先において事業の再開が図られることも多い。避難先での事業再開は当座のもので、やがては従前の地域での本格再開になっていく場合もあるが、一方で、避難先等で定着していくこととなる場合も少なくない。いずれにしても、その際、従前の従業員との（雇用）関係がどうなるのかが一つの関心事項となる。



復旧・復興をめぐる政策については後述するが、この中小企業の復旧・復興過程において重要な役割を果たした政策について、ここで取り上げておきたい。図表1-5は、図表1-4に関連の施策を付加して改めて示したものである。

事業休止がなされるときはもとより事業が継続できるときでも、被災事業所は当面事業活動の縮小を余儀なくされる場合が多く、雇用調整が課題となる。そこで、可能な限り従業員の雇用の安定を図るため、雇用保険の特別給付と雇用調整助成金の二つの支援施策が講じられている。被災事業所で事業の継続ができるかどうか、また、できるとしてもどの程度の規模で継続できるかどうかの判断がつかない中では、雇用を当面維持しておくことが求められる一方で、賃金の支払いを継続していくことは非常に困難であると考えられる。また、一般に、事業縮小に伴い従業員（労働者）を休業させるときは、事業主は平均賃金の6割以上の休業手当を支払わなければならないが、その原因が自然災害である場合はその義務が免除される。したがって、特段の措置なく休業が行われたときは、労働者は無収入となる。そこで、雇用関係が完全に切れて失業状態になったときに給付される雇用保険失業給付について、激甚災害による被災事業所に限り事実上の「休業」状態にある場合にも特例的に受給すること



ができることとされている。また、雇用調整助成金は、事業活動の縮小に伴い休業を実施する際に事業主が従業員に支払った休業手当等に対して一定の割合の助成金を支給するものであるが、災害時には助成割合を特例的に高率にされている。事業主は、被災の状況等に応じて、いずれか（又は両方）を活用することにより、雇用を維持しつつ、事業再建に取り組むことができる。なお、この二つの制度は、対象が中小企業に限られているわけではない。

図表に掲げた他の二つの施策は、喪失した事業施設・設備の復旧・整備に関するものである。「グループ補助金」（中小企業組合等共同施設等災害復旧事業）は、被災した中小企業等がグループを結成し復興事業計画を作成し、県から地域経済等に重要な役割を果たすものと認定された場合に、施設・設備の復旧のための整備費用の最大4分の3（国：2分の1、県：4分の1）が補助される。また、漁業に関する水産庁の施策など、これと類似した支援が講じられている¹⁹。もう一つの中小機構（中小企業基盤整備機構）による「事業用仮設事業の提供事業」は、文字どおり、中小機構が仮設の事業用施設を整備し、事業の再開を希望する複数の被災した中小事業者（入居事業者）に提供するものである。これら2つの施策は、被災した中小企業が事業の再開するための大きな支えとなった場合が少なくなかった。

以上、今回の震災からの復旧・復興過程の流れをみる枠組みを提示した。なお、「まち」のそれについては、次に取り上げる復旧・復興政策と表裏一体のものでもあり、また、この資料シリーズにおいては、被災者及び被災事業所の復旧・復興過程と関連する場合において着目することとし、ここであらためて取り上げることは省略しておきたい。

¹⁹ 「共同利用漁船等復旧支援対策事業」、「がんばる漁業・養殖業復興支援事業」などがある。

（２）復旧・復興対策の概要

ここでは、東日本大震災からの復旧・復興過程をみるフレームワークにおける重要な要素である国等の復旧・復興対策の概要を整理しておきたい。

ア．対策の根拠となる法律

震災からの復旧・復興に向けて講じられた対策は多義多様にわたっており、その全体像を要約することは困難であるが、この資料シリーズの視点からは次のように整理しておきたい。より詳細な情報は、復興庁のホームページ等を参照されたい。

まず、対策の根拠となる法律について整理しておこう。

（基本的な災害対策に関する法律）

自然災害に対応するための基本的な法律としては、「災害対策基本法」（昭和 36 年法律第 223 号）、「災害救助法」（昭和 22 年法律第 118 号）及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号）の三つがある。

災害対策基本法は、防災に必要な体制の確立、防災計画の作成、災害対応等のための財政金融措置といった基本的事項が定められた法律である。同法において、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する責務は、第一義的には基礎的な地方公共団体である市町村にあるとされ、都道府県、さらに国は、相互に協力しつつ、必要に応じて市町村を支援・援助することとされている。主な条項として、中央・都道府県・市町村の各防災会議の設置、都道府県・市町村の各災害対策本部の設置、激甚災害が発生した場合の緊急災害対策本部（本部長：内閣総理大臣）の設置、災害時における職員の派遣、防災計画の策定と災害予防、災害発生時の応急対策、災害復旧、市町村長による避難指示等、警戒区域の設定、避難所の供与等、罹災証明書の交付などを挙げることができる。

災害救助法は、国が地方公共団体等との協力の下に、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とし、主に相当程度以上の規模の災害（相当数以上の世帯の住家の滅失など）が発生した場合において、被災市町村において都道府県が行う「救助」に対する国等の支援（財政支援等）に関して規定されている。「救助」としては、①避難所及び応急仮設住宅の供与、②炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給、③被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与、④医療及び助産、⑤被災者の救出、⑥被災した住宅の応急修理、⑦生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与、⑧学用品の給与、⑨埋葬、⑩その他政令で定めるもの、が列挙されている。

激甚災害法は、災害対策基本法にいう著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置について規定されている。対象となる災害（激甚災害）は、中央防災会議の意見を聴いて、政令で指定される。特別の財政援助の対象となる事業として、公共土木施設その他の公共施設の災害復旧事業、堆積土砂等の排除事業などが列挙され、また、農林水産業、中小企業その他に係る特別の財政援助・助成が規定されている。なお、この法律において、雇用保険求職者給付の特例支給

(休業給付)が定められている(第25条)。

(原子力災害への対策法)

いうまでもなく今回の震災において、原発事故を伴ったことが重要な事項の一つである。原発事故に伴う災害については、「原子力災害対策特別措置法」(平成11年法律第156号)が制定されていた。

原子力災害特措法は、原子力災害に関する事項について特別の措置を定め、対策の強化を図ることにより、原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的としている。内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を行い、また、避難勧告・指示を行うべきこと等を市町村長等に対して指示すること、内閣総理大臣を本部長とする「原子力災害対策本部」の設置などが規定されている。災害対策基本法同様、市町村長による避難の指示等や警戒区域設定なども規定されている。

(今回の震災復興等に向けた立法)

以上のような恒久法とともに、今回の震災に対応するために次のような立法が行われた。
(制定順に列挙)

㉑東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年第29号)

日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のため、所得税法その他の国税関係法律の特例を定めたもの。

㉒東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)

東日本大震災に対処するため、地方公共団体等に対する特別の財政援助及び社会保険の加入者等についての負担の軽減、農林漁業者、中小企業者等に対する金融上の支援等の特別の助成に関する措置について定めたもの。

㉓東日本大震災復興基本法(平成23年法律第76号)

東日本大震災からの復興についての基本理念を定め、復興基本方針の策定、復興のための資金の確保、復興特別区域制度の整備その他の基本となる事項を定めるとともに、東日本大震災復興対策本部の設置及び復興庁の設置に関する基本方針を定めたもの。なお、復興庁は、復興庁設置法(平成23年法律第125号)により、平成24年2月10日に設置された。

㉔平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律(平成23年法律第91号)

東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電施設の事故による被害に係る応急の対策に関する緊急の措置として、原発事故による損害をてん補するための国による仮払金の迅速かつ適正な支払及び原子力被害応急対策基金を設ける地方公共団体に対する補助に関し必要な事項を定めたもの。

㉕東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律(平成23年法律第98号)

今回の原発事故による避難住民に係る事務を避難先の地方公共団体において処理するこ

ととすることができる特例を設けるとともに、住所移転者に係る措置を定めたもの。

㊦平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）

今回の原発事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、原子力事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置について定めたもの。

㊧東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）

復興特別区域基本方針、復興推進計画の認定及び特別の措置、復興整備計画の実施に係る特別の措置、復興交付金事業計画に係る復興交付金の交付等について定めたもの。

㊨福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）

福島の原子力災害からの復興及び再生について、基本となる福島復興再生基本方針の策定、避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置、原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置等について定めたもの。

㊩東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援に関する施策の推進に関する法律（平成 24 年法律第 48 号）

今回の原発事故への対応において、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等に関する施策の基本となる事項を定めたもの。

（大規模災害復興に関する恒久法の制定）

今回の震災に直接適用されるものではないが、今回の震災における教訓を踏まえ、大規模な災害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、その基本理念、政府による復興対策本部の設置及び復興基本方針の策定並びに復興のための特別の措置について定めた恒久法として、「大規模災害からの復興に関する法律」（平成 25 年法律第 55 号）が平成 25 年 6 月に制定された。そこでは、特定の大規模災害が発生した場合には、特別の必要があると認められるときには復興対策本部（本部長：内閣総理大臣）が設置され、復興基本方針が策定されるとともに、市町村が単独又は都道府県と共同して作成した「復興計画」が認定されたときは、それに定められた事業に関して許認可その他の特例が認められることとされている。この制定により、今後発生する大規模災害においては、災害 3 法による被災者の救助・支援や災害復旧事業の応急対策に加え、被災地の計画的な復興にも早期に着手できるようになることが期待される。

イ．復興特区法と福島特措法

上記の法律のうち、今回の震災に対処するため制定され、とりわけベースとなる役割を担う㊦復興特区法と㊨福島特措法について、さらにその内容を確認しておこう。

（復興特区法）

震災復興を円滑に進めるためには、関連する施策に関する規制や課税等について特例的な措置をすることが適当であることが少なくない。このため、震災により一定以上の被害が生じた区域を復興特区に係る計画を作成することができる区域として設定する。岩手、宮城、福島の3県の全市町村をはじめ、北海道、茨城、栃木、埼玉（久喜市）、千葉、新潟の各県内の市町村のうち計227市町村が対象とされた。政府が定めた復興特区基本方針に即して、これらの区域の県や市町村は次の3つの計画を作成することができる²⁰。

- ①復興推進計画…個別の規制、手続の特例や税制の特例等を受けるための計画であり²¹、県や市町村が単独又は共同で作成し、内閣総理大臣の認定が必要である。計画の推進等（新たな規制特例の整備を含む。）に関して、県ごとに「国と地方との協議会」を組織すること、また、県や市町村は復興推進事業の実施者等との「地域協議会」を組織することなどが規定されている。平成28年11月15日現在までにおいて、岩手県内24件、宮城県内66件、福島県内79件、その他の県内34件の復興推進計画が認定されている。
- ②復興整備計画…市街地の整備や農業・漁業・水産加工などの基盤の整備に関する事業などにおいて、土地利用の再編に係る特例許可・手続の特例等（事業許可基準の緩和、土地収用手続の特例など）を受けるための計画であり、市町村が単独又は県と共同して作成できる。関係市町村等は、復興整備計画に関し協議する「復興整備協議会」を組織でき、その協議と同意が必要とされる場合がある。
- ③復興交付金事業計画…著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために実施する必要がある事業（道路整備事業、土地区画整理事業、防災集団移転促進事業、公営住宅の整備、農業農村整備事業、漁業集落整備事業、学校整備事業、病院耐震化事業など）に関する計画であり、市町村が単独又は県と共同して作成し、内閣総理大臣に提出する。当該事業に要する経費は、復興交付金として国から交付される。

（福島特措法）

福島特措法の主な内容には、次のようなものがある。

第2条に謳われている基本理念にのっとり²²、政府は、福島県知事の意見を聴いたうえで、「福島復興再生基本方針」を策定しなければならない（第5条）。「基本方針」は、平成24年7月13日に策定された。また、内閣総理大臣は、その基本方針に即して、福島県知事の申

²⁰ 復興特区法の対象となる復興推進事業の一つとして、「産業集積の形成及び活性化を図ることを通じて東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における雇用機会の確保に寄与する事業」（第2条第3項第2号イ）が挙げられている。

²¹ 税制の特例の一つとして、復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除（当該被災雇用者の給与等の一定割合）がある。

²² 第2条第1項では、「原子力災害からの福島の復興及び再生は、原子力災害により多数の住民が避難を余儀なくされたこと、復旧に長期間を要すること、放射性物質による汚染のおそれにより住民の健康上の不安が生じていること、これらに伴い安心して暮らし、子どもを生み、育てることができる環境を実現するとともに、社会経済を再生する必要があることその他の福島が直面する緊要な課題について、女性、子ども、障害者等を含めた多様な住民の意見を尊重しつつ解決することにより、地域経済の活性化を促進し、福島の地域社会の絆の維持及び再生を図ることを旨として、行われなければならない。」と規定されている。

出に基づき、「避難解除等区域復興再生計画」を定めるものとされている（第7条）。同計画は、避難解除等区域の復興・再生を図るため、インフラ、生活環境、産業に関する中長期的取組の方針を示すとともに、国、県、市町村の具体的な取組内容を記載したもので、平成25年3月19日に策定され、さらに平成26年6月20日に改定されている。計画の目標、目指すべき復興の姿といった全般的事項や広域的な地域整備の方向とともに、関係市町村ごとの計画が定められている。

福島県知事は、「避難解除等区域復興再生計画」に即して、雇用機会の確保その他の当該区域の復興・再生の推進に資する事業を行う企業の立地を促進するための「企業立地促進計画」を策定ことができ、これを公表し、内閣総理大臣に提出することとされている（第18条）。そのうえで、これに適合する事業を行う企業（個人事業者を含む。）は、当該事業実施に関する計画（「避難解除等区域復興再生推進事業実施計画」）を作成し、福島県知事の認定を申請することができ、認定を受けた場合は課税の特例措置を受けることができることとされている（第20条～第26条）。

住民の帰還の促進を図るための措置について、関係市町村と福島県は、単独又は共同して「帰還環境整備事業計画」を作成し、内閣総理大臣に提出し、同計画に基づく土地区画整理事業、道路新設・改築、公営住宅の整備、土地改良事業などを国の交付金を充てて実施できることとされている（第33条～第35条）。

避難指示区域からの避難者の生活安定を図るための措置について、当該避難者への公営住宅の提供等の特例とともに、福島県知事と避難先市町村長とは、共同して、「生活拠点形成事業計画」を作成し、内閣総理大臣に提出し、同計画に基づく事業などを国の交付金を充てて実施できることとされている（第45条～第48条）。

放射線による健康上の不安の解消等安心して暮らせる生活環境の実現できるための措置について、健康管理調査の実施、農林水産物等の放射能濃度の測定等の実施支援、除染等の迅速実施、児童等への措置などが規定されている（第49条～第60条）。

産業の復興・再生のための措置について、福島県知事は、「基本方針」に即して、「産業復興再生計画」を作成し、内閣総理大臣の認定を申請できることとされている（第61条）。認定を受けたときは、復興特区の準用をはじめ関係する規制の特例を受けることができる。

また、農林水産業や中小企業の復興・再生、観光振興などを通じた福島の復興・再生に関する規定が置かれている（第76条～第80条）²³。

新たな産業創出等に寄与する取組の重点的な推進について、福島県知事は、「基本方針」に即して、再生エネルギーの利用、医薬品、医療機器及びロボットの研究開発拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進に関する計画（「重点推進計画」）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請

²³ 労働行政に関して、第78条に「国は、福島労働者の職業の安定を図るため、職業指導、職業紹介及び職業訓練の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。」との規定が置かれている。

できることとされている（第81条）。

以上に加え、福島復興・再生に関する施策の推進のために必要な措置、復興大臣及び福島県知事その他をメンバーとする福島復興再生協議会の組織などが規定されている。

ウ. 復興の取組

今回の震災に関する政府の取組について、この「資料シリーズ」の視点から主なものを復興庁の公表資料から概観しておこう²⁴。なお、雇用・労働政策に関するものは、次の項（エ.）でとりあげている。

（ア）被災者支援

被災者支援の中核は、避難者に対する支援であり、避難所の運営など発災直後の緊急的な避難への対応後は、住宅被災者に対する仮設住宅（既存の公営住宅や民間賃貸住宅の借り上げによる「みなし仮設」を含む。）の提供、さらに自宅再建の困難な被災者への「災害公営住宅」の提供へと続くことは前述のとおりである。

仮設住宅への入居戸数は、次のように推移している。（単位：戸）

| | 仮設住宅等計 | 応急仮設住宅 | 民間賃貸住宅 | 公営住宅等 |
|-------------|---------|--------|--------|--------|
| 平成 24 年 4 月 | 123,723 | 48,913 | 68,616 | 6,194 |
| 平成 25 年 4 月 | 117,674 | 48,102 | 59,098 | 10,474 |
| 平成 26 年 4 月 | 101,128 | 43,898 | 48,790 | 8,440 |
| 平成 27 年 4 月 | 82,697 | 37,398 | 38,863 | 6,436 |
| 平成 28 年 1 月 | 65,704 | 29,410 | 31,042 | 5,252 |

被災者の健康・生活支援の一環として、「見守り、心身のケア」にも重点が置かれている。平成 25 年 12 月には「健康・生活支援に関する施策パッケージ」がとりまとめられたのをはじめとして、平成 26 年 8 月には「被災者の健康・生活支援に関する総合施策」が、さらには平成 27 年 1 月にその改訂版である「総合対策」がとりまとめられた。そこでは、①見守り等の活動の推進等の支援態勢の充実、②仮設住宅や災害公営住宅などの住居とコミュニティに関する課題への対応、③「心のケアセンター」の設置等の「心」の復興、④子どもに対する支援、⑤支援の基盤となる被災者データのプラットフォーム化の推進等の情報基盤の共有といった項目が盛り込まれている。これらにより、避難の長期化や被災者の分散化などによる様々な課題に対応するため、心と体の健康への支援や災害公営住宅でのコミュニティ形成への支援、被災者支援の総合的な推進等に取り組まれている。

²⁴ この記述については、主に復興庁が平成 28 年 3 月に公表した「東日本大震災から 5 年—新たなステージ 復興と創生—復興の状況と取組」に拠っている。

(イ) 住宅再建・まちづくり

住宅再建・まちづくりについては、各種の復旧事業の進展により、平成27年度までに道路、河川、上下水道等のうち生活に密着したインフラの復旧は概ね終了したとされ、今後は、被災地の発展基盤となる復興道路・復興支援道路等の交通・物流網の整備や今後ピークを迎える住まいの再建や復興まちづくりが着実に進められている²⁵。

平成28年5月20日発表の「住まいの復興工程表」によれば、災害公営住宅整備は、平成25年度末には2,274戸(進捗率8%)にとどまっていたものが、26年度末には8,939戸(30%)、27年度末には16,747戸(57%)と進んできており、28年度末には86%、29年度には97%にまで進捗をみるとされている。また、高台移転による民間住宅用宅地整備についても、平成26年度末3,972戸分(同20%)、27年度8,454戸分(43%)と進展してきており、28年度末は69%、29年度末には91%の進捗が予定されている²⁶。

災害公営住宅の整備や高台移転などについては、早くから進捗の遅れが課題化したが、これに対処するため平成25年2月の農地法の規制緩和を皮切りに、「加速化」のための措置が平成25年3月、同年4月及び10月、26年1月、同年5月の計5弾にわたってとられた²⁷。さらに、平成26年8月には「工事加速化支援隊」の創設、27年1月には「隘路打開の総合対策」などが推進された。また、この間において、工事入札の不調の頻発への対応もあって、公共工事設計労務単価の引き上げを含む標準建設費の引き上げ等が実施された。

(ウ) 産業

産業の復興については、「産業の速やかな復興の実現に向けた取組」、「農業・水産業の再生への取組」、「観光業の復興への取組」の3つに整理されている。

(地域の) 産業復興に関する取組には、①中小企業等グループ補助金、②仮設工場・店舗等整備事業、③企業立地補助金、④まちなか再生計画の認定の4つが挙げられている。①のグループ補助金及び②仮設工場・店舗については上述したところである。③の立地補助金には、「ふくしま産業復興企業立地支援事業」(福島県への県内外からの企業立地奨励、県外への企業流出防止に関する福島県が行う助成措置への支援、工業団地の早急な再生)、「津波・原子力災害被災地雇用創出企業立地補助金」(津波浸水地域及び福島県の原因事故避難指示解除地域をはじめとする県全域に立地し、一定の雇用を創出する工場、物流や試験研究施設、コールセンター、商業施設に対する助成)などがある。また、平成28年度の新規事業として、原発事故避難指示区域を対象とした「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」がある。ま

²⁵ 復興庁「復興の状況と取組」の以前の版で平成25年7月版までは、災害廃棄物(がれき)の処理が一つの大きな項目となっていたが、平成25年度末までに一部を除き概ね処理が終了したため、触れられなくなっている。平成25年度においては、がれき処理が大きな関心事項であったことは記憶されたい。

²⁶ 巻末付属資料/1. 総括等計データの「総括データ2」参照。

²⁷ これらの施策は主には住宅(宅地を含む)の整備をターゲットとされたものであるが、平成26年1月の「加速化措置第4弾」には、「商業集積・商店街再生加速化パッケージ」の策定が含まれている。

た、④のまちなか再生計画の認定は、すぐ上で紹介した住宅再建・まちづくりの「加速化措置第4弾」の中の「商業集積・商店街再生加速化パッケージ」に係るもので、原発事故又は津波被災地域の市町村長が当該地域における商業集積・商店街を整備するためのまちなか再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請できることとされたものである。まちなか再生計画は、宮城県女川町（平成26年12月）をはじめ平成28年11月現在7件が認定されている。

農業・水産業の再生への取組は、農業に関し被災農地の復旧事業と農地を大区画化する農地整備事業、水産業に関し漁船や定置網の復旧を支援する「共同利用漁船等復旧支援対策事業」と「がんばる漁業・養殖業復興支援事業」（地域で策定した復興計画に基づき、震災前以上の収益性の確保をめざす漁協等や自立をめざした共同化による養殖生産の早期再開にそれぞれ必要な事業経費を支援する事業）とがそれぞれ挙げられている。

観光業の復興への取組には、「東北地域観光復興対策事業」（東北地方の太平洋沿岸エリアへの送客強化や観光地域づくりの基盤整備を実施）、「広域連携観光復興対策事業」（東北地域全体を博覧会場と見立て、官民挙げた一体的な取組を行う「東北観光博」を実施）、「福島県における観光関連復興支援事業」（県の風評被害対策及び震災復興に資する観光関連事業を支援）の3つが挙げられている。

（エ）福島の復興・再生

原発事故による被害を集中的に受けた福島県については、東電福島第一原発から半径30km圏内等において避難指示が出され、平成23年4月の警戒区域等の設定、24年4月以降の避難指示区域の再編（平成25年8月完了）が行われ、併せて放射性物質の除染が進められ、それもあって放射線量が低減する中で、平成26年4月以降避難指示の解除が順次行われ、住民の帰還が目指される時期に入っていることは既に述べたところである。また、福島復興のために、平成24年3月に福島特措法が制定されたことも前述のとおりである。

この間において、常磐自動車道やJR常磐線をはじめとする交通インフラの復旧、福島県や関係市町村が行う長期避難者（原発避難者）への支援・早期帰還対応などの関係施策を一括して支援する「福島再生加速化交付金」の創設（平成25年度補正予算）、長期避難者向け復興公営住宅の整備推進、福島産農林水産物の放射能モニタリングの実施をはじめとする風評被害対策、「福島相双復興官民合同チーム」による避難事業者への個別訪問・相談支援の実施などの諸施策が進められている。避難指示解除準備区域及び居住制限区域について平成29年3月までの避難指示解除が旨とされるとともに、残る帰還困難区域についても帰還に向けた取組を図ることとされている。また、福島第一原発等においては、当面の重要課題となっている汚染水対策とともに廃炉に向けた作業等が進められている。

なお、平成25年2月、復興庁に福島復興再生総局が設置され、被災地の現場において施策の迅速な判断・実行が図られたことも挙げる必要のある施策の一つである。

（オ）「新しい東北」

震災からの復興の実を上げるためには、いわゆる「官」の取り組みとともに、「民」の創意工夫をこらした取組を推進していくことが求められる。このため、平成25年度から「新しい東北」の標題の下で復興庁により、①先導的な取組の加速化とその普及・展開（先導モデル事業の指定と支援、先導モデル事業で得られたノウハウを活用して地域づくりネットワークの取組を行う被災地自治体の支援）、②民間の人材・資金・ノウハウの活用（産業、観光、被災者支援、まちづくり等の分野で、民間大手企業から社員の派遣を受ける「WORK FOR 東北」、新商品開発等の分野で登録されている専門家を派遣して支援する「企業連携グループ」、ビジネスコンテストで優秀な取組を発掘し、PRと経営指導などアフターフォローを実施する「復興金融ネットワーク」）、③情報共有・連携に向けた場づくり（官民連携推進協議会や情報発信など）、といった取組が行われている。

（カ）復興財源フレームワーク

10年間の復興期間における事業費を総額32兆円程度と見込み、平成23年度から27年度までの「集中復興期間」において25.5兆円分の事業が執行され、続く平成28年度から32年度までの「復興・創生期間」においては6.5兆円の事業費が見積もられている。

エ. 雇用・労働面の主要対策

つぎに、労働行政によって進められた復旧・復興に向けた雇用・労働面の対策を概観しておこう。労働行政においても、発災直後から矢継ぎ早に対応・対策のための施策が講じられた。それらについては、この「資料シリーズ」の前編に当たるJILPT資料シリーズNo.111の第4章第2節（同書p71～74）において一覧表に整理して紹介されている。重複になるが、ここでも同じ表を再掲しておきたい（図表1-6）。

概括すれば、発災直後において、被災者、とりわけ勤務先の事業所が被災して勤務の継続が困難となった場合（当面休業を余儀なくされた場合を含む。）の雇用や生活の安定を図るため、職業相談等の機会を提供するとともに、雇用保険の失業給付について休業等の場合においても受給できるようにし、また、失業して次の雇用機会をみつけない場合には特別の手厚い延長給付が行われた。加えて、受給手続きに必要なとされる書類について事業主が被災して整備できない場合などには他の方法による証明で代替したり、遠隔地へ避難した場合には避難先のハローワークで手続きを行うことができるようにしたり、といった実務上の配慮もなされた²⁸。一方、被災した事業所等ができる限り従業員の雇用を維持しよとする場合には、雇用調整助成金について特例措置を講じつつ支援する態勢がとられた。さらには、被災者の生活の安定に資するという点では、労災保険給付の遺族（補償）年金等に関

²⁸ こうした発災直後等におけるハローワークなどの労働行政の現場機関の取組の状況については、JILPT資料シリーズNo.125で詳細に報告しているので、参照されたい。

する特例措置もこれに含まれると考えられる。

職を失った被災者の雇用機会を確保するためには、その雇入れを助成する「被災者雇用助成金」などの措置を講じるとともに、一時的、短期的な雇用機会の提供・確保を目指した雇用創出基金事業による緊急雇用創出が図られた²⁹。基金事業による緊急雇用創出のフレームワークは参考図（次ページ）のとおりであるが、震災からの復旧・復興過程においてこれに適した多様な仕事（ニーズ）が生まれこととあいまって、きわめて大きな役割を果たしてきている³⁰。安定的な雇用を確保するための施策としては、また、「基金事業」の一環で、平成28年度において「事業復興型雇用創出事業」が創設された。これは、中小企業が雇用のミスマッチ分野等において被災求職者を雇用する場合に、産業政策と一体となって雇用面から支援を行うものである。助成対象は、岩手県及び宮城県の沿岸部並びに福島県全域において、グループ補助金などの国や自治体の補助金等の対象となっている中小企業の事業所等（福島県の被災15市町村においては企業規模を問わない）で平成28年度までに事業を開始し、被災求職者を期間の定めのない雇用契約等により雇い入れたところである。雇入れ1人当たり120万円（パートは60万円）（福島県の被災15市町村についてはそれぞれ225万円、110万円とする）を3年間支給される。これにより、計画的な人材育成や職場環境の整備が図られ、中小企業等の人材確保につながる事が期待されている。

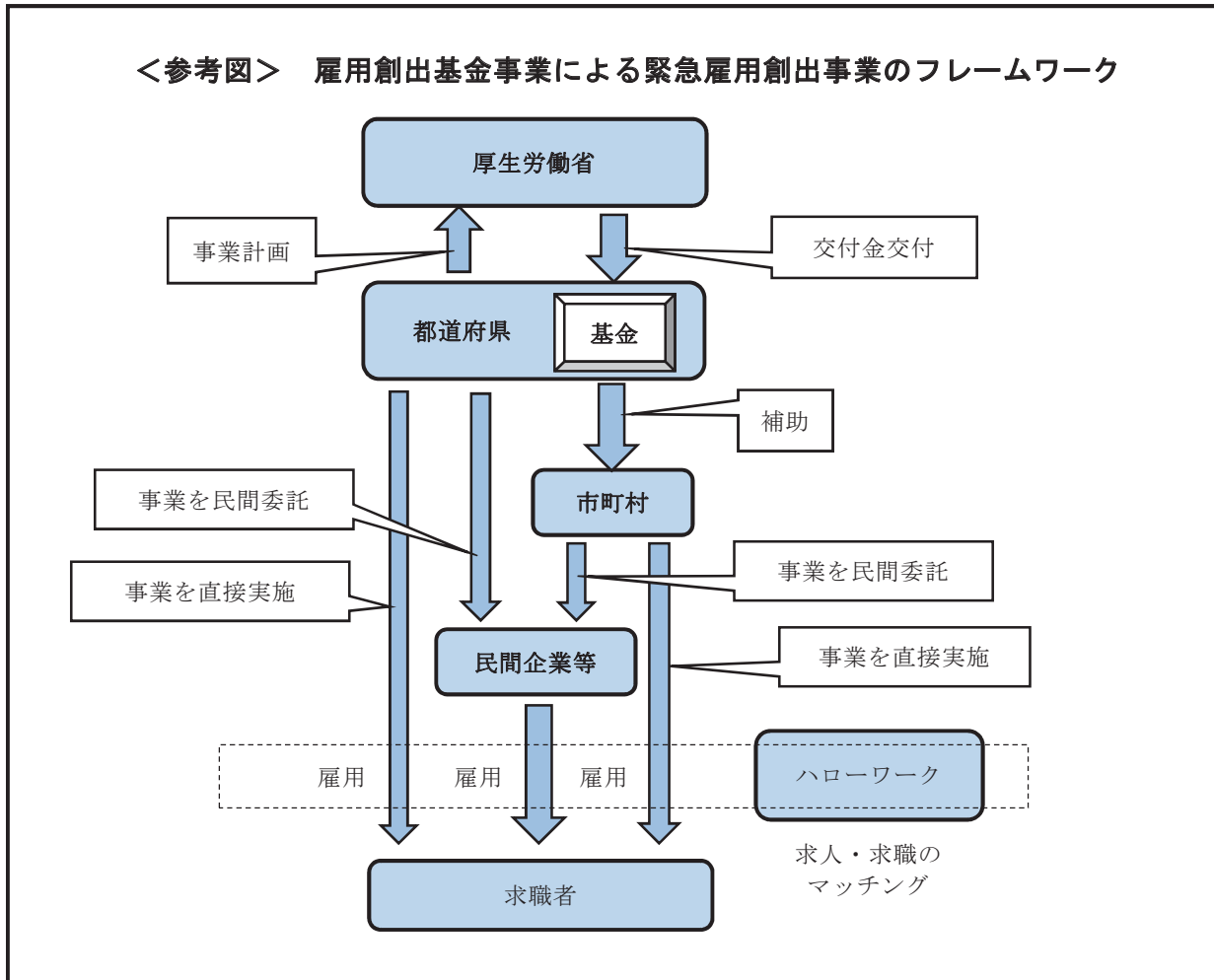
「基金事業」には、これらのほか、介護、医療、農林水産などの成長分野等において、地域の求職者を雇い入れ、Off-JTやOJTの人材育成を助成する「重点分野雇用創造事業」、雇用面でのモデル性のある事業等に被災求職者を原則1年間（更新可）雇用する「生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業」などがあり、多方面からの雇用機会確保や人材育成に向けた支援が実施された。なお、これらは、既に終了している。

労働安全衛生行政の分野も、震災対応で大きな役割を果たしたことは特筆されるべきである。図表1-6の別表にあるように原発事故に伴う原発作業員に係るものがもっとも注目されるが、それとともに、災害復旧等の過程において、防塵マスクの配布等をはじめ労働災害予防に向けて実施された取組も重要である。復興工事が進展する中で建設現場を中心に労災事故の防止が課題となる中で、現地労働局や労基署では労災防止に向けた指導や監視等の取組が続けられている。

²⁹ 当初はリーマンショック後に創設されていた緊急雇用創出（基金）事業の枠組みの中で対応が図られていたが、同制度は平成23年度までで終了となることもあり、平成23年11月に「震災等緊急雇用対応事業」として被災3県の災害救助法適用地域で被災求職者を対象とする制度が新設された。従前の制度では雇用期間は原則6カ月で更新は1回限りであったものが、被災地向けの制度では雇用期間が1年以内、複数回の更新が可能に改められるなどの対応がとられた。「震災等緊急雇用対応事業」は、平成27年度末までに事業を開始したものまでで終了しており、平成28年度には代わって福島県のみを対象とした「原子力災害対応雇用支援事業」として再編された。対象となる事業が、自治体等が実施する原子力災害由来の事業に限られ、また、次の安定雇用への円滑な移行につながる人材育成を併せて実施されることが要件となっている。

³⁰ こうした点に関しては、JILPT労働政策研究報告書No.169を参照されたい。

<参考図> 雇用創出基金事業による緊急雇用創出事業のフレームワーク



図表 1-6 発災直後から概ね平成 23 年度の労働行政における対策（一覧）

(JILPT 資料シリーズNo.111 の図表 4-6 を一部加筆して再掲)

| 労働行政による復旧・復興対策 | |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 被災者の住宅支援 | 独立行政法人雇用・能力開発機構（現、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）に対して、全国の雇用促進住宅で被災者を受け入れるよう要請。（平成 24 年 2 月 9 日現在、入居決定戸数 7,285 戸） |
| 職業紹介・求職者支援関連 | <p>1. 出張相談等の実施 被災者の職探しを支援するため、避難所等に積極的に出張相談に出向き、避難者の現状把握に努めるとともに、合同就職面接会を積極的に実施した。</p> <p>2. 震災被災者の方々を対象にした求人情報の整備 （被災者の方を積極的に雇いたいという求人、寮や社宅などの住居がある求人・住込みの求人、雇用創出基金事業の求人など。農林漁業関連の求人もある。）</p> <p>3. 雇用保険の特例措置</p> <p>(1) 事業所が被災して事業を休止・廃止したため、休業を余儀なくされ賃金を受けとれない状態にある人は、実際に離職していなくても失業給付を受給することができる。また、災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業が休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた人については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できる。</p> <p>(2) 失業給付の給付日数は、制度化されている個別延長給付（原則 60 日分）に加えて、さらに 60 日分延長することにした。さらに 10 月 1 日以降、被災 3 県の沿岸地域及び警戒区域、計画的避難区域に住んでいる人に対しては、さらに 90 日分を延長。</p> <p>(3) 休業事業所から作業を依頼された場合に、次のような条件に該当する「ボランティア」であった場合には、作業が有償・無償かどうかを問わず、失業給付の基本手当を受給できる。</p> <p>① 作業依頼を拒否することができること ② 作業時間、休憩や帰宅の時間などを自由に決められること ③ 有償の場合でも、交通費などの実費弁償を除き、少額の謝礼のみであること</p> <p>(4) 東京電力福島原発の警戒区域等に所在する事業所が休業した場合の関連 事業所が原子力災害特別措置法に基づく警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域の設定を受けて休業した場合、雇用保険の失業給付の特例が受けられる。</p> |
| 求人者（事業主）支援 | <p>1. 被災地のハローワークに特別相談窓口を設置 3 月 12 日、被災した事業所が各種助成金の支給申請などを相談しやすくするため、特別相談窓口を設置した。</p> <p>2. 被災者雇用開発助成金（新設） 被災離職者や被災地域の求職者を雇い入れる事業主に対して、助成金を支給するもの。さらに助成金対象者を 10 人以上雇い入れ、1 年以上継続して雇用した場合には、助成金の上乘せあり。</p> <p>3. 雇用調整助成金に係る特例措置</p> <p>(1) 災害救助法適用地域（東京都を除く）に所在する事業所や、これらの事業所と一定規模以上の経済的関係を有する事業所について、以下の特例措置を講ずる：</p> <p>① 生産量・売上高などの確認期間の緩和（前々年同期との比較） ② 支給限度日数を別枠で 300 日設定 （平成 23 年 5 月 2 日以降の 1 年間に雇用調整助成金の利用を開始する場合、これまでの支給日数にかかわらず、最大 300 日の受給が可能。すでに利用を開始している場合でも、所定の要件を満たせばこの特例を利用できる。） ③ 対象労働者の拡大（被保険者期間が 6 か月未満の者も対象に）</p> <p>(2) 被災地における雇用調整助成金の教育訓練の特例 津波などによる被害が激しい地域においては、避難所支援（炊き出し、介助等）や市街整備（がれきの撤去作業等）などの地域貢献に寄与する企業の活動も、雇用調整助成金の教育訓練の助成対象とした。</p> <p>(3) 東京電力福島原発の警戒区域等に所在する事業所が休業した場合の関連 警戒区域又は計画的避難区域に所在する事業所については、</p> <p>① 当該区域外で事業を継続している ② 当該区域外での事業継続を目指した準備活動（事業所の場所探し、顧客集めのチラシ配り等）を行っている などの場合、雇用調整助成金の対象となる。</p> |

| |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>4. 成長分野等人材育成支援事業の拡充事業 被災者を新規雇用・再雇用した中小企業事業主がその労働者に Off-JT のみ、または Off-JT と OJT を組み合わせた職業訓練を行う場合、訓練費を助成する。</p> |
| <p>新規学卒・若年者就職支援関連</p> <p>1. 学生等震災特別相談窓口の設置 平成 23 年 3 月 28 日、全国の新卒応援ハローワークに「学生等震災特別相談窓口」を設置し、学生・生徒等から相談があった採用内定取消し等の事案を確認し、必要に応じて事業主への指導等を実施した。</p> <p>2. 既卒者（3 年以内）に係る採用拡大奨励金、トライアル雇用奨励金関連の拡充・要件緩和 事業所の損壊などで悪化している就職環境から被災地の既卒者の就職活動を守り、支援するため、被災した卒業後 3 年以内の既卒者に限定した求人を出し、採用する事業主に対して、奨励金の支給額の拡充と要件の緩和を行った。</p> <p>3. 実習型雇用支援事業 被災地の企業が、被災地に居住している求職者や被災地の事業所を離職した求職者を実習型雇用した場合、助成金が受けられる。その後、正規雇用した場合にも助成あり。</p> |
| <p>関係機関に対する就職支援要請</p> <p>1. 東日本大震災についての雇用問題への配慮について要請 震災に関連した雇用問題に対し配慮するよう、主要経済団体に対し、厚生労働大臣から直接要請を行った。</p> <p>2. 被災地復興のため、被災された方への迅速な就職支援を要請 被災地復興のため、被災された人が一日も早く就職し、被災企業が人材を確保することが重要なことから、厚生労働大臣は、人材ビジネスの事業者団体に対し、迅速で的確な職業紹介やマッチングについて、官民一体となり積極的に取り組むよう協力要請を行った。</p> |
| <p>労働安全衛生関連（東電・福島第 1 原発事故後の現地作業員の作業の安全等に係る一連の措置） 別表（次ページ）を参照のこと。</p> |
| <p>その他</p> <p>1. 労災保険給付等に係る特例措置 仕事または通勤中に、地震や津波により建物が崩壊したこと等が原因となって被災された場合に支給される労災保険給付手続きに関連して、震災後 3 ヶ月生死がわからない場合、平成 23 年 3 月 11 日に死亡したと推定し、遺族（補償）年金・一時金を受け取れるようにするなどの特例措置を実施した。</p> <p>2. 中小企業退職金共済制度に係る特例措置 ① 1. と同様に、中小企業退職金共済制度についても遺族が退職金を受け取れることとされた。 ② 掛金納付期限延長の手続きや共済手帳再発行の手続きの簡素化等の特例措置を実施（のちに拡充） ③ 中小企業退職金共済制度の被災被共済者等に対し確実に退職金を支給するため、その所在を確認し、請求勧奨を行う集中的な取組を独立行政法人勤労者退職金共済機構が実施</p> <p>3. 勤労者財産形成促進制度に係る特例措置 ① 事業主等を通じて財形持家融資を受け、東日本大震災で返済困難になった勤労者に対し、その返済負担を軽減するための特例措置を実施（のちに拡充） ② 被災された勤労者が住宅の取得、補修のために財形持家融資を新たに受ける場合に貸付金利の引き下げ等の優遇を行う特例貸付を実施 ③ 東日本大震災により被害を受けた方が、財形住宅・年金貯蓄を要件外で払い出す際、本来課税される利子が非課税として扱われる特例措置を実施</p> |

（資料出所）厚生労働省のホームページから入手した。

別表 労働安全衛生行政における対応

| 時期 | 具体的な行政措置の内容 |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2011年 | |
| 3月11日 | 福島県立医大病院（二次被ばく指定医療機関）で受入れ体制を整備（福島労災病院（初期被ばく指定医療機関）及び鹿島労災病院では受入・応援体制を準備）。 |
| 3月14日 | 東電・福島第一原発において、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要があるため、電離放射線障害防止規則の特例として、特にやむを得ない緊急の場合に、緊急作業に従事する労働者が受ける実効線量の上限を100ミリシーベルトから250ミリシーベルトに引き上げ、当該特例省令の施行（3月14日施行）について都道府県労働局長に通知。 |
| 3月24、26日 | 東電・福島第一原発において3月24日に作業員3人が被ばくする事故が発生したことを受け、福島労働局から東電・福島第一原発に対し、安全衛生管理体制を確立してから作業を再開するよう指導（口頭と文書）。 |
| 4月25日 | 緊急作業終了後の臨時の健康診断に加えて、作業従事中で実効線量が100ミリシーベルトを超えた労働者および作業従事期間が1カ月を超えた労働者について、原則1月以内ごとに臨時の健康診断を実施するよう、福島労働局から指示。 |
| 5月20日 | 厚生労働省内に福島第一原発作業員健康管理等対策推進室（6月8日に東電福島第一原発作業員健康対策室に改称）を設置。 |
| 5月27日 | 東電福島第一原発作業員健康対策室（厚生労働本章、福島労働局、富岡労働基準監督署）が東電福島第一原発に立入調査を実施。 |
| 5月30日 | 5月27日に実施した立入調査の結果を踏まえ、東京電力等に対し、3人被ばく事案等に係る労働安全衛生法違反について、福島労働局長名で是正勧告。 |
| 6月7日 | 5月30日の指導に対し、東京電力から東電福島第一原発の労働者2名の被ばく線量が、被ばく限度である250ミリシーベルトを超えたおそれがあるとの報告を受けて、東電福島第一原発作業員健康対策室（厚生労働本章、福島労働局）が東電福島第一原発に立入調査を実施。 |
| 6月13日 | 東電福島第一原発の労働者の被ばく線量について、東京電力より、250ミリシーベルトを超えるおそれのある者が新たに6名いるとの報告を受けて、東京電力に対して暫定値が200ミリシーベルトを超える者を直ちに緊急作業から外すよう指導。 |
| 6月30日 | 東電福島第一原発の緊急作業従事者に対する被ばく線量の測定・評価に遅れがみられること、および緊急作業に関する作業届に関し修正指示への対応に著しい遅れが生じていることについて、東京電力に対して指導。 |
| 7月11日 | 東電福島第一原発の労働者の被ばく線量について、東京電力より、250ミリシーベルトを超えた者が新たに3名確定（合計6名）したとの報告を受けて、東電福島第一原発作業員健康対策室（同上）が同原発に立入調査を実施。 |
| 7月13日 | 4月中に新たに緊急作業に従事した労働者の内部被ばく線量について東京電力から報告を受けた際、118人の連絡先不明者、約1,300人の未測定者等が判明したことから、東京電力に対し、不明者について徹底した調査と再報告を指導。また、日々の外部被ばく線量を労働者に書面で通知するシステムの構築等について指導。 （その後、連絡先不明者や未測定者はなくならなかったことから、同種の指導が数次にわたって続いた。） |
| 7月14日 | 東京電力に対し、有効な呼吸用保護具を労働者に使用させていなかった等の労働安全衛生法違反について、福島労働局長名で是正勧告。 |
| 8月3日 | 東電福島第一原発作業員の長期健康管理に関するグランドデザインの作成。「緊急作業に従事した全ての作業員の、離職後を含めて長期的に被ばく線量等を追跡できるデータベースを構築し、長期的な健康管理を行うこと」の実施に向けたもの。 |
| 8月30～31日 | 3月中に緊急作業に従事した労働者に対して、3カ月以内ごとに1回、内部被ばく測定を実施していなかった等の労働安全衛生法違反について、東京電力を含む関係事業者15社および元方事業者6社に対して、福島労働局長名で是正勧告。 |
| 10月11日 | 緊急作業従事者の長期的健康管理のため、事業者に対し被ばく線量の記録及び健康診断結果の提出等を義務付けるよう、電離放射線障害防止規則を改正、併せて被ばく線量に応じた検査等の実施について定めた指針（「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」）を公表。 |
| 12月16日 | 東電・福島第一原発事故の収束に向けた工程表ステップ2終了とともに、特例省令を廃止した。 |

（資料出所）厚生労働省のホームページを参照して作成した。

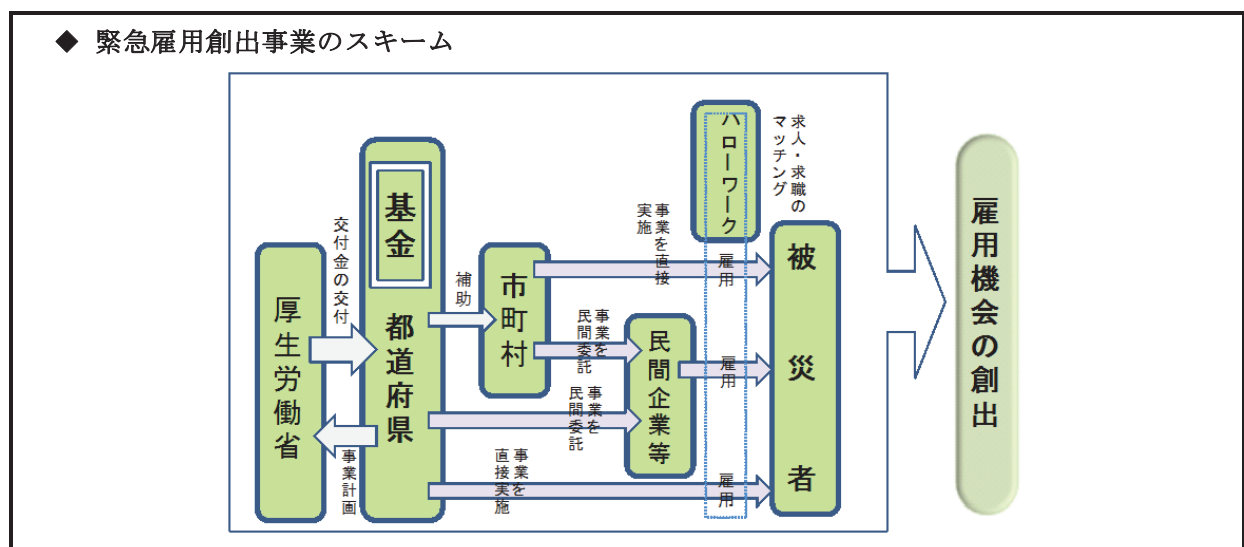
（３）県、市町村の復興計画の概要

震災に対処し、県や市町村では復興の基本的なビジョンを示した「復興基本方針」や今後の復興の道筋を示す「復興計画」、さらには具体的な事業実施に関する計画を定めた「実施計画」などが定められ、計画的で、かつ、整合性をもった復旧・復興事業の実施が図られている³¹。ここでは、「復興計画」を中心に、それらの策定状況を概観しておきたい。

岩手、宮城及び福島県の3県のホームページ、それをポータルとして関係各市町村のホームページからそれぞれ3県及び市町村における「復興計画」を閲覧することができる。岩手県では太平洋（三陸）沿岸部の12市町村が、宮城県では沿岸部15市町と内陸6市町の計21市長が、福島県では沿岸部と原発事故に係る避難区域のある（あった）15市町村をはじめ、猪苗代湖以東（中通り）のほとんどの市町村、計33市町村が、それぞれ策定している³²。このうち、3県と沿岸部市町村等について、その策定状況を図表1-7-1～3（37ページ以下）に一覧としてまとめた。また、表のもっとも右の欄には、「復興計画」の副題、計画期間（フェーズの区分があればそれも）、基本理念や基本施策の項目などを書き添えている。

ほとんどの計画には、雇用に関する記述がみられるので、県の計画を中心にいくつかをみておこう。

岩手県の計画（「岩手県東日本大震災津波復興計画・復興基本計画」）では、第4章（復興に向けた具体的取組）の2（主な取組内容）の「《「暮らし」の再建》」のIとして「生活・雇用」がある。その中の「取組項目② 雇用維持・創出と就業支援」の項立てにおいて、「深刻化する被災地域の雇用情勢に対応するため、雇用の維持と産業振興による雇用の創出を図るとともに、離職者等の雇用相談や再就職に向けた職業訓練等を実施」と概要が記されている。そのうえで、次のように記述されている。



³¹ これらのベースとなる計画に沿って、前述の復興特区法に基づく復興推進計画や復興整備計画、復興交付金事業計画などが定められ、具体的な事業の推進に結実している。

³² 県西部の金山町が「復興計画」を策定しているが、これは平成23年7月の豪雨による水害（激甚災害指定）に対処するためのものであるため、東日本大震災関係は33市町村である。

➤ **緊急的な取組**

- ・ 雇用調整助成金や雇用保険等による労働者の雇用維持
- ・ 雇用対策基金を活用した離職者等の雇用創出
- ・ 復興需要等による一時的な雇用増大に向けた雇用のマッチング
- ・ 復興需要に対応した離職者等の再就職に向けた職業訓練等の拡充
- ・ ワンストップ形式の出張労働相談会等の開催によるきめ細かな生活・就労支援

➤ **短期的な取組**

- ・ 被災した離職者等を受け入れる企業の確保に向けた支援や、内陸地域の企業への雇用拡大の要請

➤ **中期的な取組**

- ・ 産業の復興と併せた雇用創出への支援や、職業訓練等の実施による新たな産業分野に対応する人材の育成

宮城県の計画（「宮城県震災復興計画」）では、4（章）（緊急重点事項）の（7）（雇用・生活資金の確保）において「沿岸部では、中小企業を中心に、工場の操業停止や事業縮小に追い込まれる事業者が多数に上り、従業員への解雇、休業や新規学卒者の内定取消し等の雇用問題や、被災した漁業者や農業者等の生活再建などの問題が深刻化していることから、被災した企業に対して雇用を維持するための支援を行うとともに、被災した漁業者や農業者等を復興事業等で積極的に雇用するなど、被災者の雇用と生活資金の確保を進めます。」と述べている。さらに、6（章）（分野別の復興の方向性）の（3）（経済・商工・観光・雇用）の③（雇用の維持・確保）という項立てにおいて、次のように記述されている。

③ 雇用の維持・確保

復旧期においては、被災地では従業員への解雇や休業、新規学卒者の内定取消し等の雇用問題が深刻化していることから、一日も早い雇用と生活の安定を目指し、国との連携を図りながら緊急的な対応として、被災した中小企業等の雇用維持の支援、震災による離職者等を対象とした相談窓口の強化や勤労者向け生活資金の融資、さらに、雇用を創出する復興事業などを実施します。

また、被災者や新規学卒者の安定した雇用や就業機会の確保を図るため、被災者等を雇い入れた事業主に対する奨励金制度や合同就職面接会などを実施します。さらに、更なる雇用の場を創出するため、自動車関連産業や高度電子機械産業に加え、クリーンエネルギー、医療など次代を担う新たな産業の集積に取り組みます。あわせて、ものづくり産業の復興を担う人材を育成し、雇用の創出に努めます。

再生期及び発展期においては、復興と企業誘致が進むものづくり産業や賑わいを取り戻しつつある観光関連産業などにおいて、安定した雇用の場を数多く創出しながら、産業活動をより活発にし

ていきます。その中で、就職促進と県内企業の人材確保を図るため、新規学卒者を対象とした企業説明会や職業訓練等を実施します。また、自動車関連産業や高度電子機械産業等へ続く、次代を担う新たな産業で活躍できる人材を育成し、多様な雇用機会の創出に努めます。

【具体の取組】

1 緊急的な雇用の維持・確保と生活支援

被災者の緊急的な雇用の維持・確保のため、震災により事業の縮小を余儀なくされた事業主に對し、雇用の維持のために要した経費等の一部を助成し、失業を予防するとともに、緊急雇用創出事業臨時特例基金等を活用して雇用機会を創出します。また、一日も早い勤労者の生活安定を図るため、低利の生活資金の融資制度を創設するほか、雇用の安定化に向け被災した勤務先の早期の事業再開を支援します。そのほか、震災の影響により離職された方々等の一刻も早い就労のため、建設重機の操作免許取得の訓練など、緊急的な公共訓練を実施します。

【主な事業】

- 緊急雇用創出事業 【復興期】【再生期】
- 雇用維持対策事業 【復旧期】
- 建設産業振興支援事業 【復旧期】【再生期】【発展期】
- 勤労者地震災害特別融資制度 【復旧期】
- 中小企業等施設設備復旧支援事業 [再掲] 【復旧期】
- 中小企業等復旧・復興支援事業費補助金 [再掲] 【復旧期】
- 緊急雇用対策訓練（特別コース） 【復旧期】
- 職業能力開発校復旧事業 【復旧期】

2 被災者等や新規学卒者の就職支援

被災者、若年者及び新規学卒者等の就職促進を図るため、被災者等や新規学卒者を雇い入れた事業主に対する就職促進奨励金制度及び被災者等や新規学卒者を対象とした合同就職面接会などを実施します。

【主な事業】

- みやぎジョブカフェサテライト設置等事業 【復旧期】【再生期】
- 被災者等再就職促進事業 【復旧期】【再生期】
- 新規高卒者就職促進事業 【復旧期】【再生期】
- 被災者等再就職支援対策事業 【復旧期】
- 被災新規学卒者就職支援対策事業 【復旧期】
- 高卒就職者援助事業 【復旧期】【再生期】【発展期】
- 新規大卒者等就職支援事業 【復旧期】【再生期】【発展期】

3 新たな雇用の場の創出

ものづくり産業において新たな雇用の場を創出するため、県全域で自動車関連産業や高度電子機

械産業などの企業誘致を進めます。被災前の職業を継続できなくなった方々の地元での雇用を確保するため、環境や福祉など新たな分野での地元雇用の創出に取り組みます。また、次代を担う新たな産業（クリーンエネルギー、医療などの分野）を育成し、雇用の場を創出します。

【主な事業】

- みやぎ企業立地奨励金事業 [再掲] 【復旧期】【再生期】【発展期】
- 外資系企業県内投資促進事業 [再掲] 【復旧期】【再生期】【発展期】
- 自動車関連産業特別支援事業 [再掲] 【復旧期】【再生期】【発展期】
- 高度電子機械産業集積促進事業 [再掲] 【復旧期】【再生期】【発展期】

4 復興に向けた産業人材育成

多様な雇用機会の創出を図るため、産学官連携により、自動車関連産業や高度電子機械産業などに加え、次代を担う新たな産業で活躍できる人材を育成します。

【主な事業】

- みやぎ産業人材育成プラットフォーム構築事業 [再掲] 【復旧期】【再生期】【発展期】
- ものづくり人材育成確保対策事業 [再掲] 【復旧期】【再生期】【発展期】

福島県の計画（「福島県復興計画」）のⅢ（主要施策）のⅰ（復興へ向けた重点プロジェクト）の2（生活再建支援プロジェクト）の中で、「プロジェクトの取組1 住まいや安全・安心の確保」の「（5）仕事・雇用の確保」において、次の3つの事項が挙げられている。

- ①避難先での農林漁業の再開に対する支援
- ②本格的な事業再開までの被災者の雇用確保への支援
- ③再開した事業所等における被災者等の安定的な雇用確保

また、Ⅲのⅰの7（中小企業等復興プロジェクト）の中で、「プロジェクトの取組1 県内中小企業等の振興」の「（1）復旧・復興」において、上記②と③の事項がそれぞれ⑥と⑧として再掲されているとともに、「（3）人材育成・人材確保」においては次の4つの事項が挙げられている。

- ①テクノアカデミー等による専門的かつ実践的な教育訓練や、事業者の自己研鑽や企業・団体の研修制度への支援
- ②ふくしま産業人材育成コンソーシアム等と地域産業との連携強化による産業人材の育成
- ③再生可能エネルギーや医工連携、ロボットの分野など、ふくしまの将来の産業を担う人づくり
- ④地域産業を支える人材の確保、若年層の首都圏からの人材環流

この「中小企業等復興プロジェクト」に関する指標の一つに「安定的な雇用者数」として雇用保険の被保険者数が挙げられている。震災前の平成22年には519,121人であったものが26年の実績値は541,047人となっており、32年の目標値は542,000人とされている。

また、市町村の「復興計画」についても、3県から1つずつみておきたい。なお、市町村の「復興計画」はそれぞれ共通する要素がみられる部分も少なくないが、総じて個性豊かな内容となっており、ここで取り上げるものが各県の代表的な計画であるといった趣旨ではないことは申し添えておきたい。

岩手県宮古市の「復興計画」（「宮古市東日本大震災復興計画・基本計画」）では、図表1-7-1にあるように、「住まいと暮らしの再建」、「産業・経済」及び「安全な地域づくり」を復興に向けた3つの柱としている。「計画」の第3（復興に向けた取り組み）の冒頭において「施策の体系」が示されており、「住まいと暮らしの再建」の取り組みの方向の中に「②雇用の維持・確保」が挙げられている。ここでは、次のように記述されている。

②雇用の維持・確保

復興に向けたねらい

- ◆被災により悪化した雇用情勢を回復するため、被災企業・事業者の早期の復旧・再建を促し、雇用の維持・確保を図ります。

現状と課題

- ① 長引く地域経済の低迷に加え、被災により事業の廃止・停止や縮小に追い込まれる企業・事業者が発生し、雇用意欲は落ち込み、従業員の解雇や休業などの雇用調整が行われています。このため、雇用の回復や維持に向け取り組む必要があります。
- ② 企業・事業者への雇用奨励等による雇用の創出や、被災による失業者をはじめとする求職者の当面の生計確保に向け雇用対策に取り組む必要があります。
- ③ 事業再開や拡大の支援による雇用機会の創出と連動して、関係機関との連携により情報提供や人材育成に取り組み、再就職や新規学卒者も含めた若年者、高齢者等の就業を支援する必要があります。

復興に向けた取り組み

●雇用の維持 【現状と課題 ①】

- ・国の雇用労働対策の積極的な導入活用を図るため、関係機関と連携して相談体制を整え、企業・事業者への情報提供を行います。
- ・企業・事業者の事業再開や拡大を支援し、早期の経営基盤の復興を図り就業機会の回復や維持ができるよう取り組みます。

●雇用の創出 【現状と課題 ②】

- ・企業・事業者への雇用奨励及び試行的雇用制度の周知と継続的な支援を行い、安定的な就業を促進します。
- ・国の緊急雇用創出事業等を積極的に導入活用し、求職者へ雇用の場を提供します。

●就業支援 【現状と課題 ③】

- ・復興需要に対応する職業訓練など職能要求度に合った訓練の実施や資格取得ができるよう関係機関と連携を図るとともに、人材育成に取り組み、求職者の就業を支援します。また、資格取得訓練への補助制度の周知と継続的な支援を行います。
- ・宮古公共職業安定所や宮古地区雇用対策協議会などの関係機関と連携し、求人情報の提供や就業に関する支援事業を行い、求職者の就業を支援します。
- ・新規高校卒業者の就職を支援するため、宮古公共職業安定所や宮古地区雇用対策協議会などの関係機関や教育機関及び就職支援員と連携し、人材育成に取り組みながら雇用の場の確保に努めます。
- ・宮古市シルバー人材センターに対して支援を行い、高齢者の雇用機会の充実を図ります。
- ・勤労者生活安定資金や勤労者教育資金など貸付制度の利用促進を図るとともに、出稼ぎ互助会加入促進など制度内容の充実や周知に努め、労働者福祉の充実を図ります。

これに関し、具体的な実現手段を示す「復興計画・推進計画」においては、次のように示されている。

| | | |
|-----------|--------|----------------------------------------------|
| ②雇用の維持・確保 | ●雇用の維持 | 震災復興緊急雇用対策事業 |
| | ●雇用の創出 | 雇用促進対策事業 震災復興緊急雇用対策事業【再掲】 |
| | ●就業支援 | 雇用促進対策事業【再掲】 震災復興緊急雇用対策事業【再掲】 労働就業支援事業 |

さらに、それぞれの事業の概要が次のように示されている。

○震災復興緊急雇用対策事業・・・雇用環境の悪化に伴う緊急対策として行う離職者等の再就職などの就業支援

・緊急雇用創出事業 ・離職者資格取得訓練支援事業 ・再就職支援事業

○雇用促進対策事業・・・離職者の就業の円滑化や、未就業者等の就業を促進するための支援

・トライアル雇用奨励金 ・離職者資格取得支援補助金 ・ジョブカフェ支援

○労働就業支援事業・・・勤労者等の生活向上のための各種助成制度の利用促進、関係機関との連携による雇用確保の支援

・宮古地域雇用対策協議会負担金 ・宮古市シルバー人材センター運営補助金

・勤労者生活資金等預託による支援

今回の震災で最大の犠牲者が出る結果となった宮城県石巻市の「復興計画」（「石巻市震災復興基本計画」）では、第3章（施策の展開）の施策大綱2（市民の不安を解消し、これまでの暮らしを取り戻す）の3（職の再建）に「（1）雇用の維持と創出」が挙げられ、次のように記述されている。

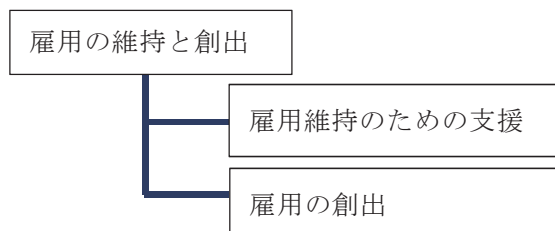
（1）雇用の維持と創出

課題と方向性

休業状態の長期化により、直接的に被害を受けた事業者に加え、間接的に経営環境が悪化する事業者も増加し、安定した雇用の場を地域内に確保することが難しくなっています。

このため、国の基金を活用した緊急的な雇用創出に努めるとともに、安定した雇用確保のため地元企業の再生を支援することが極めて重要であり、中長期的な視野で地元事業者への復興支援を推進します。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

◆ 雇用維持のための支援

- ・ 各種融資制度の拡充を要望するとともに、事業再建に向けた取組みに対する支援として、融資あっせん制度に災害関連融資枠を創設し、事業資金の円滑化に取り組みます。
- ・ 震災復興交付金に係る効果促進事業を有効に活用し、雇用確保・維持に努めます。
- ・ 販路拡大等を支援するため、ビジネスマッチングの機会創出を図るなど、事業者の積極的な事業展開をサポートします。
- ・ 国、県等関係機関と連携し、二重債務問題に関する説明会などの開催に取り組みます。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|-----------------|------------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 融資あっせん制度拡充事業 | 市 | 実施 | | |
| ビジネスマッチングサポート事業 | 県、市、民間 | 実施 | | |
| 二重債務問題対策事業 | 国、県、市、関係団体 | 実施 | | |

◆雇用の創出

- ・公共事業における地元被災者の優先雇用を促進するとともに、緊急雇用創出事業を実施し雇用機会を創出します。
- ・6次産業化の推進や滞在型観光の取組みを強化し、雇用の創出に努めます。
- ・浸水区域外への新たな産業用地の整備を推進するとともに、官民一体となった積極的な企業誘致による雇用の創出に努めます。
- ・新エネルギー等関連産業の集積による雇用の創出に取り組みます。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|-----------------|-------------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 緊急雇用創出事業 | 県、市、民間 | 実施 | | |
| 滞在型観光推進事業〔再掲〕 | 市、関係団体、民間 | 実施 | | |
| 企業誘致促進事業 | 県、市、関係団体、民間 | 実施 | | |
| 新エネルギー等関連施設誘致事業 | 国、県、市、関係団体 | 実施 | | |

福島県南相馬市は、県内で最多の津波犠牲者を出し、かつ、南部の小高区はほぼ全域が警戒区域に指定されたが、その「復興計画」（「南相馬市復興計画」）では、第5章（分野別施策）の主要施策1（緊急的対応）の「基本施策1-2 市民生活の応急的復旧」の中の9つめの項目として「雇用確保（緊急雇用対策）」が掲げられ、「被災者を中心とした求職者に対し、企業求人情報の提供体制の充実と個別相談窓口の設置や就職説明会など就職支援を行うとともに、絆づくり応援事業の活用など緊急的な雇用の維持や創出に取り組みます。」とされている。

また、同じ章の主要施策3（経済復興）の「基本施策3-1 産業の再生」の中の5つめの項目として「雇用創出・確保（復旧復興に関する工事や事業に地元人材を雇用）」が掲げられ、次の2点が挙げられている。

- ・被災者を中心とする求職者等に対し、企業求人情報の提供体制を充実させ、個別相談窓口の設置や就職説明会など就職機会創出の活動を実施し、産業人材の地域定着を図ります。
- ・復旧復興に従事する作業者をはじめ、新たな市民の住宅を確保するなど。定住環境を整備するとともに、人材育成環境を整備します。

さらに、同じ主要施策3の「基本施策3-2 新たな産業の創出」の中には、次のような記述がみられている。

○工業基盤整備推進（工業団地の整備、企業誘致）

- ・市内で操業を続ける事業所への支援を継続するとともに、国・福島県を含む関係団体と協議のうえ、新たな工業団地計画を着実に進め、市民の新たな雇用の受け皿となる企業誘致を推進します。

○新産業創出（再生可能エネルギー基地の設立と関連産業の誘致、放射線研究産業の誘致、特区制度による新規参入の支援）

< 3つの・略 >

- ・地域の雇用増加と経済の活性化のために、半導体、輸送用機械、医療・福祉機器などの企業誘致を推進します。

以上のように、県、市町村それぞれにおいて、出来る限りの雇用の維持を図りつつ、緊急雇用創出事業などにより緊急的な雇用の創出を通じて被災者等の当面の生活の安定を図るとともに、産業の振興を通じて雇用機会の創出を図る施策を進めることが企図されたことが窺われる。さらにまた、福島県の計画にみられるように、再生可能エネルギーや医工連携、ロボットの分野など将来の産業と雇用機会を展望する施策も推進されてきていることも確認できる。

図表1-7-1 岩手県及び市町村における「復興計画」の策定状況

| 県・市町村 | 「復興計画」等 | 策定日 | 改正日 | 復興計画の基本理念・目標、基本施策項目 |
|-------|-----------------------------|--------------------|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 岩手県 | 東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針 | H23.4.11 | | 「いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」 (第1期(基盤復興期間):H23~25年度、第2期(本格復興期間):H26~28、第3期(更なる展開への連結期間):H29~30年度) 3つの原則「安全」の確保、「暮らし」の再建、「なりわい」の再建 ○安全:防災のまちづくり、交通ネットワーク ○暮らし:生活・雇用、保健・医療・福祉、教育・文化、地域コミュニティ、市町村行政機能 ○なりわい:水産業・農林業、商工業、観光 |
| | 岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画 | H23.8.11 | | |
| | 岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画(第1期) | H23.8.11 | H24.8.10 H25.4.1 | |
| | 岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画(第2期) | H26.4.1 | | |
| 洋野町 | 洋野町復興ビジョン | H23.6.1 | | 「海と高原の絆、未来へ 確かな復興」 (復旧期:H23~25年度、復興期:H25~28年度) ①町民生活の再生、②ウニの里と地域産業の復興、③災害に強いまちづくり |
| | 洋野町震災復興計画 | H23.7.28 | H24.8.1 | |
| 久慈市 | 久慈市復興ビジョン | H23.5.2 | | 「新たな視点による 新たなまちづくり」 (復旧期:H23~25年度、復興期:H25~28年度、飛躍期:H27~32年度) ①生活を再建する、②水産業を復興する、③交流人口を拡大する、④災害に強いまちづくりを |
| | 久慈市復興計画 | H23.7.22 | | |
| 野田村 | 野田村復興基本方針 | H23.5.27 | | 「安全・安心で活力あるむらづくり」 (復興計画)はH23~27年度/復旧期:H23~25年度、復興期:H24~27年度、発展期:H26~32年度) ①防災まちづくり、②生活再建、③産業・経済再建 |
| | 野田村東日本大震災津波復興計画 | H23.11.7 | | |
| 普代村 | 普代村災害復興計画基本方針 | H23.6.1 | | 「あすへの一歩、青い海(水産業)の復興へ」 (普及期:H24年度まで、再生期:H26年度まで、発展期:H27年度以降) ①産業・経済の再建、②住民生活の再生、③災害に強い村づくり |
| | 普代村災害復興計画 | H23.9.29 | H25.12.20 | |
| 田野畑村 | 田野畑村災害復興計画(復興基本計画) | H23.9.29 | | 「人と自然が織りなす 心豊かな協働の村 たのはた」 (おおむね5年間で復興する姿を見据えた計画) ①防災の地域づくり、②生活再建、③地域振興 |
| | 田野畑村災害復興計画(復興実施計画) | H24.3.31 | | |
| 岩泉町 | 岩泉町震災復興計画(骨子) | H23.5.20 | | 「心はひとつ いのちの海に 未来を拓く岩泉」 (復旧期:H24年度まで、再生期:H26年度まで、発展期:H31年度まで) ①生活の再建、②防災体制の強化、③産業経済の再生 |
| | 岩泉町震災復興計画 | H23.9.16 | | |
| 宮古市 | 宮古市震災復興基本方針 | H23.6.1 | | 「安全で快適な生活環境の実現」 (復旧期:H25年度まで、再生期:H28年度まで、発展期:H31年度まで) ①すまいと暮らしの再建、②産業・経済復興、③安全な地域づくり/都市基盤:「減災の考え方に基づく多重防災型まちづくり」 |
| | 宮古市東日本大震災復興計画(基本計画) | H23.10.31 | | |
| | 宮古市東日本大震災復興計画(推進計画) | H24.3.30 | | |
| 山田町 | 山田町復興ビジョン | H23.6.30 | | 「二度と津波による犠牲者を出さない」 (復旧期:H23~25年度、再生期:H26~29年度、発展期:H30~32年度) ①津波から命を守るまちづくり、②産業の早期復旧と再生・発展、③住民が主体となった地域づくり |
| | 山田町復興計画 | H23.12.22 | | |
| 大槌町 | 大槌町震災復興基本方針 | H23.6.9 | | 「協働連携で達成する大槌町の魅力ある暮らしと風景の再生」 (第1期(復旧期):H23~25年度、第2期(再生期):H26~28年度、第3期(発展期):H29~30年度) 4つの生活基盤(①空間環境基盤、②社会生活基盤、③経済産業基盤、④教育文化基盤)の整備 |
| | 大槌町東日本大震災津波復興計画(基本計画) | H23.12.26 | H26.3.6 | |
| | 大槌町東日本大震災津波復興計画(実施計画) | 2012/5/13 (第1期) | 2014/5/8 (第2期) | |
| 釜石市 | 釜石市復興まちづくり基本計画復興プラン骨子 | H23.7.11 | | 「三陸の大地に光輝き希望と笑顔があふれるまち釜石」 ／「挽まず屈せず」 (計画期間:10年間/「応急・前期」:1~3年、「中期」:4~6年、「長期」:7~10年)) ①新たな津波災害対策の構築、②人口減少・少子高齢化への対応、③交流人口の拡大への対応、④産業の再生と雇用の場の確保、⑤安心できる暮らしの確保、⑥次世代に継承する取組の展開、⑦地域を支える人材の確保、⑧地域資源を生かしたまちづくりの展開 |
| | 釜石市復興まちづくり基本計画 | H23.12.22 | | |
| 大船渡市 | 大船渡市復興基本方針 | H23.4.20 | | 「命を守り、夢を育むまちづくりと防災に協働するまち大船渡」 (前期:H23~25年度、中期:H26~28年度、後期:H29~32年度) ①だれもが安心して暮らせるまち、②活気あふれるまち、③支え合いの“わ”でつながるまち(市民活動、産業・経済、都市基盤の復興、防災まちづくり) |
| | 大船渡市復興計画 | H23.10.31 | | |
| 陸前高田市 | 陸前高田市震災復興計画策定方針 | H23.5.16 | | 「海と緑と太陽との共生・海浜新都市の創造」 (第1期(復興基盤整備期):H23~25年度、第2期(復興展開期):H26~30年度) ①災害に強い安全なまち、②快適で魅力のあるまち、③市民の暮らしが安定したまち、④活力あふれるまち、⑤環境にやさしいまち、⑥協働で築くまち |
| | 陸前高田市震災復興計画 | H23.12.21 | | |

(注) 岩手県、各市町村ホームページから作成。

図表1-7-2 宮城県及び市町村における「復興計画」の策定状況

| 県・市町村 | 「復興計画」等 | 策定日 | 改正日 | 復興計画の基本理念・目標、基本施策項目 |
|------------------------------|-------------------------|-----------|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 宮城県 | 宮城県震災復興基本方針(素案) | H23.4.11 | | 「宮城・東北・日本の絆 再生からさらなる発展へ」 計画期間：10年(復旧期：H23～25年度、再生期：H26～29、発展期：H20～32年度) ①災害に強く安心して暮らせるまちづくり、②県民一人ひとりが復興の主体・総力を結集した復興、③「復旧」にとどまらない抜本的な「再構築」、④現代社会の課題を解決する先進的な地域づくり、⑤壊滅的な被害からの復興モデルの構築 |
| | 宮城県震災復興計画 | H23.10.18 | | |
| | 宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画(復旧期) | H24.3.26 | H25.3.25 | |
| | 宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画(再生期) | H26.3.25 | H27.3.31 | |
| 宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画(再生期) | H28.3.31 | | | |
| 気仙沼市 | 気仙沼市震災復興計画 | H23.10.7 | | 「海と生きる」 (目標期間：H23～32年度/うち集中復興期間：H23～H27年度) ①津波ゼロのまちづくり、②早期の産業復興と雇用の確保、③職住復活と生活復興、④持続発展可能な産業の再構築、⑤スローでスマートなまちとくらし、⑥地域に笑顔溢れるまちづくり |
| 南三陸町 | 南三陸町震災復興計画 | H23.12.26 | H24.3.26 | 「絆 ～未来への懸け橋～」 (H23～32年度/復旧期：H23～H25、復興期：H24～29年度、発展期：H26～32年度) 「自然・ひと・なりわいが紡ぐ安らぎと賑わいのあるまち」への創造的復興 ①安心して暮らし続けられるまちづくり、②自然と共生するまちづくり、③なりわいと賑わいのまちづくり |
| 石巻市 | 石巻市震災復興基本方針 | H23.4.27 | | 「最大の被災都市から世界の復興モデル都市石巻を目指して 絆と協働の共鳴社会づくり」 (H23～32年度/復旧期：H23～H25、復興期：H26～29年度、発展期：H30～32年度) ①災害に強いまちづくり、②産業経済の再生、③絆と協働の共鳴社会づくり |
| | 石巻市震災復興基本計画 | H23.12.22 | | |
| 女川町 | 女川町復興計画 | H23.9 | | 「とりもどそう 笑顔あふれる女川町」 (H23～30年度/復旧期：H23～24年度、基盤整備期：H25～27年度、本格復興期：H28～30年度) ①安心・安全な港町づくり(防災)、②港町産業の再生と発展(産業)、③住みよい港町づくり(住環境)、④心身ともに健康なまちづくり(保健・医療・福祉)、⑤心豊かな人づくり(人材育成) |
| 東松島市 | 東松島市「東日本大震災」復旧・復興指針 | H23.4.11 | | 「あの日を忘れず ともに未来へ ～東松島一心～」 (H23～32年度/復旧・復興期：前期5年間、発展期：後期5年間) ①防災・減災による災害に強いまちづくり、②支え合って安心して暮らせるまちづくり、③生業の再生と多様な仕事を創るまちづくり、④持続可能な地域経済・産業を創るまちづくり |
| | 東松島市震災復興基本方針 | H23.6.13 | | |
| | 東松島市復興まちづくり計画 | H23.12.26 | | |
| 松島町 | 松島町震災復興基本方針 | H23.7.19 | | 「復興」「創造」そして「貢献」～東北・松島の美しさと安全を継承し発信する復興のまちづくり～ (基本的な計画期間：H23～27年度/復旧期：概ね3年間、復興期：H25年度までの着手～27年度、創造期：H25年度から順次着手) ①安全・安心の復旧・復興と創造的なまちづくり(都市基盤の復興)、②町民の命と生活を守る防災まちづくり(生活の復興)、③宮城・東北を牽引する観光と地域産業によるまちづくり(観光・産業の復興) |
| | 松島町震災復興計画 | H23.12.28 | | |
| 利府町 | 利府町震災復興基本方針 | H23.9.22 | | 「未来(あす)へつなぐ「絆」～再生から発展へ～」 (H28年度目標/復旧・復興期：H23～H26年度、発展期：H25～28年度) ①生活基盤の再建と都市構造の再構築、②産業・経済活動の再構築と発展、③安全・安心なまちづくりの再構築 |
| | 利府町震災復興計画 | H23.12.26 | | |
| 塩竈市 | 塩竈市震災復興計画 | H23.12.2 | | 「長い間住みなれた土地で、安心した生活をいつまでも送れるように」 (期間：概ね10年/前期・後期各5年間) ①住まいと暮らしの再建、②安全な地域づくり、③産業・経済の復興、④放射能問題に対する取り組み、⑤浦戸地区の復興 |
| 多賀城市 | 多賀城市震災復興基本方針 | H23.4.19 | | 「支えあい 笑顔あふれる未来を目指して つながろう！多賀城」 (H23～32年度/復旧期：H23～H25、復興期：H26～29年度、発展期：H30～32年度) ①「住まい・日常生活」の再生と「仕事・産業」の再興、②減災対策の推進、③震災経験の伝承と史都の魅力向上 |
| | 多賀城市震災復興計画 | H23.12.21 | | |
| 七ヶ浜町 | 七ヶ浜町震災復興基本方針 | H23.4.25 | | 「安全と安心に配慮した「自然との調和により 人間らしく生き 快適で住みやすいまちづくり」の推進」 (H23～32年度/復旧期：～25年度、再生期：～H27年度、発展期：～H32年度) ①コミュニティに配慮した地域復興、②津波に強いまちづくり、③都市基盤の迅速な復興 |
| | 七ヶ浜町震災復興計画(前期基本計画) | H23.11.8 | H26.3 | |
| 仙台市 | 仙台市震災復興基本方針 | H23.4.1 | | 「新次元の防災・環境都市」 (H23～27年度) ①減災を基本とする防災の再構築、②エネルギー課題等への対応、③自助・自立と協働・支え合いによる復興、④東北復興の力となる経済・都市活力の創造 ※復旧を先導し、復興を牽引する「10の復興プロジェクト」を掲げる。 |
| | 仙台市震災復興計画 | H23.11.30 | | |
| 名取市 | 名取市震災復興計画 | H23.10 | | 「心からの笑顔求めて、新たな未来へ」 (H23～29年度/再生期・展開期・発展期に区分) ①災害への対応力を高め、健やかで安心感ある暮らしを回復させる ②コミュニティの絆を強化し、市民力を結集したまちづくりを展開する ③産業基盤・地域資源のスピード感のある復旧と事業展開で活力と雇用を創出する ④チャレンジ精神に富んだ連携で、地域の新しい魅力や元気を次代に継承・発展させる ⑤次代の社会的要請に応え、多世代が安心して暮らす新たな生活舞台をつくる |
| 岩沼市 | 岩沼市震災復興基本方針 | H23.4.25 | H23.8.7 | 「愛と希望の復興」 (H23～29年度/復旧期：H23～25年度、復興期：H24～27年度、発展期：H25～29年度) ①被災者の生活支援と住環境の整備、②減災を基本とした安全・安心なまちづくり、③産業の復興と新産業の創出、④震災の伝承と歴史的景観の保全 |
| | 岩沼市震災復興計画マスタープラン | H23.9 | H25.9.25 | |
| 亶理町 | 亶理町震災復興基本方針 | H23.9.5 | | 「安全・安心・元氣のあるまち 亶理～亶理らしさを守り・生かした 町民が主役の復興まちづくり～」 (H23～32年度/復旧期：H23～25年度、再生期：H23～27年度、発展期：H26～32年度) ①「安全」と「安心」を確保するまちづくり、②「暮らしやすさ」と「亶理らしさ」があふれるまちづくり、③「なりわい」と「にぎわい」のまちづくり |
| | 亶理町震災復興計画 | H23.12.16 | | |
| 山元町 | 山元町震災復興基本方針 | H23.8 | | 「キラリやまもと！みんなの希望と笑顔が輝くまち」 (H23～30年度/復旧期：H23～25年度、再生期：H25～28年度、発展期：H28～30年度) ①災害に強く、安全・安心に暮らせるまちづくり、②だれもが住みたくなるようなまちづくり、つながりを大切にすまちづくり |
| | 山元町震災復興計画 | H23.12.26 | | |

(注) 宮城県、各市町村ホームページから作成。

市町村は、沿岸部市町のみ掲げたが、このほか内陸部では栗原市、大崎市、登米市、涌谷町、白石市、角田市の6市町が策定している。

図表1-7-3 福島県及び市町村における「復興計画」の策定状況

| 県・市町村 | 「復興計画」等 | 策定日 | 改正日 | 復興計画の基本理念・目標、基本施策項目 |
|-------|---------------|-----------|----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福島県 | 福島県復興ビジョン | H23.8.11 | | 「未来につなげる うつくしま」 計画期間：10年 ①原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり ②ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興 ③誇りあるふるさと再生の実現 避難地域の復興・再生（避難地域等復興加速化） 安心して住み、暮らす（生活再建支援、環境回復、心身の健康を守る、子ども・若者育成） ふるさとで働く（農林水産業再生、中小企業等復興、新産業創造） まちをつくり、人とつながる（風評・風化対策、復興まちづくり・交流ネットワーク基盤強化） |
| | 福島県復興計画（第1次） | H23.12.28 | | |
| | 福島県復興計画（第2次） | H24.12.28 | | |
| | 福島県復興計画（第3次） | H27.12.25 | | |
| 福島市 | 福島市復興計画 | H24.2.2 | | 「希望ある復興」 （重点期間：5年間） ①「子どもからお年寄りまで、暮らしてよかったと実感できるまち」の実現、②除染を主体として原子力災害からの復興、③地震災害からの復興、④市外からの広域避難者を支援、⑤市の体制を整備し、市民との協働と国・県等との連携により復興 |
| 川俣町 | 川俣町復興計画 | H24.3.5 | H25.7.8 H26.7.28 | ①安全が確保され、住民が安心して暮らせるまちへの復興、②雇用が確保され、住民が生き甲斐を感じるまちへの復興、③結いと絆が維持され、住民が幸せを感じるまちへの復興（H23～32年度／集中復興期間：H23～27年度、復興期間：H28～32年度） ①マイナスからプラスへの復興、②災害に強いまち、③健康の増進と医療の充実、④再生エネルギーの活用、⑤魅力ある産業の再生・復興、⑥将来を担うたくましい子どもたちの育成、⑦さらなる協働のまちづくり |
| 田村市 | 田村市震災等復興ビジョン | H24.3.30 | | ①支え合いで実現する新たな地域づくり、②安全・安心の基盤づくり、③市民と協働で拓く未来づくり（計画期間：10年間（前期5年：復旧に力点、後期5年：復興に力点）） 「速やかな原状回復」と「新たな地域づくり」 （暮らしの再生、地域産業の再生、災害に強い地域づくり、自然と共生する地域づくり、原子力災害からの復興再生） |
| 相馬市 | 相馬市復興計画 | H23.8.29 | H24.3.29 | 「高齢者、子供、若者層がそれぞれの人生のステージで、生活再建をどのように果たしていくか」 を念頭に（H27年度までの5年間） ①ソフト事業（応急仮設住宅での生活支援、医療、介護、健康管理、放射線対策など） ②ハード事業（ガレキ処理、被災地整理、住宅の整備、漁業・農業基盤整備など） |
| 南相馬市 | 南相馬市復興ビジョン | H23.8.17 | | 「心ひとつに 世界に誇る 南相馬の復興を」 （H23～32年度／復興・復旧期：概ね1～3年、復興期：～32年度） ①すべての市民が帰郷し、地域の絆で結ばれたまちの再生、②逆風を飛躍に変える創造と活力ある経済復興、③原子力災害を克服し世界に発信する安全・安心のまちづくり |
| | 南相馬市復興計画 | H23.12.21 | | |
| 広野町 | 広野町復興計画 | H24.3.1 | H26.3.31 | 「町民一人ひとりの生活の復興」「未来へつなぐ 子どもが夢と希望を」 （H24～33年度／復旧期：H24～25年度、前期復興期：H26～H29年度、後期復興期：H30～33年度） ①誰もが安心して暮らせるまちづくり、②災害に強い都市基盤と心のネットワークによる安全・安心なまちづくり、③21世紀の世界を担う新たな産業創出による賑わいのあるまちづくり、④双葉地域の復興を担うまちづくり |
| 楡葉町 | 楡葉町災害復興ビジョン | H24.1.22 | | 「地震・津波災害と原子力災害を克服し、より健康で暮らしやすい新しい楡葉の礎をつくる」 （～32年度／準備第1期、準備第2期、＜避難解除＞生活再建・復旧期、本格復興期） ①絆を保ち、被災生活を乗り切る、②安心して暮らせる環境を作り出す、③暮らしやすさを追求する、④これまで・現在とは違う新しさを目指す、⑤さらなる安全・防災を目指す |
| | 楡葉町災害復興計画 | H24.4.25 | H25.5.24 | |
| 富岡町 | 富岡町災害復興ビジョン | H24.1.30 | | 「どの道を選んでも、ふるさとに誇りを感じ、富岡のつながりが保ち続けられる町／これから加わる仲間も居心地よく親しめる地域をめざして」 ※帰還する「第1の道」、帰還しない「第2の道」、今は判断できない（しない）「第3の道」（第2次計画：H27～36年度／復旧期：H27～28年度、復興期：H29～32年度、発展期：H33年度以降） ①生活の再建、②町内の復旧・復興、③絆づくり、④情報発信、⑤実行体制づくり |
| | 富岡町災害復興計画 | H24.9.26 | 2015/6/17 (第2次) | |
| 川内村 | 川内村災害復興ビジョン | H23.9.16 | | 「新生かわうち創造の礎を築く」 （H25～27年度） ①放射線と汚染対策、②高規格道路の確保、③産業振興と「雇用の場」の確保、④快適な居住空間の確保 |
| | 川内村復興計画 | H25.3.15 | | |
| 大熊町 | 大熊町復興構想(案) | H23.10.31 | | 「避難先での安定した生活」と「帰町を選べる環境」を目指して （H27年度から10年間／～29年度：長期避難生活の不安払拭、～31年度：生活サービスの充実と町民コミュニティ運営支援の強化、～H36年度：帰町選択を視野に入れたふるさとでの生活サービスの提供） ①暮らしの快適性向上、②大熊町の次世代育成、③ふるさととのきずなづくり、④いわき出張所機能拡充、⑤大河原を拠点とした町土復興、⑥安心・安全なまちづくり、の6つのプロジェクト |
| | 大熊町復興計画 | H24.9.21 | 2015/3/18 (第2次) | |
| 双葉町 | 双葉町復興まちづくり計画 | H25.6.25 | | 「町民一人一人の復興」と「町の復興」をめざして （当面H29年度まで） ①不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組（「双葉町外拠点」(仮の町)の整備を含む)、②町民のさすなの維持・発展に向けた取組、③ふるさとへの思いをつなぎ、ふるさとへの帰還と双葉町の復興に向けた取組 |
| 浪江町 | 浪江町復興ビジョン | H24.4.19 | | 「みんなでともに乗り越えよう、私たちの暮らしの再生に向けて～未来につなぐ復興の想い～」 （～H32年度／緊急復旧期：～H25年度、復旧実現期：～H28年度、本格復興期：～H32年度） ①すべての町民の暮らしを再建する～どこに住んでいても浪江町民～（町民の暮らしの再建、町外コミュニティの整備） ②ふるさと なみえを再生する～受け継いだ責任、引き継ぐ責任～ ③被災経験が次代や日本に生かす～脱原発、災害対策～ |
| | 浪江町復興計画 | H24.10.12 | | |
| 葛尾村 | 葛尾村復興ビジョン | H24.2.15 | | 「村民一人ひとりの生活再建とふるさと「かつらお」の繁栄をめざして」 （H24～33年度／支援・復旧期：H24～26年度、復興期：H27～33年度） ①避難生活の支援、②除染等放射線対策、③インフラ整備、④災害対策、⑤子育てやコミュニティ強化、⑥人づくり・文化、⑦インフラ整備強化、産業育成 |
| | 葛尾村復興計画 | H24.12.14 | | |
| 新地町 | 新地町復興構想 | H23.10.13 | | 「やっぱり 新地がいいね 自然が輝き 笑顔があふれる 町再建」 （～H29年度） ①「すまい」再建事業、②「コミュニティ・絆」復興事業、③「仕事・なりわい」復興事業、④新たなまちの「拠点づくり」事業 |
| | 新地町復興計画 | H24.1.24 | H27.6.18 | |
| 飯館村 | いいたて まていな復興計画 | H23.12.16 | H24.8.22 H25.6.17 H26.6.20 H27.6.17 | 「ネットワーク型の新しいむらづくり」 ①避難生活における問題点の早急な改善、②安心して生活できる徹底した放射線対策の推進、③帰村に向けた、「今から」の準備、④生活・産業再建をけん引する拠点と担い手づくり、⑤村の再生と村民の生活・生業の再建 |
| いわき市 | いわき市 復興ビジョン | H23.9.30 | | 「日本の復興を「いわき」から」 （H23～27年度） ①被災者の生活再建（避難時対応、住宅支援、生活資金、見守りとケアなど） ②生活環境の整備・充実（地域防災計画、医療、教育、福祉、地域活動支援など） ③社会基盤の再生・強化（生活・情報基盤、防災施設） ④経済・産業の再生・創造、⑤復興の推進（農林水産・商工業、観光交流、新産業集積など） ⑥復興の推進（組織体制、国・県等との連携、復興を担う人材育成など） |
| | いわき市 復興事業計画 | H23.12.26 | H24.12.26 H26.1.31 H26.11.4 | |

(注) 福島県、各市町村ホームページから作成。

市町村は、県都福島市並びに沿岸部や避難指示区域のある市町村を掲げたが、これらを含めて計34市町村が計画を策定している。

(4) 各種統計にみる復旧・復興過程の概況

以上、これまでの復旧・復興過程を大まかに整理するとともに、国を中心とする復興対策と県・市町村の復興計画とを概観してきた。ここでは、基礎的な政府統計を中心に概観し、データ面から震災記録のフレームワークをおさえておくこととしたい。

なお、全体的なデータの提示は巻末の付属資料で行うこととし、ここでのデータ提示は、記述上必要な最小限の範囲にとどめることとしたい。以下の記述の流れとは別の視点での関心がある場合には、巻末付属資料の1.総括統計データに掲載した大きな表を参照されたい。

ア. 人口

(ア) 「国勢調査」のデータ

(平成22年と27年との比較)

「国勢調査」が平成27年10月に実施され、5年前で震災前年でもある平成22年と比較することができる。図表1-8に、平成17年調査データも併せて示した。平成22年から27年まで全国でみても0.8%の減少となっている中で、被災3県のうち岩手県(3.8%減)と福島県(5.7%減)とは全国を上回る減少となっている一方、宮城県(0.6%減)は減少してい

図表1-8 「被災3県」各市町村における「国勢調査」による人口の推移

| | 実数(人) | | | 増減率(%) | | | 実数(人) | | | 増減率(%) | |
|--------|-------------|-------------|-------------|---------|---------|--------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|
| | H17国調 | H22国調 | H27国調 | H17→H22 | H22→H27 | | H17国調 | H22国調 | H27国調 | H17→H22 | H22→H27 |
| 全 国 | 127,767,994 | 128,057,352 | 127,094,745 | 0.2 | -0.8 | 福島県 | 2,091,319 | 2,029,064 | 1,914,039 | -3.0 | -5.7 |
| 岩手県 | 1,385,041 | 1,330,147 | 1,279,594 | -4.0 | -3.8 | いわき市 | 354,492 | 342,249 | 350,237 | -3.5 | 2.3 |
| 宮古市 | 63,588 | 59,430 | 56,676 | -6.5 | -4.6 | 相馬市 | 38,630 | 37,817 | 38,556 | -2.1 | 2.0 |
| 大船渡市 | 43,331 | 40,737 | 38,058 | -6.0 | -6.6 | 田村市 | 43,253 | 40,422 | 38,503 | -6.5 | -4.7 |
| 久慈市 | 39,141 | 36,872 | 35,642 | -5.8 | -3.3 | (旧郡路村) | 3,097 | 2,828 | 1,850 | -8.7 | -34.6 |
| 陸前高田市 | 24,709 | 23,300 | 19,758 | -5.7 | -15.2 | 南相馬市 | 72,837 | 70,878 | 57,797 | -2.7 | -18.5 |
| 釜石市 | 42,987 | 39,574 | 36,802 | -7.9 | -7.0 | (旧小高町) | 13,274 | 12,546 | 8 | -5.5 | -99.9 |
| 大槌町 | 16,516 | 15,276 | 11,759 | -7.5 | -23.0 | 川俣町 | 17,034 | 15,569 | 14,452 | -8.6 | -7.2 |
| 山田町 | 20,142 | 18,617 | 15,826 | -7.6 | -15.0 | 広野町 | 5,533 | 5,418 | 4,319 | -2.1 | -20.3 |
| 岩泉町 | 11,914 | 10,804 | 9,841 | -9.3 | -8.9 | 楢葉町 | 8,188 | 7,700 | 975 | -6.0 | -87.3 |
| 田野畑村 | 4,241 | 3,843 | 3,466 | -9.4 | -9.8 | 富岡町 | 15,910 | 16,001 | 0 | 0.6 | -100.0 |
| 普代村 | 3,358 | 3,088 | 2,795 | -8.0 | -9.5 | 川内村 | 3,125 | 2,820 | 2,021 | -9.8 | -28.3 |
| 野田村 | 5,019 | 4,632 | 4,149 | -7.7 | -10.4 | 大熊町 | 10,992 | 11,515 | 0 | 4.8 | -100.0 |
| 洋野町 | 19,524 | 17,913 | 16,693 | -8.3 | -6.8 | 双葉町 | 7,170 | 6,932 | 0 | -3.3 | -100.0 |
| 宮城県 | 2,360,218 | 2,348,165 | 2,333,899 | -0.5 | -0.6 | 浪江町 | 21,615 | 20,905 | 0 | -3.3 | -100.0 |
| 仙台市 | 1,025,126 | 1,045,986 | 1,082,159 | 2.0 | 3.5 | 葛尾村 | 1,625 | 1,531 | 18 | -5.8 | -98.8 |
| (宮城野区) | 182,706 | 190,473 | 194,825 | 4.3 | 2.3 | 新地町 | 8,584 | 8,224 | 8,218 | -4.2 | -0.1 |
| (若林区) | 129,942 | 132,306 | 133,498 | 1.8 | 0.9 | 飯館村 | 6,722 | 6,209 | 41 | -7.6 | -99.3 |
| 石巻市 | 167,324 | 160,826 | 147,214 | -3.9 | -8.5 | | | | | | |
| 塩竈市 | 59,357 | 56,490 | 54,187 | -4.8 | -4.1 | | | | | | |
| 気仙沼市 | 78,011 | 73,489 | 64,988 | -5.8 | -11.6 | | | | | | |
| 名取市 | 68,662 | 73,134 | 76,668 | 6.5 | 4.8 | | | | | | |
| 多賀城市 | 62,717 | 63,060 | 62,096 | 0.5 | -1.5 | | | | | | |
| 岩沼市 | 43,921 | 44,187 | 44,678 | 0.6 | 1.1 | | | | | | |
| 東松島市 | 43,235 | 42,903 | 39,503 | -0.8 | -7.9 | | | | | | |
| 亶理町 | 35,132 | 34,845 | 33,589 | -0.8 | -3.6 | | | | | | |
| 山元町 | 17,713 | 16,704 | 12,315 | -5.7 | -26.3 | | | | | | |
| 松島町 | 16,193 | 15,085 | 14,421 | -6.8 | -4.4 | | | | | | |
| 七ヶ浜町 | 21,068 | 20,416 | 18,652 | -3.1 | -8.6 | | | | | | |
| 女川町 | 10,723 | 10,051 | 6,334 | -6.3 | -37.0 | | | | | | |
| 南三陸町 | 18,645 | 17,429 | 12,370 | -6.5 | -29.0 | | | | | | |

データ:総務省統計局「国勢調査」(基本集計)

- (注)1.「国勢調査」は、調査時点の居住地による人口であることに留意。
 2.市町村名にアンダーラインのあるのは、原発事故に伴う避難区域等の指定が全域ないし一部地域にあったところである。
 3.()を付した町村は、合併前の旧町村での集計であるが、両者とも原発事故に伴う避難区域となったところである。
 4.すべての市町村を掲げているわけではないことに留意されたい。

るものの、全国の減少率よりはわずかに小さくなっている。また、平成17年から22年にかけての状況（全国：0.2%増に対して、岩手：4.0%減、宮城：0.5%減、福島：3.0%減）と比べてみると、岩手県も健闘しているといえる一方、福島県は減少率を2.7%ポイントも拡大させており（全国は1.0%ポイント）、相対的に大きな人口減がみてとれる。

沿岸部の市町村（福島県については原発事故に伴う避難指示区域に係る市町村を含む。以下同じ。）別にみると、被害が相対的に大きかったところで人口の減少も大きいことが総じて窺われる。岩手県では、大槌町（23.0%減）、陸前高田市（15.2%減）、山田町（15.0%減）、野田村（10.4%減）で二桁の減少率となっている。一方、宮古市や久慈市、釜石市などでは、平成17年から22年にかけてよりも22年から27年までは減少率はやや小さくなっている。宮城県についてみると、女川町（37.0%減）、南三陸町（29.0%減）、山元町（26.3%減）、気仙沼市（11.6%減）で二桁の減少率となり、また、七ヶ浜町（8.6%減）、石巻市（8.5%減）や東松島市（7.9%減）、亘理町（3.6%減）などでは平成17年から22年にかけてよりも減少率がかなり大きくなっている。また、仙台市は3.5%増と増加しており、また、沿岸部で広範囲の津波浸水被害を受けた同市宮城野区（2.3%増）、若林区（0.9%増）でも増加となっている。とはいえ、仙台市全体では平成17年から22年にかけてよりも増加率は大きくなっている（2.0%増→3.5%増）のに対して、宮城野区（4.3%増→2.3%増）や若林区（1.8%増→0.9%増）では増加率は小さくなっている。

一方、福島県の各市町村については、「国勢調査」が常住地をベースとして調査されていることから、全町避難の富岡、大熊、双葉、浪江の4町では平成27年は人口ゼロとなっており、また、「旧小高町」（南相馬市小高区）は8名、葛尾村は18名、飯舘村は41名とそれぞれカウントされている。このほか、避難指示解除直後であった檜葉町（87.3%減）も非常に大幅な減少率が記録されている³³。さらに、避難指示解除から1年半後の「旧都路村」（田村市都路地区）も、かなり帰還が進んではいるものの34.6%減と大きな減少率となっている。広野町は、20.3%減と大きな減少率となっているが、全町避難から8割の水準にまで戻しているともいえる。ただし、元の住民の帰還もあるものの、双葉郡からの避難者の転入や原発事故対応の作業員が多く住んでいるということによる面も大きいとされている³⁴。このように、各市町村で常住人口の大幅減がある中で、いわき市（2.3%増）と相馬市（2.0%増）では、人口増が記録されている。これには、隣接する避難区域からの避難者の転入等も寄与していると想われる。

³³ 町村役場機能の域外移転を余儀なくされ、いわゆる全町・全村避難となったのは、広野、檜葉、富岡、大熊、双葉、浪江の6町と葛尾と飯舘の両村であり、そのほか表掲載では旧都路村（田村市都路地区）と旧小高村（南相馬市小高区）もほぼ全域が避難区域となった。このうち、平成27年10月前に一部区域を除く場合を含め避難指示が解除となっていたのは、緊急時避難準備区域であった広野町（H23.9.30解除）のほか、旧都路村（H26.4.1）、檜葉町（H27.9.5）であった。なお、東部が避難区域となっていた川内村では、一部区域で避難指示が解除されていた（H26.10.1）。

³⁴ 「広野町復興計画（第二次）」3～4ページ。

(常住地の変化)

つぎに、「国勢調査」の(1%)抽出速報集計結果から、5年前との常住地移動に関する集計結果をみておこう。常住地の県レベルの集計ではあるが、移動状況の一端が窺えるデータである。

図表1-9に整理した結果をみると、全国計と比べて、被災3県を現住地とする人々において5年前と常住地が変わった割合は高いわけではない。「移動状況不詳」の割合の違いには留意しなければならないが、5年前も現住所に常住していたとする割合は、全国が72.6%であるのに対して、岩手県が77.7%、宮城県70.0%、福島県77.5%と宮城県が全国をやや下回っている一方、岩手、福島の両県はむしろ高くなっている。その中で、「県内他市区町村」から移動してきた割合が、全国の4.3%に対して岩手(5.1%)、宮城(5.2%)、福島(5.7%)ともそれを上回っている。避難等により県内で市町村を跨いで移動したが多かったことが窺われる。また、県を跨がった移動をみると、他県から転入してきた割合は全国が4.7%であるのに対して、岩手4.3%、宮城6.3%、福島3.6%と宮城が全国の水準を上回っているのに対して、岩手と福島は下回り、とりわけ福島はかなり低いといってもよいであろう。このことは、今回特掲された他県へ転出した割合(岩手4.5%、宮城5.5%、福島6.1%)にもみられ、分母が異なるので単純には比較できないものの、宮城は他県からの転入割合が他県への転出を上回っているのに対して、岩手は転出が転入をやや上回り、そしてとりわけ福島においては転出が転入をかなり上回っている。

このデータからも、人口流出による人口減への懸念が被災県の課題の一つとなることが窺われる。

図表1-9 現住地による5年前の常住地(転出-特掲)

| 現住地 | 常住者 | | 5年前の常住地 | | | | | | | | | | (特掲) 他県へ 転出 |
|-----|-------------|-------|---------|------|------------|-----------|-------------|-----------|------------|------------|----------------------------|--------------|-------------------|
| | | | 現住所 | 自県内 | 県内 | | | 他県・ 国外 | 転入 | | 5年前の 常住市区 町村「不 詳」 | 移動状況 「不詳」 | |
| | | | | | 自市区町 村内 | 自市内 他区 | 県内他市 区町村 | | 他県から 転入 | 国外から 転入 | | | |
| 全国 | 127,110,000 | 100.0 | 72.6 | 14.6 | 9.0 | 1.3 | 4.3 | 5.1 | 4.7 | 0.4 | 0.0 | 7.7 | |
| 岩手県 | 1,279,800 | 100.0 | 77.7 | 16.0 | 10.9 | - | 5.1 | 4.4 | 4.3 | 0.1 | 0.1 | 1.8 | 4.5 |
| 宮城県 | 2,334,200 | 100.0 | 70.0 | 17.7 | 10.2 | 2.4 | 5.2 | 6.6 | 6.3 | 0.4 | 0.0 | 5.5 | 5.5 |
| 福島県 | 1,913,600 | 100.0 | 77.5 | 15.4 | 9.7 | - | 5.7 | 3.8 | 3.6 | 0.1 | 0.0 | 3.3 | 6.1 |

データ: 総務省統計局「国勢調査」(平成27年) / (1%)抽出速報集計結果

(注) 「他県への転出」は特掲集計であり、5年前に当該県に常住していた人のうち他県へ転出した割合である。

(イ) 住民基本台帳ベース・推計人口ベースのデータ

常住地をベースとした「国勢調査」では、人口ゼロの自治体が標章されることとなるが、市町村民がいないことを示すわけではないことは周知のことである。人口に関する統計には、「国勢調査」とともに住民基本台帳への登録をベースにしたものもあり、とりわけ市町村ベースにおいて行政的帰属関係を示すには後者の方が適当であるといえる。また、時系列を追えることも利点の一つである。とはいえ、3県のホームページから入手できるデータとして

は、宮城県については住基ベースのデータがあるのに対して、岩手県と福島県とについては、「国勢調査」結果をベースにして住基データ（転入・転出）などにより連結して求められる「推計人口」であるので、それぞれそれを用いることとした³⁵。

図表1-10-1～3に3県それぞれ県都都市及び沿岸部市町村のデータを掲げた。岩手、宮城両県について時系列推移を中心にみると、まず岩手県（各月1日現在）では、県都の盛岡市が震災後人口増で推移してきたものが平成27年3月の前年同月差で減少に転じ、28年3月にはやや大きな減少幅となっている³⁶。一方、陸前高田市、大槌町、釜石市、山田町、大船渡市、宮古市など沿岸部市町村では、震災直後から大幅な減少となり、その後も各年減少が続いた。その中で、釜石市や宮古市、陸前高田市では平成28年3月の前年同月差がかなりの増加に転じている。こうした中には、津波被害に伴い内陸部へ避難していた人々が復興の進展とともに沿岸部へ帰還する動きが反映している面もあるものと推測される。

宮城県（各月月末現在）では、県都の仙台市が全期間を通じて増加基調で推移し、とりわけ平成24年2月及び25年2月はかなり大幅な前年同月差増となった。その後も増加幅は小さくなったものの増加が続いている。また、仙台市で津波被害を受けた宮城野区と若林区も、震災1年後の平成24年2月は前年同月差減となっていたが、その後は増加に転じている。また、仙台市と南北で隣接する名取市と多賀城市においても同様に、震災1年後の平成24年2月は前年同月差減となっていたが、その後は増加に転じている（ただし、多賀城市の平成28年2月は前年同月差若干の減）。一方、石巻市、気仙沼市、塩竈市、南三陸町、山元町などでは、減少幅は縮小傾向がみられるものの減少が続いている。その中で、東松島市や亘理町では、ここ2年ほど下げ止まりで推移している。

福島県の推計人口（各月1日現在）の推移をみると、平成27年3月まで県都福島市も含め、沿岸部市町村の人口は総じて減少を続けていた。平成28年3月の前年同月差は、必ずしも的確に接続されたものではないことには留意が必要であるが、福島市といわき市とで大幅な増加となり、相馬市などでもかなりの増加となる一方、南相馬市や広野町、川内村では減少幅がかなり拡大した結果となっている³⁷。いわき市や相馬市においては、多数の避難者等がいることが反映している面もあるものと推測される³⁸。

なお、平成27年「国勢調査」では常住人口ではゼロ又は僅少とされた檜葉、富岡、大熊、双葉、浪江、葛尾、飯舘の各町村について、併せて住基ベースの公表人口データも示されて

³⁵ したがって、福島県の関係町村人口について、平成27年10月以降得られない結果となっている。なお、「国勢調査」や「推計人口」と「住基人口」とは通常は整合的であると考えられるのであって、今回のような全町・全村避難といった異常時ゆえに必要な留意であることは付言しておきたい。

³⁶ 同様の傾向は、北上市でもみられている。「巻末付属資料／1. 総括統計データ」の「総括データ6-1」参照。

³⁷ なんともいえない面もあるが、平成27年3月までの推移は、平成22年「国勢調査」をベースにしたものではあるが、住基の登録ベースの動きを強く反映したものと考えてよいと思われる。一方、平成28年3月については、平成27年「国勢調査」をベースとする定住地ベースのデータとなったと考えられる。

³⁸ 同様の傾向は、内陸の郡山市や二本松市でもみられている。「巻末付属資料／1. 総括統計データ」の「総括データ6-3」参照。

図表1-10-1 岩手県の推計人口の推移

| | H23.3人口 | 前年同月差 | | | | | | H28.3.1人口 |
|-------------|-----------|----------|----------|---------|---------|----------|---------|-----------|
| | | 対H23.3差 | | | | | | |
| | | H23.9.1 | H24.3.1 | H25.3.1 | H26.3.1 | H27.3.1 | H28.3.1 | |
| 岩手県計 | 1,326,643 | △ 13,481 | △ 17,029 | △ 9,362 | △ 9,163 | △ 10,622 | △ 4,630 | 1,275,837 |
| 盛岡市 | 298,349 | 1,053 | 1,326 | 291 | 388 | △ 456 | △ 2,592 | 297,306 |
| 宮古市 | 59,229 | △ 1,264 | △ 1,349 | △ 848 | △ 739 | △ 776 | 840 | 56,357 |
| 大船渡市 | 40,579 | △ 1,465 | △ 1,532 | △ 182 | △ 278 | △ 241 | △ 474 | 37,872 |
| 久慈市 | 36,789 | △ 249 | △ 362 | △ 286 | △ 355 | △ 392 | 173 | 35,567 |
| 陸前高田市 | 23,221 | △ 2,860 | △ 3,223 | △ 383 | △ 179 | △ 189 | 468 | 19,715 |
| 釜石市 | 39,399 | △ 2,073 | △ 2,188 | △ 568 | △ 538 | △ 501 | 1,020 | 36,624 |
| 大槌町 | 15,222 | △ 2,388 | △ 2,777 | △ 348 | △ 290 | △ 184 | 53 | 11,676 |
| 山田町 | 18,506 | △ 1,583 | △ 1,780 | △ 435 | △ 266 | △ 246 | △ 41 | 15,738 |
| 岩泉町 | 10,708 | △ 115 | △ 225 | △ 214 | △ 285 | △ 255 | 62 | 9,791 |
| 田野畑村 | 3,838 | △ 88 | △ 124 | △ 62 | △ 75 | △ 70 | △ 66 | 3,441 |
| 普代村 | 3,065 | △ 49 | △ 58 | △ 31 | △ 41 | △ 36 | △ 110 | 2,789 |
| 野田村 | 4,606 | △ 158 | △ 166 | △ 78 | △ 80 | △ 53 | △ 124 | 4,105 |
| 洋野町 | 17,775 | △ 215 | △ 294 | △ 257 | △ 351 | △ 348 | 28 | 16,553 |

データ: 岩手県毎月人口推計速報

図表1-10-2 宮城県在住基本人口の推移

| | H23.2末人口 | 前年同月差 | | | | | | H28.2末人口 |
|-------------|-----------|----------|---------|--------|--------|--------|--------|-----------|
| | | 対H23.2末差 | | | | | | |
| | | H23.8末 | H24.2末 | H25.2末 | H26.2末 | H27.2末 | H28.2末 | |
| 宮城県計 | 2,331,251 | △ 21574 | △ 21017 | 2372 | 934 | △ 3015 | △ 5109 | 2,305,416 |
| 仙台市 | 1,016,049 | 2953 | 8064 | 9966 | 6168 | 2711 | 1988 | 1,044,946 |
| (宮城野区) | 184,347 | △ 1633 | △ 1155 | 1607 | 1288 | 746 | 319 | 187,152 |
| (若林区) | 128,117 | △ 694 | △ 474 | 796 | 808 | 520 | 1298 | 131,065 |
| 石巻市 | 162,822 | △ 9011 | △ 10209 | △ 1423 | △ 1138 | △ 1299 | △ 1070 | 147,683 |
| 塩竈市 | 57,337 | △ 242 | △ 567 | △ 538 | △ 342 | △ 376 | △ 467 | 55,047 |
| 気仙沼市 | 74,247 | △ 3686 | △ 4261 | △ 1159 | △ 832 | △ 747 | △ 988 | 66,260 |
| 名取市 | 73,229 | △ 1648 | △ 1356 | 924 | 1679 | 1366 | 910 | 76,752 |
| 多賀城市 | 62,780 | △ 1463 | △ 1335 | 256 | 235 | 219 | △ 131 | 62,024 |
| 岩沼市 | 44,128 | △ 357 | △ 427 | △ 82 | 44 | 276 | 163 | 44,102 |
| 東松島市 | 43,142 | △ 2390 | △ 2439 | △ 306 | △ 293 | 5 | 62 | 40,171 |
| 亘理町 | 35,585 | △ 1149 | △ 1404 | △ 268 | △ 43 | 149 | 37 | 34,056 |
| 山元町 | 16,695 | △ 1982 | △ 2358 | △ 703 | △ 498 | △ 395 | △ 228 | 12,513 |
| 松島町 | 15,377 | △ 6 | △ 79 | △ 160 | △ 130 | △ 134 | △ 80 | 14,794 |
| 七ヶ浜町 | 20,855 | △ 487 | △ 654 | △ 343 | △ 218 | △ 279 | △ 150 | 19,211 |
| 女川町 | 10,016 | △ 1341 | △ 1640 | △ 493 | △ 553 | △ 334 | △ 252 | 6,744 |
| 南三陸町 | 17,666 | △ 2017 | △ 2247 | △ 362 | △ 554 | △ 537 | △ 323 | 13,643 |

データ: 宮城県「住民基本台帳人口及び世帯数」

図表1-10-3 福島県の推計人口の推移

| | H23.3.1人口 | 前年同月差 | | | | | | H28.3.1人口 |
|------------|-----------|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|-----------|
| | | 対H23.3.1比 | | | | | | |
| | | H23.9.1 | H24.3.1 | H25.3.1 | H26.3.1 | H27.3.1 | H28.3.1 | |
| 福島県 | 2,024,401 | △ 32,895 | △ 45,477 | △ 22,213 | △ 13,297 | △ 11,022 | △ 23,515 | 1,908,877 |
| 福島市 | 291,992 | △ 3,586 | △ 5,769 | △ 2,556 | △ 475 | △ 280 | 11,154 | 294,066 |
| 川俣町 | 15,505 | △ 261 | △ 432 | △ 316 | △ 318 | △ 234 | 139 | 14,344 |
| 田村市 | 40,234 | △ 597 | △ 874 | △ 595 | △ 585 | △ 597 | 667 | 38,250 |
| 相馬市 | 37,721 | △ 1,085 | △ 1,321 | △ 476 | △ 276 | △ 204 | 3,090 | 38,534 |
| 南相馬市 | 70,752 | △ 4,065 | △ 4,836 | △ 1,291 | △ 754 | △ 518 | △ 5,901 | 57,452 |
| 広野町 | 5,386 | △ 220 | △ 231 | △ 85 | △ 38 | △ 58 | △ 699 | 4,275 |
| 楢葉町 | 7,676 | △ 304 | △ 337 | △ 93 | △ 76 | △ 107 | - | 7,381 |
| 富岡町 | 15,959 | △ 1,107 | △ 1,208 | △ 185 | △ 263 | △ 194 | - | 13,824 |
| 川内村 | 2,819 | △ 124 | △ 132 | △ 59 | △ 58 | △ 28 | △ 497 | 2,045 |
| 大熊町 | 11,570 | △ 516 | △ 551 | △ 52 | △ 22 | △ 102 | - | 10,744 |
| 双葉町 | 6,891 | △ 455 | △ 512 | △ 103 | △ 85 | △ 120 | - | 6,222 |
| 浪江町 | 20,854 | △ 1,369 | △ 1,549 | △ 244 | △ 411 | △ 310 | - | 18,692 |
| 葛尾村 | 1,524 | △ 41 | △ 36 | △ 23 | 1 | △ 23 | - | 1,471 |
| 飯館村 | 6,156 | △ 148 | △ 171 | △ 26 | △ 33 | △ 8 | - | 6,231 |
| いわき市 | 341,463 | △ 6,806 | △ 8,745 | △ 3,264 | △ 2,095 | △ 1,571 | 22,997 | 348,785 |

データ: 福島県「推計人口」

(注) 楢葉、富岡、大熊、双葉、浪江、葛尾、飯館の各町村の「H28.3.1人口」は、住民基本台帳ベースの公表地である。これらは、平成27年10月以降「推計人口」は公表されていない。

おり、それぞれ 7,381 人、13,824 人、10,744 人、6,222 人、18,692 人、1,471 人、6,231 人となっている。行政としては、平成 28 年 3 月現在、これらの町民・村民がいるとされている。

イ。「就業構造基本調査」(平成 24 年)による震災避難等の状況

平成 23 年 3 月の震災後ほぼ 1 年半の平成 24 年 10 月に実施された総務省統計局「就業構造基本調査」においては、震災に伴う避難や仕事への影響について特に調査されており、マクロ的な統計データとして貴重なものとなっている。ただし、15 歳以上の人々についての統計であることは、特に避難の有無等のデータをみる場合には留意しておかなければならない。

(15 歳以上の人々の避難の有無)

震災により避難したかどうかをみると(図表 1-11)、全国計で 15 歳以上の人々のうち 0.8%が避難したとされる。調査時現在で居住している県別にみると、岩手が 5.6%、宮城が 12.4%、福島が 20.6%となっている³⁹。平成 24 年 10 月現在も避難している割合をみると、岩手、宮城両県はそれぞれ同じ 2.9%となっているのに対して、福島は 4.1%となっている。また、避難経験者で震災後に転居した人は、岩手 1.0%、宮城 2.3%、福島 1.5%となっている。避難経験のある割合を現在有業か無業かでみると、宮城では 12.4%で有業か無業で差異はみられないが、岩手と福島では有業者よりも無業者の方が高くなっている。

図表 1-11 避難の有無(県は現在の居住地)

| | 15歳以上人口 | | 震災により避難した | | | | 避難しなかった |
|-----|-------------|-------|-----------|----------|------------|-------|---------|
| | | | 現在も避難している | 震災後に転居した | 震災前の住居に戻った | (人、%) | |
| 全国 | 110,815,100 | 100.0 | 0.8 | 0.2 | 0.1 | 0.5 | 97.9 |
| 有業者 | 64,420,700 | 100.0 | 0.8 | 0.1 | 0.1 | 0.5 | 98.2 |
| 無業者 | 46,394,400 | 100.0 | 0.9 | 0.2 | 0.1 | 0.5 | 97.5 |
| 岩手県 | 1,140,100 | 100.0 | 5.6 | 2.9 | 1.0 | 1.7 | 94.2 |
| 有業者 | 654,700 | 100.0 | 5.4 | 2.5 | 1.0 | 1.9 | 94.4 |
| 無業者 | 485,400 | 100.0 | 5.8 | 3.4 | 1.0 | 1.4 | 93.9 |
| 宮城県 | 2,020,700 | 100.0 | 12.4 | 2.9 | 2.3 | 7.2 | 87.0 |
| 有業者 | 1,157,800 | 100.0 | 12.4 | 2.5 | 2.4 | 7.4 | 87.0 |
| 無業者 | 862,900 | 100.0 | 12.4 | 3.4 | 2.0 | 7.0 | 87.0 |
| 福島県 | 1,707,400 | 100.0 | 20.6 | 4.1 | 1.5 | 14.9 | 79.0 |
| 有業者 | 958,000 | 100.0 | 18.9 | 3.5 | 1.4 | 13.9 | 80.6 |
| 無業者 | 749,400 | 100.0 | 22.7 | 5.0 | 1.5 | 16.1 | 76.9 |

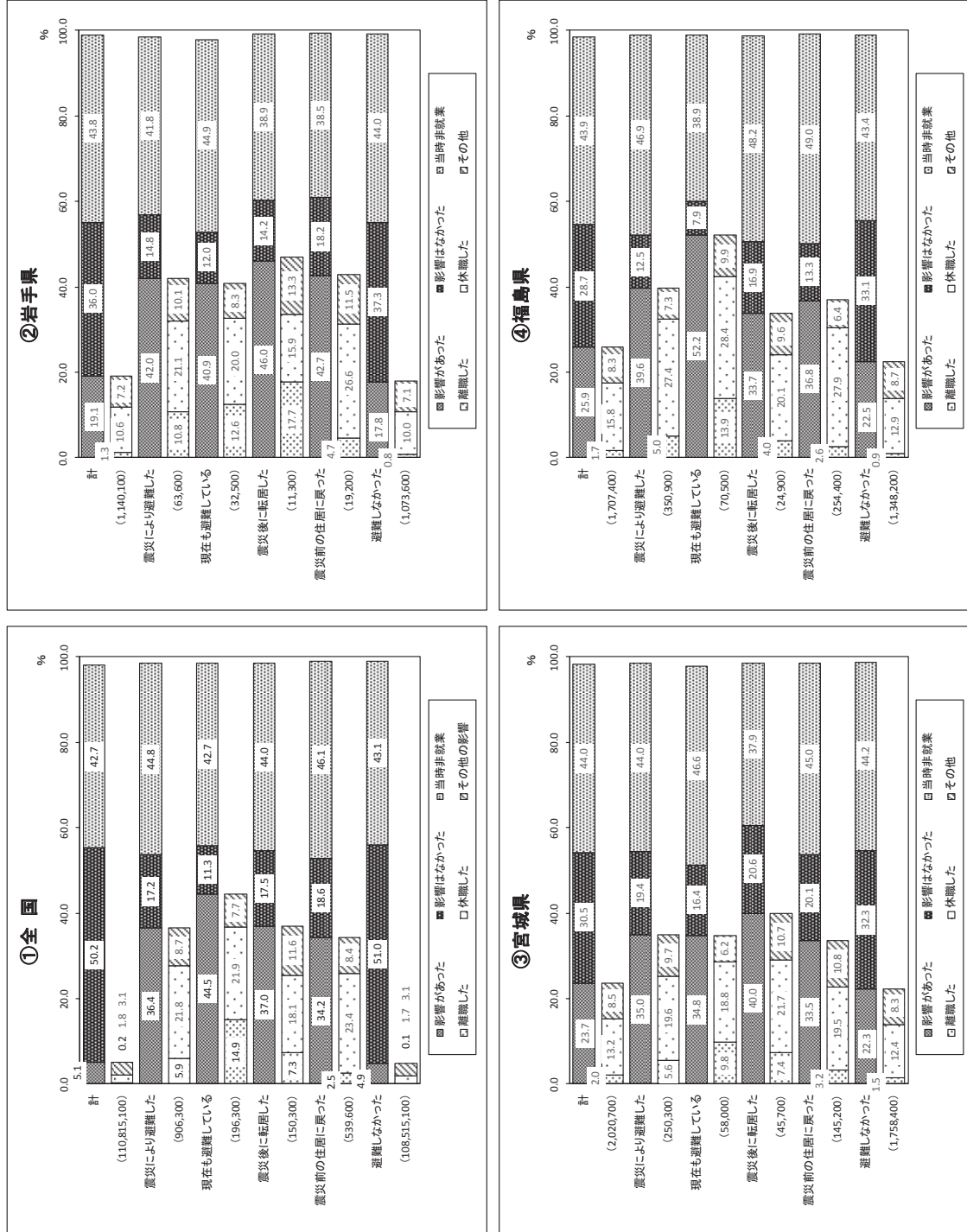
データ:総務省統計局「就業構造基本調査」(平成24年)

(仕事への影響の有無)

震災により仕事に影響があったかどうかをみると(図表 1-12)、全国計でみて、15 歳以上の人々のうち震災当時仕事に就いてなかった割合が 42.7%いる中で、影響があったとする

³⁹ 避難経験者の人数を挙げれば、次の図表 1-12 にも示しているが、全国で 90 万 6,300 人、岩手県 6 万 3,600 人、宮城県 25 万 300 人、福島県 35 万 900 人とされている。「就業構造基本調査」は、100 人単位で集計標準されている。また、避難経験ありの割合が 15 歳未満も含めた全年齢計についても同じであると仮定し、平成 22 年「国勢調査」の人口に乗じて試算すると、それぞれ、104 万 7,000 人、7 万 4,200 人、29 万 900 人、41 万 7,000 人となる。

図表1-12 避難経験の有無(さらに現在の状況)別に現在の状況(県は現在の居住地)



データ:総務省統計局「就業構造基本調査」(平成24年)
 (注) 各項目上下2段となっており、下段は、上段の「影響があった」の影響の内容である。

割合は 5.1%となっている。これを避難経験のある人についてみると、影響ありが 36.4%となり、その影響の内容としては、「離職」が 5.9%（避難経験のある人全体に占める割合。以下同様。）、「休職」 21.8%、「その他」 8.7%となっている。

被災 3 県別に、まず岩手についてみると、影響ありの割合は、「計」では 19.1%であり、「避難経験あり」では 42.0%となっている。「避難経験なし」でも 17.8%が影響ありとしているが、影響の内容をみると、「避難経験あり」では「離職」が 10.8%であるのに対して「避難経験なし」では 0.8%にとどまっている。「避難経験あり」の中で現在の状況別にみると、仕事への影響があった割合には「現在も避難」（40.9%）、「震災後転居」（46.0%）、「元の住居に戻った」（42.7%）の間にそれほど大きな違いはないものの、影響の内容の「離職」について、それぞれ 12.6%、17.7%、4.7%と「元の住居に戻った」が他よりもかなり低くなっている。なお、これには震災当時仕事に就いていなかった割合の違いによる面も大きい。

宮城についてみると、影響ありの割合は、「計」では 23.7%であり、「避難経験あり」では 35.0%となっている。「避難経験なし」も 22.3%が影響ありとしているが、影響の内容をみると、「避難経験あり」では「離職」が 5.6%であるのに対して「避難経験なし」では「離職」は 1.5%であり、岩手の場合と同様の傾向はあるものの、岩手ほどの差異にはなっていない⁴⁰。「避難経験あり」の中で現在の状況別にみると、仕事への影響があった割合は「現在も避難」（34.8%）や「元の住居に戻った」（33.5%）に比べて「震災後転居」（40.0%）でやや高くなっているが、これは震災当時仕事に就いていなかった割合の違いによる面も大きい。影響の内容の「離職」についてみると、「現在も避難」（9.8%）、「震災後転居」（7.4%）に比べて「元の住居に戻った」（3.2%）が低くなっており、岩手と同様の傾向となっている。

福島についてみると、影響ありの割合は、「計」では 25.9%であり、「避難経験あり」では 39.6%となっている。「避難経験なし」も 22.5%が影響ありとしているが、影響の内容をみると、「避難経験あり」では「離職」が 5.0%であるのに対して「避難経験なし」では「離職」は 0.9%であり、上述 2 県の場合と同様の傾向がみられる。「避難経験あり」の中で現在の状況別にみると、仕事への影響があった割合は「現在も避難」（52.2%）では半数を超えているのに対して、「震災後転居」（33.7%）や「元の住居に戻った」（36.8%）では 30%台半ばとなっている。これには、震災当時仕事に就いていなかった割合の違いによる面あるものの、福島において「現在も避難」の意味が示すものによる面が大きいと考えられる。影響の内容の「離職」についてみても、「震災後転居」（4.0%）や「元の住居に戻った」（2.6%）に比べて「現在も避難」（13.9%）がかなり高くなっている。

これらのデータを通じて、とりわけ長期の避難が離職という事態と結びつく傾向が相対的に強いということが窺える。

⁴⁰ ここでは県間の比較をする趣旨ではなく、それぞれの県での状況を概観することが一義的な目的であるが、比較する場合においては、図表 1-11 にあるように避難した人の割合等に 3 県でかなり差異があることにも留意する必要があるように思われる。

（避難による地域移動）

平成24年「就業構造基本調査」には、避難等に伴う地域移動に関するデータも提供されている。図表1-13は、震災時に居住していた県別に、避難経験者が現在居住している地域をみたものである⁴¹。

岩手についてみると、避難経験者の半数程度（50.4%）が平成24年10月現在においても避難をしていた。避難先居住地は、県外はわずか（0.2%）であり、多くが同一市町村内（45.2%／現在も避難の中では89.8%）であった。一方、震災後転居した人が2割程度（19.2%）おり、県外に転居した人は5%程度（5.5%）となっている⁴²。

宮城についてみると、避難経験者の半数超（55.2%）が既に元の住居に戻っており、平成24年10月現在において避難をしていた人は2割程度（21.7%）であった。避難先居住地は、県外は少なく（1.1%）、多くが同一市町村内（17.0%／同78.5%）であった。一方、震災後転居した人が2割強（22.9%）おり、県外に転居した人は7%程度（7.1%）となっている。

福島についてみると、避難経験者の3分の2弱（63.9%）が元の住居に戻り、平成24年10月現在において避難をしていた人は4分の1程度（25.2%）であった。避難先居住地は、県内他の市区町村（12.7%／同50.3%）が多く、県外も少なくなく（7.6%／同30.3%）、同一市町村内（4.9%／同19.3%）を上回った。一方、震災後転居した人は1割程度（10.8%）と相対的に少ないものの、県外に転居した人は5%程度（4.9%）となっている。

図表1-13 避難者の現在の居住地と震災時居住地の異同(県は震災時の居住地)

| | 震災により避難した (15歳以上) | | 現在も避難 している | 震災時に居住していた | | | 震災後に 転居した | 震災時に居住していた | | | 震災前の 住居に 戻った |
|-----|----------------------|-------|---------------|------------|------------|------------|--------------|------------|------------|------------|--------------------|
| | 人数 | 100.0 | | 同一 市区町村 | 他の 市区町村 | 他の 都道府県 | | 同一 市区町村 | 他の 市区町村 | 他の 都道府県 | |
| 全国 | 906,300 | 100.0 | 21.7 | 10.5 | 7.1 | 4.0 | 16.6 | 6.4 | 3.9 | 6.2 | 59.5 |
| 有業者 | 498,900 | 100.0 | 19.0 | 9.8 | 6.0 | 3.2 | 18.0 | 6.9 | 4.1 | 6.8 | 60.7 |
| 無業者 | 407,400 | 100.0 | 25.0 | 11.4 | 8.4 | 5.0 | 14.9 | 5.7 | 3.7 | 5.4 | 58.2 |
| 岩手県 | 63,900 | 100.0 | 50.4 | 45.2 | 4.9 | 0.2 | 19.2 | 7.2 | 6.6 | 5.5 | 30.0 |
| 有業者 | 35,700 | 100.0 | 44.8 | 42.0 | 2.8 | 0.3 | 20.2 | 7.6 | 6.7 | 5.9 | 34.5 |
| 無業者 | 28,200 | 100.0 | 57.4 | 49.3 | 7.8 | 0.4 | 17.7 | 6.7 | 6.4 | 5.0 | 24.1 |
| 宮城県 | 263,100 | 100.0 | 21.7 | 17.0 | 3.6 | 1.1 | 22.9 | 8.8 | 7.0 | 7.1 | 55.2 |
| 有業者 | 151,600 | 100.0 | 19.5 | 15.2 | 3.2 | 1.2 | 24.3 | 9.5 | 6.7 | 8.0 | 56.1 |
| 無業者 | 111,500 | 100.0 | 24.7 | 19.6 | 4.1 | 1.0 | 21.0 | 7.8 | 7.4 | 5.9 | 53.9 |
| 福島県 | 398,000 | 100.0 | 25.2 | 4.9 | 12.7 | 7.6 | 10.8 | 4.3 | 1.6 | 4.9 | 63.9 |
| 有業者 | 203,200 | 100.0 | 22.3 | 4.8 | 11.4 | 6.2 | 11.9 | 4.6 | 1.7 | 5.7 | 65.6 |
| 無業者 | 194,800 | 100.0 | 28.2 | 5.0 | 14.1 | 9.1 | 9.7 | 4.0 | 1.6 | 4.2 | 62.1 |

データ:総務省統計局「就業構造基本調査」(平成24年)

⁴¹ 現在居住する県別に集計した結果は、「巻末付属資料／1. 総括統計データ」の「総括データ7-3-1」を参照されたい。

⁴² 図表1-9にも「国勢調査」による県外への移転状況が示されているが、それとは対象の期間がちがうことはもとより、図表1-13は震災により避難した15歳以上の人についてのデータである点で異なっている。

ウ。「経済センサス」(平成21年・26年)による事業所数、従業者数等の状況

震災後ほぼ3年4カ月が経過した平成26年7月に総務省統計局「経済センサス(基礎調査)」が実施されており、その結果と震災前の平成21年7月に実施された同調査の結果とを比較してみよう。事業所数、従業者数及び雇用者数の3つのデータを挙げている⁴³。

まずはベンチマークとして全国計についてみると(図表1—14—1上段)、平成21年から26年にかけての5年間に、事業所数は5.9%減、従業者数は1.7%減、雇用者数は0.9%減と減少していた。産業大分類別に従業者数の増減率をみると⁴⁴、建設業(12.2%減)、生活関連サービス業・娯楽業(7.7%減)、製造業(6.5%減)などをはじめ多くの産業で減少しているのに対して、増加は医療・福祉(24.2%増)、教育・学習支援業(1.8%増)など5つの産業にとどまっている⁴⁵。その結果、従業者数の産業大分類別構成比は、卸売・小売業(20.2%→19.5%)、製造業(15.6%→14.9%)、建設業(6.9%→6.1%)などを中心に多くの産業が低下し、代わって医療・福祉(10.2%→12.8%)を中心にいくつかの産業で上昇となった。雇用者数についても、自営の多い卸売・小売業、宿泊・飲食業などを中心に減少している産業において減少率がやや小さく、医療・福祉など増加している産業で増加率がやや大きくなっている面があるが、同様の傾向にある⁴⁶。

同様に、被災3県についてみると、まず同じ表の下段にある岩手県に所在する事業所では、事業所数は7.7%減、従業者数は1.8%減と減少した一方、雇用者数は0.4%増とわずかながら増加となっている。産業大分類別の従業者数は、農林漁業(21.3%減)、情報通信業(14.1%減)、金融・保険業(10.6%減)、宿泊・飲食業(9.3%減)など多くの産業で減少しているのに対して、医療・福祉(18.9%増)をはじめとして教育・学習支援業(4.8%増)などいくつかの産業で増加しており、その中で建設業(2.4%増)や公務(5.9%増)でも増加している。また、雇用者数の増減率は、全国の場合同様、従業者数の増減率をプラス方向にややシフトしたものとなっているが、その中でも、不動産・物品賃貸業(7.7%増)は、従業者数では減少している(3.9%減)ものが増加となっており、また、建設業(6.3%増)、学術研究・専門・技術サービス業(6.2%増)などでは増加率の上振れが大きくなっている。

⁴³ 「巻末付属資料／1. 総括統計データ」の「総括データ8」の各表を参照されたい。

⁴⁴ 以下において産業を示す場合には、誤解の恐れがないものは適宜簡略した名称を用いることがある。とりわけ「サービス業(他に分類されないもの)」は「最狭義サービス業」と表記する。また、産業分類名の読点(,)が用いられているものは、文章上の読点と誤る可能性があるので原則として「・」(ナカグロ)に置き換えて表記する。

⁴⁵ 運輸業・郵便業(9.1%減)もかなり減少し、一方、複合サービス業(27.5%増)がかなり増加しているが、平成21年と26年とで郵便局(例:集配業務を行わない郵便局など)の分類区分が移動したことによる面も大きいので、本文において触れていない。以下においても、同様に扱うこととしたい。ちなみに、前者に属する中分類「郵便業(信書便事業を含む)」は67.4%(176,047人)減、後者に属する「郵便局」は95.7%(163,170人)増となっている。実態として、運輸業・郵便業も複合サービス業も数%程度減少していたと考えた方がよいと思われる。

⁴⁶ 事業所数については、特に留意すべき点がある場合のみ触れることにしたいが、所数の増減率をみると、増加したのは医療・福祉と農林漁業の2つのみとなっている。なお、「企業センサス」の対象となっている農林水産業の事業所は、いわゆる法人化等をしているところであり、伝統的な農林漁家は含まれないことには留意が必要である。

図表1-14-1 産業大分類別事業所数、従業者数、雇用者数の推移(総務省統計局「経済センサス」(平成21年、26年)) / 全国計、岩手県

| | 事業所数 | | | | 従業者数 | | | | 雇用者数 | | | |
|-------------------|-----------|-----------|--------------|------------------|------------|------------|--------------|------------------|------------|------------|--------------|------------------|
| | 構成比(%) | | 実数増減率 (%) | 構成比増減差 (ポイント) | 構成比(%) | | 実数増減率 (%) | 構成比増減差 (ポイント) | 構成比(%) | | 実数増減率 (%) | 構成比増減差 (ポイント) |
| | 平成21年 | 平成26年 | | | 平成21年 | 平成26年 | | | 平成21年 | 平成26年 | | |
| 全産業(実数(所、人)) | 6,043,300 | 5,689,366 | -5.9 | | 62,860,514 | 61,788,853 | -1.7 | | 59,724,781 | 59,161,637 | -0.9 | |
| 全産業(構成比計) | 100.0 | 100.0 | | | 100.0 | 100.0 | | | 100.0 | 100.0 | | |
| 農林漁業 | 0.6 | 0.6 | 0.8 | 0.0 | 0.6 | 0.6 | -6.1 | 0.0 | 0.6 | 0.6 | -6.1 | 0.0 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 0.0 | 0.0 | -32.1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | -35.1 | 0.0 | 0.1 | 0.0 | -35.0 | -0.1 |
| 建設業 | 9.7 | 9.1 | -11.7 | -0.6 | 6.9 | 6.1 | -12.2 | -0.8 | 6.8 | 6.1 | -11.7 | -0.7 |
| 製造業 | 8.9 | 8.6 | -9.2 | -0.3 | 15.6 | 14.9 | -6.5 | -0.7 | 16.1 | 15.2 | -6.2 | -0.9 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 0.1 | 0.2 | -2.9 | 0.1 | 0.5 | 0.5 | -7.6 | 0.0 | 0.5 | 0.5 | -7.6 | 0.0 |
| 情報通信業 | 1.3 | 1.2 | -15.0 | -0.1 | 2.7 | 2.6 | -5.4 | -0.1 | 2.9 | 2.8 | -5.4 | -0.1 |
| 運輸業、郵便業 | 2.5 | 2.4 | -9.2 | -0.1 | 5.7 | 5.3 | -9.1 | -0.4 | 6.0 | 5.5 | -8.9 | -0.5 |
| 卸売業、小売業 | 25.7 | 24.7 | -9.5 | -1.0 | 20.2 | 19.5 | -5.2 | -0.7 | 19.9 | 19.3 | -3.9 | -0.6 |
| 金融業、保険業 | 1.5 | 1.5 | -5.3 | 0.0 | 2.5 | 2.4 | -4.7 | -0.1 | 2.6 | 2.5 | -4.5 | -0.1 |
| 不動産業、物品賃貸業 | 6.8 | 6.8 | -5.8 | 0.0 | 2.5 | 2.4 | -3.6 | -0.1 | 2.2 | 2.2 | -1.9 | 0.0 |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 4.0 | 4.1 | -4.9 | 0.1 | 3.0 | 3.1 | -0.3 | 0.1 | 3.0 | 3.0 | 0.2 | 0.0 |
| 宿泊業、飲食サービス業 | 12.9 | 12.8 | -6.8 | -0.1 | 9.1 | 8.9 | -3.8 | -0.2 | 8.5 | 8.4 | -2.2 | -0.1 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 8.5 | 8.6 | -4.8 | 0.1 | 4.4 | 4.1 | -7.7 | -0.3 | 3.9 | 3.7 | -7.1 | -0.2 |
| 教育、学習支援業 | 3.7 | 3.9 | -0.6 | 0.2 | 4.9 | 5.1 | 1.8 | 0.2 | 5.0 | 5.1 | 2.1 | 0.1 |
| 医療、福祉 | 6.2 | 7.9 | 19.3 | 1.7 | 10.2 | 12.8 | 24.2 | 2.6 | 10.4 | 13.1 | 25.1 | 2.7 |
| 複合サービス事業 | 0.6 | 0.6 | -9.7 | 0.0 | 0.6 | 0.8 | 27.5 | 0.2 | 0.7 | 0.9 | 27.9 | 0.2 |
| サービス業(他に分類されないもの) | 6.2 | 6.4 | -2.6 | 0.2 | 7.5 | 7.7 | 1.3 | 0.2 | 7.7 | 7.9 | 1.5 | 0.2 |
| 公務(他に分類されるものを除く) | 0.7 | 0.7 | -2.1 | 0.0 | 3.0 | 3.1 | 1.5 | 0.1 | 3.1 | 3.2 | 1.5 | 0.1 |
| 全産業(実数(所、人)) | 67,230 | 62,050 | -7.7 | | 605,948 | 595,288 | -1.8 | | 527,973 | 530,007 | 0.4 | |
| 全産業(構成比計) | 100.0 | 100.0 | | | 100.0 | 100.0 | | | 100.0 | 100.0 | | |
| 農林漁業 | 1.5 | 1.5 | -8.9 | 0.0 | 2.3 | 1.8 | -21.2 | -0.5 | 2.2 | 1.7 | -23.7 | -0.5 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 0.1 | 0.1 | -17.8 | 0.0 | 0.1 | 0.1 | -22.2 | 0.0 | 0.1 | 0.1 | -23.8 | 0.0 |
| 建設業 | 9.3 | 9.3 | -7.6 | 0.0 | 8.5 | 8.9 | 2.4 | 0.4 | 7.9 | 8.3 | 6.3 | 0.4 |
| 製造業 | 6.3 | 6.4 | -5.7 | 0.1 | 15.6 | 15.5 | -2.4 | -0.1 | 16.7 | 16.4 | -1.7 | -0.3 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 0.2 | 0.2 | -17.9 | 0.0 | 0.5 | 0.5 | -12.2 | 0.0 | 0.6 | 0.5 | -12.1 | -0.1 |
| 情報通信業 | 0.7 | 0.7 | -6.7 | 0.0 | 1.2 | 1.0 | -14.1 | -0.2 | 1.3 | 1.1 | -13.9 | -0.2 |
| 運輸業、郵便業 | 2.4 | 2.3 | -11.0 | -0.1 | 5.5 | 5.2 | -6.6 | -0.3 | 6.0 | 5.6 | -6.0 | -0.4 |
| 卸売業、小売業 | 26.9 | 25.7 | -11.9 | -1.2 | 20.4 | 19.1 | -7.8 | -1.3 | 19.4 | 18.4 | -4.7 | -1.0 |
| 金融業、保険業 | 1.7 | 1.7 | -10.7 | 0.0 | 2.2 | 2.0 | -10.6 | -0.2 | 2.4 | 2.1 | -10.4 | -0.3 |
| 不動産業、物品賃貸業 | 6.6 | 6.3 | -11.2 | -0.3 | 1.9 | 1.9 | -3.9 | 0.0 | 1.1 | 1.2 | 7.7 | 0.1 |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 3.0 | 3.4 | 1.9 | 0.4 | 1.9 | 2.0 | 2.3 | 0.1 | 1.7 | 1.8 | 6.2 | 0.1 |
| 宿泊業、飲食サービス業 | 12.2 | 11.8 | -10.3 | -0.4 | 8.0 | 7.4 | -9.3 | -0.6 | 7.4 | 6.8 | -7.0 | -0.6 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 10.4 | 10.0 | -11.1 | -0.4 | 4.3 | 4.1 | -6.2 | -0.2 | 3.5 | 3.4 | -1.6 | -0.1 |
| 教育、学習支援業 | 3.8 | 3.8 | -8.6 | 0.0 | 4.8 | 5.1 | 4.8 | 0.3 | 5.3 | 5.6 | 5.9 | 0.3 |
| 医療、福祉 | 6.4 | 8.1 | 17.0 | 1.7 | 11.6 | 14.0 | 18.9 | 2.4 | 12.6 | 15.0 | 19.7 | 2.4 |
| 複合サービス事業 | 1.0 | 0.9 | -14.3 | -0.1 | 1.1 | 1.2 | 8.5 | 0.1 | 1.1 | 1.3 | 13.3 | 0.2 |
| サービス業(他に分類されないもの) | 6.1 | 6.4 | -3.1 | 0.3 | 6.4 | 6.1 | -5.3 | -0.3 | 6.5 | 6.1 | -4.9 | -0.4 |
| 公務(他に分類されるものを除く) | 1.2 | 1.3 | -5.8 | 0.1 | 3.8 | 4.0 | 5.9 | 0.2 | 4.3 | 4.5 | 5.9 | 0.2 |

図表1-14-2 産業大分類別事業所数、従業者数、雇業者数の推移(総務省統計局「経済センサス」(平成21年、26年)) / 宮城県、福島県

| | 事業所数 | | | | 従業者数 | | | | 雇業者数 | | | |
|-------------------|---------|---------|----------|-------|-----------|-----------|----------|-------|---------|---------|----------|-------|
| | 構成比(%) | | 実数増減率(%) | | 構成比(%) | | 実数増減率(%) | | 構成比(%) | | 実数増減率(%) | |
| | 平成21年 | 平成26年 | 平成21年 | 平成26年 | 平成21年 | 平成26年 | 平成21年 | 平成26年 | 平成21年 | 平成26年 | 平成21年 | 平成26年 |
| 全産業(実数(所、人)) | 110,209 | 102,472 | -7.0 | 100.0 | 1,120,793 | 1,100,860 | -1.8 | 100.0 | 991,202 | 996,015 | 0.5 | |
| 全産業(構成比計) | 100.0 | 100.0 | | | 100.0 | 100.0 | | | 100.0 | 100.0 | | |
| 農林漁業 | 0.6 | 0.6 | -5.9 | 0.0 | 0.8 | 0.7 | -19.0 | 0.0 | 0.7 | 0.6 | -19.6 | |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 0.1 | 0.0 | -17.9 | -0.1 | 0.0 | 0.0 | 4.9 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 4.4 | |
| 建設業 | 10.6 | 10.6 | -7.5 | 0.0 | 8.5 | 9.0 | 4.6 | 0.5 | 7.7 | 8.4 | 9.3 | |
| 製造業 | 5.5 | 5.3 | -9.1 | -0.2 | 11.4 | 10.9 | -5.4 | -0.5 | 11.9 | 11.3 | -4.3 | |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 0.1 | 0.2 | -3.7 | 0.1 | 0.7 | 0.7 | -8.2 | 0.0 | 0.8 | 0.7 | -8.6 | |
| 情報通信業 | 1.1 | 1.0 | -12.0 | -0.1 | 2.2 | 1.9 | -12.7 | -0.3 | 2.3 | 2.0 | -12.5 | |
| 運輸業、郵便業 | 2.9 | 2.8 | -8.9 | -0.1 | 6.3 | 5.7 | -10.6 | -0.6 | 6.7 | 6.0 | -10.0 | |
| 卸売業、小売業 | 28.2 | 26.8 | -11.8 | -1.4 | 22.9 | 20.9 | -10.2 | -2.0 | 22.4 | 20.6 | -7.8 | |
| 金融業、保険業 | 1.6 | 1.6 | -6.5 | 0.0 | 2.4 | 2.3 | -3.1 | -0.1 | 2.5 | 2.5 | -1.9 | |
| 不動産業、物品賃貸業 | 7.1 | 6.8 | -10.8 | -0.3 | 2.5 | 2.4 | -5.0 | -0.1 | 1.7 | 1.7 | 4.6 | |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 3.8 | 4.1 | 0.1 | 0.3 | 2.7 | 3.0 | 10.0 | 0.3 | 2.5 | 2.9 | 14.8 | |
| 宿泊業、飲食サービス業 | 11.7 | 11.4 | -9.1 | -0.3 | 8.4 | 8.2 | -4.2 | -0.2 | 8.0 | 7.9 | -1.1 | |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 9.1 | 8.7 | -11.6 | -0.4 | 4.2 | 3.9 | -10.5 | -0.3 | 3.7 | 3.4 | -8.3 | |
| 教育、学習支援業 | 4.0 | 4.0 | -4.9 | 0.0 | 5.3 | 5.3 | -1.0 | 0.0 | 5.7 | 5.6 | -0.4 | |
| 医療、福祉 | 5.8 | 7.7 | 23.4 | 1.9 | 9.4 | 11.9 | 23.7 | 2.5 | 10.0 | 12.5 | 25.1 | |
| 複合サービス事業 | 0.7 | 0.6 | -13.5 | -0.1 | 0.8 | 1.1 | 41.3 | 0.3 | 0.8 | 1.2 | 50.9 | |
| サービス業(他に分類されないもの) | 6.2 | 6.7 | -0.3 | 0.5 | 8.1 | 8.1 | -1.3 | 0.0 | 8.4 | 8.4 | 0.0 | |
| 公務(他に分類されるものを除く) | 0.9 | 0.9 | -3.3 | 0.0 | 3.6 | 3.9 | 7.5 | 0.3 | 4.1 | 4.3 | 7.5 | |
| 全産業(実数(所、人)) | 102,063 | 91,259 | -10.6 | 100.0 | 943,465 | 873,753 | -7.4 | 100.0 | 818,540 | 770,599 | -5.9 | |
| 全産業(構成比計) | 100.0 | 100.0 | | | 100.0 | 100.0 | | | 100.0 | 100.0 | | |
| 農林漁業 | 0.8 | 0.7 | -16.1 | -0.1 | 1.0 | 0.9 | -18.1 | -0.1 | 0.9 | 0.8 | -17.8 | |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 0.1 | 0.1 | -30.3 | 0.0 | 0.1 | 0.0 | -41.8 | -0.1 | 0.1 | 0.0 | -40.7 | |
| 建設業 | 11.8 | 11.4 | -13.9 | -0.4 | 8.8 | 8.8 | -7.2 | 0.0 | 7.8 | 8.0 | -3.8 | |
| 製造業 | 8.1 | 8.3 | -8.2 | 0.2 | 19.4 | 19.1 | -9.0 | -0.3 | 20.9 | 20.2 | -8.6 | |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 0.2 | 0.2 | -0.5 | 0.0 | 0.8 | 0.6 | -29.1 | -0.2 | 0.9 | 0.7 | -29.4 | |
| 情報通信業 | 0.7 | 0.6 | -19.3 | -0.1 | 0.9 | 0.8 | -20.2 | -0.1 | 0.9 | 0.8 | -20.8 | |
| 運輸業、郵便業 | 2.2 | 2.1 | -13.4 | -0.1 | 5.1 | 4.7 | -14.6 | -0.4 | 5.6 | 5.1 | -14.3 | |
| 卸売業、小売業 | 26.5 | 25.0 | -15.8 | -1.5 | 19.5 | 17.7 | -15.7 | -1.8 | 18.4 | 16.8 | -14.0 | |
| 金融業、保険業 | 1.6 | 1.6 | -8.7 | 0.0 | 2.2 | 2.0 | -13.1 | -0.2 | 2.3 | 2.2 | -12.1 | |
| 不動産業、物品賃貸業 | 5.3 | 5.4 | -8.8 | 0.1 | 1.6 | 1.7 | -3.0 | 0.1 | 0.9 | 1.1 | 6.5 | |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 3.4 | 3.5 | -6.9 | 0.1 | 2.4 | 2.3 | -10.1 | -0.1 | 2.2 | 2.1 | -9.2 | |
| 宿泊業、飲食サービス業 | 12.0 | 11.9 | -11.1 | -0.1 | 8.1 | 8.0 | -8.9 | -0.1 | 7.6 | 7.5 | -6.9 | |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 9.5 | 9.3 | -12.3 | -0.2 | 4.7 | 4.0 | -20.6 | -0.7 | 4.1 | 3.4 | -22.1 | |
| 教育、学習支援業 | 4.0 | 4.0 | -9.3 | 0.0 | 4.5 | 4.7 | -2.8 | 0.2 | 4.9 | 5.1 | -1.7 | |
| 医療、福祉 | 5.7 | 7.1 | 11.6 | 1.4 | 10.0 | 12.3 | 14.3 | 2.3 | 10.8 | 13.2 | 15.3 | |
| 複合サービス事業 | 0.9 | 0.8 | -16.6 | -0.1 | 0.9 | 1.1 | 9.9 | 0.2 | 1.0 | 1.2 | 12.3 | |
| サービス業(他に分類されないもの) | 6.5 | 6.8 | -5.5 | 0.3 | 7.1 | 7.7 | 8.3 | 0.6 | 7.3 | 7.9 | 1.7 | |
| 公務(他に分類されるものを除く) | 1.0 | 1.1 | 1.0 | 0.1 | 3.0 | 3.6 | 8.3 | 0.6 | 3.5 | 4.0 | 8.3 | |

つぎに、図表1-14-2（上段）により宮城県に所在する事業所についてみると、岩手県と同様、事業所数は7.0%減、従業者数は1.8%減と減少した一方、雇用者数は0.5%増とわずかながら増加となっている。産業大分類別の従業者数は、農林漁業（19.0%減）、情報通信業（12.7%減）、卸売・小売業（10.2%減）、生活関連サービス・娯楽業（10.5%減）など多くの産業で減少しているのに対して、医療・福祉（23.7%増）をはじめとして、学術研究・専門・技術サービス業（10.0%増）等いくつかの産業で増加しており、その中で建設業（4.6%増）や公務（7.5%増）でも増加している⁴⁷。また、雇用者数の増減率は、上述の場合同様、総じて従業者数の増減率をプラス方向にややシフトしたものとなっているが、その中でも、不動産・物品賃貸業（4.6%増）は、従業者数では減少している（5.0%減）ものが増加となっており、また、従業者数でも増加（4.6%増）となった建設業（9.3%増）では増加率の上振れが大きくなっている。

同じ図表の下段にある福島県に所在する事業所についてみると、事業所数は10.6%減、従業者数は7.4%減と減少し、岩手・宮城両県の場合と異なり、雇用者数も5.9%減と減少率は小さくなるもののかかなり減少している。産業大分類別の従業者数は、生活関連サービス・娯楽業（20.6%減）、情報通信業（20.2%減）、農林漁業（18.1%減）、卸売・小売業（15.7%減）など多くの産業で減少している。岩手・宮城両県では増加していた学術研究・専門・技術サービス業（10.1%減）や建設業（7.2%減）でも減少となっており、製造業（9.0%減）の減少率も相対的に大きくなっている。一方、増加した産業は医療・福祉（14.3%増）と公務（8.3%増）、最狭義サービス業（0.6%増）などであった。また、雇用者数の増減率には、上述の場合同様、総じて従業者数の増減率をプラス方向にややシフトしたものとなっているが、その幅は総じて大きなものではない。その中で、不動産・物品賃貸業（6.5%増）は、従業者数では減少している（3.0%減）ものが増加となっており、また、建設業（3.8%減）では従業員数での減少率に比べかなり小さくなっている。

こうしたデータを概観したところでは、被災3県では総じて厳しい状況にある中で、平成26年7月段階では、建設業や不動産・物品賃貸業等で相対的に雇用拡大の動きが垣間見られ、復興需要を背景とした産業動向が窺われる。

（いくつかの市町のデータ）

以上の県ベースの動きを踏まえて、さらに、市町別に所在する事業所に関するデータをいくつかみておきたい。市町の選定は任意であり、また産業は、おおまかな方針として、原則として①従業者ベースで構成比が5%程度以上である産業、②従業者数等においてある程度の構成比を占め、かなり大きな増加率で増加し、平成21年と26年で構成比に変動があった産業、いずれかに当たるものに着目していくこととしたい。中分類の産業を掲げるときは、

⁴⁷ 従業者数の増加率について宮城県と岩手県と比較すると、ほぼ同様の傾向が窺われる中で、岩手では増加していた教育・学習支援業が宮城では減少となっていること、一方岩手ではかなりの減少（10.6%減）となっていた金融・保険業が宮城ではかなり小さな減少率（3.1%減）となっていること、両県とも増加していた学術研究・専門・技術サービス業ではあるが、宮城県の方の増加率がかなり大きくなっていること、などが目に付く。

それを包含する大分類産業も掲示するが、大分類産業をすべて掲示してはいない⁴⁸。

1 岩手県宮古市

図表1-15-1は、岩手県宮古市のデータである。震災前の平成21年の従業者の構成比でみて、卸売・小売業が21.4%、製造業15.6%、医療・福祉13.5%、建設業8.1%などであり、先にみた岩手県計とおおむね同様の産業別就業構造となっている。平成21年から26年にかけての増減率をみると、事業所数は7.8%減となっているが、従業者数は3.3%増、雇用者数は6.0%増と増加となっている。従業者数の減少が大きかった産業には漁業(30.2%減)、運輸・郵便業(19.1%減)、製造業(10.5%減)、宿泊・飲食業(10.4%減)などがあり、一方、増加が大きかった産業には学術研究・専門・技術サービス業(39.8%増)、医療・福祉(26.1%増)、建設業(25.1%増)、公務(19.7%増)、不動産・物品賃貸業(11.9%増)、最狭義サービス業(9.1%増)などとなっている。減少した産業については、製造業では食料品製造業(21.8%減)、卸売・小売業(3.6%減)では飲食料品小売業(17.5%減)、宿泊・飲食業では宿泊業(25.6%減)などの減少が大きく、一方、増加した産業については、不動産・物品賃貸業では物品賃貸業(27.8%増)、学術研究・専門・技術サービス業では技術サービス業(他に分類されないもの)(以下単に「技術サービス業」という。)(55.5%増)などの増加が目立っている。これらの大分類とその中の中分類との関係は、おしなべて他の市町でも総じてみられており、建設業を含め、復興需要を背景とした就業増という面が強いと考えられる。

図表1-15-1 事業所数、従業者数、雇用者数の推移(総務省統計局「経済センサス」(平成21年、26年))／岩手県宮古市

| | 事業所数 | | | | 従業者数 | | | | 雇用者数 | | | |
|------------------------|--------|-------|--------------|------------------|--------|--------|--------------|------------------|--------|--------|--------------|------------------|
| | 構成比(%) | | 実数増減率 (%) | 構成比増減差 (ポイント) | 構成比(%) | | 実数増減率 (%) | 構成比増減差 (ポイント) | 構成比(%) | | 実数増減率 (%) | 構成比増減差 (ポイント) |
| | 平成21年 | 平成26年 | | | 平成21年 | 平成26年 | | | 平成21年 | 平成26年 | | |
| 全産業(実数(所、人)) | 3,081 | 2,841 | | | 23,265 | 24,023 | | | 19,686 | 20,867 | | |
| 全産業(構成比計) | 100.0 | 100.0 | -7.8 | | 100.0 | 100.0 | 3.3 | | 100.0 | 100.0 | 6.0 | |
| A 農業、林業 | 0.5 | 0.8 | 50.0 | 0.3 | 0.8 | 0.8 | 4.3 | 0.0 | 0.7 | 0.7 | 9.2 | 0.0 |
| B 漁業 | 0.7 | 0.5 | -33.3 | -0.2 | 2.6 | 1.8 | -30.2 | -0.8 | 2.8 | 1.7 | -35.0 | -1.1 |
| D 建設業 | 8.2 | 8.9 | 0.4 | 0.7 | 8.1 | 9.9 | 25.1 | 1.8 | 7.6 | 9.5 | 32.9 | 1.9 |
| E 製造業 | 6.7 | 6.4 | -11.7 | -0.3 | 15.6 | 13.5 | -10.5 | -2.1 | 17.0 | 14.3 | -10.8 | -2.7 |
| 09 食料品製造業 | 2.8 | 2.4 | -21.2 | -0.4 | 5.2 | 4.0 | -21.8 | -1.2 | 5.5 | 4.0 | -23.0 | -1.5 |
| H 運輸業、郵便業 | 2.2 | 2.0 | -14.7 | -0.2 | 4.4 | 3.5 | -19.1 | -0.9 | 5.0 | 3.8 | -19.6 | -1.2 |
| 44 道路貨物運送業 | 1.1 | 1.1 | -5.9 | 0.0 | 2.0 | 1.7 | -11.8 | -0.3 | 2.2 | 1.8 | -13.0 | -0.4 |
| I 卸売業、小売業 | 29.7 | 27.4 | -15.0 | -2.3 | 21.4 | 20.0 | -3.6 | -1.4 | 19.7 | 18.9 | 1.7 | -0.8 |
| 58 飲食料品小売業 | 9.1 | 7.0 | -28.9 | -2.1 | 7.1 | 5.7 | -17.5 | -1.4 | 6.4 | 5.2 | -14.1 | -1.2 |
| 60 その他の小売業 | 8.8 | 8.4 | -11.5 | -0.4 | 6.5 | 6.0 | -5.0 | -0.5 | 6.1 | 5.6 | -2.5 | -0.5 |
| K 不動産業、物品賃貸業 | 7.3 | 7.2 | -9.3 | -0.1 | 1.9 | 2.1 | 11.9 | 0.2 | 0.8 | 1.0 | 29.3 | 0.2 |
| 70 物品賃貸業 | 0.6 | 0.7 | 23.5 | 0.1 | 0.4 | 0.5 | 27.8 | 0.1 | 0.4 | 0.5 | 21.7 | 0.1 |
| L 学術研究、専門・技術サービス業 | 2.1 | 2.9 | 22.7 | 0.8 | 1.6 | 2.1 | 39.8 | 0.5 | 1.6 | 2.2 | 47.4 | 0.6 |
| 74 技術サービス業(他に分類されないもの) | 1.3 | 1.9 | 32.5 | 0.6 | 1.1 | 1.6 | 55.5 | 0.5 | 1.1 | 1.7 | 65.7 | 0.6 |
| M 宿泊業、飲食サービス業 | 13.4 | 12.0 | -17.2 | -1.4 | 7.7 | 6.7 | -10.4 | -1.0 | 6.5 | 6.0 | -3.6 | -0.5 |
| 75 宿泊業 | 1.8 | 1.4 | -25.9 | -0.4 | 2.5 | 1.8 | -25.6 | -0.7 | 2.5 | 1.8 | -22.1 | -0.7 |
| 76 飲食店 | 11.0 | 9.8 | -17.5 | -1.2 | 4.7 | 4.2 | -8.3 | -0.5 | 3.4 | 3.3 | 1.9 | -0.1 |
| 77 持ち帰り・配達飲食サービス業 | 0.7 | 0.8 | 9.5 | 0.1 | 0.5 | 0.7 | 40.2 | 0.2 | 0.6 | 0.8 | 40.8 | 0.2 |
| N 生活関連サービス業、娯楽業 | 10.4 | 9.2 | -18.7 | -1.2 | 3.9 | 3.3 | -12.2 | -0.6 | 2.7 | 2.5 | -4.1 | -0.2 |
| 78 洗濯・理容・美容・浴場業 | 8.8 | 7.5 | -21.0 | -1.3 | 2.5 | 2.0 | -15.2 | -0.5 | 1.2 | 1.1 | -4.9 | -0.1 |
| O 教育、学習支援業 | 3.6 | 4.0 | 2.7 | 0.4 | 5.3 | 5.3 | 2.7 | 0.0 | 6.0 | 5.8 | 3.5 | -0.2 |
| P 医療、福祉 | 4.9 | 7.7 | 43.4 | 2.8 | 13.5 | 16.5 | 26.1 | 3.0 | 15.3 | 18.2 | 25.6 | 2.9 |
| 83 医療業 | 2.7 | 3.0 | 3.6 | 0.3 | 7.6 | 7.2 | -1.3 | -0.4 | 8.4 | 7.8 | -2.0 | -0.6 |
| 85 社会保険・社会福祉・介護事業 | 2.1 | 4.5 | 95.4 | 2.4 | 5.7 | 9.0 | 61.8 | 3.3 | 6.7 | 10.1 | 59.6 | 3.4 |
| R サービス業(他に分類されないもの) | 4.7 | 5.3 | 4.9 | 0.6 | 4.9 | 5.2 | 9.1 | 0.3 | 5.0 | 4.9 | 3.9 | -0.1 |
| 91 職業紹介・労働者派遣業 | 0.0 | 0.4 | 900.0 | 0.4 | 0.0 | 0.4 | 1,680.0 | 0.4 | 0.0 | 0.4 | 2,075.0 | 0.4 |
| S 公務(他に分類されるものを除く) | 1.3 | 1.6 | 15.0 | 0.3 | 4.5 | 5.2 | 19.7 | 0.7 | 5.3 | 6.0 | 19.7 | 0.7 |

⁴⁸ 全体的なデータは、「巻末付属資料／1. 総括統計データ」の「総括データ8」の市町別各表を参照されたい。

2 岩手県陸前高田市

図表1-15-2は、岩手県陸前高田市のデータである。平成21年の従業者数で産業構造をみると、卸売・小売業が20.3%、製造業17.8%、医療・福祉12.7%、建設業11.4%などであり、製造業の中では食料品製造業(8.0%)が半数近くを占めていた。5年間の増減率をみると、事業所数は38.9%減、従業者数は15.9%減、雇用者数は7.1%減といずれもかなりの減少となっている。従業者数の増減を産業別にみると、宿泊・飲食業(49.6%減)、不動産・物品賃貸業(39.1%減)、卸売・小売業(35.5%減)、道路旅客運送業(67.3%減)をはじめとする運輸・郵便業(33.5%減)、食料品製造業(34.6%減)をはじめとする製造業(28.3%減)など大幅な減少を示したところが多くなっている。なお、不動産・物品賃貸業は従業員数が減少しているが、雇用者数は増加(47.4%増)となっており、これは物品賃貸業の雇用者増(104.2%増)によるところが大きい。一方、技術サービス業(62.2%増)をはじめとする学術研究・専門・技術サービス業(45.0%増)、公務(42.4%増)、医療・福祉(30.2%増)、建設業(23.6%増)などで増加となっている。また、最狭義サービス業の中の廃棄物処理業(115.2%増)も大きく増加している。

図表1-15-2 事業所数、従業者数、雇用者数の推移(総務省統計局「経済センサス」(平成21年、26年))／岩手県陸前高田市

| | 事業所数 | | | 従業者数 | | | 雇用者数 | | | | | |
|------------------------|--------|-------|----------|--------|-------|----------|--------|-------|----------|------|-------|------|
| | 構成比(%) | | 実数増減率(%) | 構成比(%) | | 実数増減率(%) | 構成比(%) | | 実数増減率(%) | | | |
| | 平成21年 | 平成26年 | | 平成21年 | 平成26年 | | 平成21年 | 平成26年 | | | | |
| 全産業(実数(所、人)) | 1,283 | 784 | | 7,740 | 6,512 | | 6,149 | 5,711 | | | | |
| 全産業(構成比計) | 100.0 | 100.0 | -38.9 | 100.0 | 100.0 | -15.9 | 100.0 | 100.0 | -7.1 | | | |
| A～B 農林漁業 | 1.4 | 2.0 | -11.1 | 0.6 | 3.0 | 2.3 | -36.3 | -0.7 | 3.0 | 2.2 | -30.1 | -0.8 |
| A 農業、林業 | 0.5 | 1.0 | 14.3 | 0.5 | 1.3 | 2.0 | 26.5 | 0.7 | 0.9 | 1.9 | 93.0 | 1.0 |
| B 漁業 | 0.9 | 1.0 | -27.3 | 0.1 | 1.7 | 0.3 | -84.8 | -1.4 | 2.0 | 0.3 | -85.7 | -1.7 |
| D 建設業 | 10.9 | 14.3 | -20.0 | 3.4 | 11.4 | 16.7 | 23.6 | 5.3 | 10.5 | 16.1 | 42.4 | 5.6 |
| E 製造業 | 6.1 | 7.5 | -24.4 | 1.4 | 17.8 | 15.1 | -28.3 | -2.7 | 20.6 | 16.2 | -26.9 | -4.4 |
| 09 食料品製造業 | 2.0 | 2.6 | -23.1 | 0.6 | 8.0 | 6.2 | -34.6 | -1.8 | 9.4 | 6.8 | -32.1 | -2.6 |
| H 運輸業、郵便業 | 1.5 | 1.4 | -42.1 | -0.1 | 2.9 | 2.3 | -33.5 | -0.6 | 3.3 | 2.3 | -33.0 | -1.0 |
| 43 道路旅客運送業 | 0.4 | 0.3 | -60.0 | -0.1 | 0.7 | 0.3 | -67.3 | -0.4 | 0.8 | 0.3 | -69.4 | -0.5 |
| I 卸売業、小売業 | 28.8 | 24.6 | -47.8 | -4.2 | 20.3 | 15.5 | -35.5 | -4.8 | 17.6 | 14.1 | -25.9 | -3.5 |
| 58 飲食料品小売業 | 10.8 | 7.1 | -59.4 | -3.7 | 7.1 | 5.6 | -33.8 | -1.5 | 5.8 | 5.1 | -18.9 | -0.7 |
| 60 その他の小売業 | 9.5 | 7.9 | -49.2 | -1.6 | 7.0 | 5.2 | -37.6 | -1.8 | 6.3 | 5.0 | -27.4 | -1.3 |
| K 不動産業、物品賃貸業 | 6.5 | 3.8 | -64.3 | -2.7 | 1.8 | 1.3 | -39.1 | -0.5 | 0.6 | 1.0 | 47.4 | 0.4 |
| 70 物品賃貸業 | 0.5 | 1.1 | 50.0 | 0.6 | 0.3 | 0.8 | 88.5 | 0.5 | 0.4 | 0.9 | 104.2 | 0.5 |
| L 学術研究、専門・技術サービス業 | 2.1 | 3.6 | 3.7 | 1.5 | 1.0 | 1.8 | 45.0 | 0.8 | 0.8 | 1.4 | 70.8 | 0.6 |
| 74 技術サービス業(他に分類されないもの) | 1.2 | 2.2 | 13.3 | 1.0 | 0.6 | 1.1 | 62.2 | 0.5 | 0.4 | 0.9 | 112.5 | 0.5 |
| M 宿泊業、飲食サービス業 | 8.2 | 5.9 | -56.2 | -2.3 | 6.7 | 4.0 | -49.6 | -2.7 | 6.2 | 3.7 | -44.8 | -2.5 |
| N 生活関連サービス業、娯楽業 | 11.6 | 9.6 | -49.7 | -2.0 | 4.7 | 2.4 | -57.8 | -2.3 | 3.3 | 1.4 | -60.9 | -1.9 |
| O 教育、学習支援業 | 5.2 | 3.6 | -58.2 | -1.6 | 6.5 | 4.9 | -37.2 | -1.6 | 7.5 | 5.3 | -34.8 | -2.2 |
| P 医療、福祉 | 6.2 | 9.7 | -5.0 | 3.5 | 12.7 | 19.7 | 30.2 | 7.0 | 15.1 | 21.9 | 34.8 | 6.8 |
| 83 医療業 | 3.0 | 2.8 | -42.1 | -0.2 | 4.7 | 4.9 | -12.4 | 0.2 | 5.1 | 5.2 | -6.0 | 0.1 |
| 85 社会保険・社会福祉・介護事業 | 3.3 | 6.9 | 28.6 | 3.6 | 8.0 | 14.8 | 55.2 | 6.8 | 10.0 | 16.7 | 55.7 | 6.7 |
| R サービス業(他に分類されないもの) | 6.7 | 8.7 | -20.9 | 2.0 | 4.6 | 5.6 | 1.4 | 1.0 | 3.8 | 5.2 | 27.2 | 1.4 |
| 88 廃棄物処理業 | 0.2 | 0.3 | -33.3 | 0.1 | 0.4 | 1.1 | 115.2 | 0.7 | 0.5 | 1.1 | 97.0 | 0.6 |
| 92 その他の事業サービス業 | 0.9 | 1.4 | -8.3 | 0.5 | 1.0 | 1.7 | 40.3 | 0.7 | 0.8 | 1.7 | 104.2 | 0.9 |
| S 公務(他に分類されるものを除く) | 1.0 | 1.3 | -23.1 | 0.3 | 2.7 | 4.6 | 42.4 | 1.9 | 3.4 | 5.2 | 42.4 | 1.8 |
| 98 地方公務 | 1.0 | 1.3 | -23.1 | 0.3 | 2.7 | 4.6 | 42.4 | 1.9 | 3.4 | 5.2 | 42.4 | 1.8 |

3 岩手県大槌町

図表1-15-3は、岩手県大槌町のデータである。平成21年の従業者数で産業構造をみると、製造業が25.1%、卸売・小売業20.5%、医療・福祉11.9%、建設業8.3%、宿泊・飲食業(7.0%)などであり、製造業が4分の1を占め、その中では食料品製造業(12.9%)が半数強を占めていた。5年間の増減率をみると、事業所数は54.0%減と半減するとともに、従

業者数は 38.9%減、雇用者数は 34.0%減といずれも大幅な減少となっている⁴⁹。従業者数の増減を産業別にみると、製造業（56.0%減）が半数を下回り、とりわけ食料品製造業（95.0%減）は一時ほとんど壊滅したとよい状況が窺われる。その製造業の中で、窯業・土石製品製造業（22.3 倍へ増加）や生産用機器製造業（39.7%増）ではかなりの従業者増があった。他の減少した産業をみると、卸売・小売業（50.9%減）、建設業（39.7%減）、飲食店（53.4%減）をはじめとする宿泊・飲食業（36.8%減）などとなっている。他の市町では増加している建設業や医療・福祉（16.2%減）も減少となっている。一方、ほとんどの産業で減少となっているのに対して、増加したのは公務（17.4%増）くらいとなっている。なお、宿泊・飲食業の中の宿泊業（15.9%増）は増加となっている。

図表1-15-3 事業所数、従業者数、雇用者数の推移(総務省統計局「経済センサス」(平成21年、26年))／岩手県大槌町

| | 事業所数 | | | | 従業者数 | | | | 雇用者数 | | | |
|---------------------|--------|-------|----------|--------------|--------|-------|----------|--------------|--------|-------|----------|--------------|
| | 構成比(%) | | 実数増減率(%) | 構成比増減差(ポイント) | 構成比(%) | | 実数増減率(%) | 構成比増減差(ポイント) | 構成比(%) | | 実数増減率(%) | 構成比増減差(ポイント) |
| | 平成21年 | 平成26年 | | | 平成21年 | 平成26年 | | | 平成21年 | 平成26年 | | |
| 全産業(実数(所、人)) | 793 | 365 | | | 5,316 | 3,249 | | | 4,350 | 2,873 | | |
| 全産業(構成比計) | 100.0 | 100.0 | -54.0 | | 100.0 | 100.0 | -38.9 | | 100.0 | 100.0 | -34.0 | |
| A~B 農林漁業 | 0.9 | 0.5 | -71.4 | -0.4 | 2.4 | 0.5 | -88.1 | -1.9 | 2.5 | 0.3 | -90.8 | -2.2 |
| A 農業、林業 | 0.5 | - | - | - | 1.9 | - | - | - | 2.1 | - | - | - |
| B 漁業 | 0.4 | 0.5 | -33.3 | 0.1 | 0.5 | 0.5 | -42.3 | 0.0 | 0.4 | 0.3 | -47.4 | -0.1 |
| D 建設業 | 10.0 | 8.2 | -62.0 | -1.8 | 8.3 | 8.2 | -39.7 | -0.1 | 7.3 | 7.4 | -33.0 | 0.1 |
| E 製造業 | 8.2 | 7.7 | -56.9 | -0.5 | 25.1 | 18.1 | -56.0 | -7.0 | 28.5 | 19.2 | -55.3 | -9.3 |
| 09 食料品製造業 | 2.9 | 0.5 | -91.3 | -2.4 | 12.9 | 1.0 | -95.0 | -11.9 | 14.9 | 1.1 | -95.2 | -13.8 |
| 21 窯業・土石製品製造業 | 0.1 | 0.5 | 100.0 | 0.4 | 0.1 | 4.3 | 2,233.3 | 4.2 | 0.1 | 4.8 | 3,325.0 | 4.7 |
| 26 生産用機械器具製造業 | 0.4 | 0.8 | 0.0 | 0.4 | 1.5 | 3.4 | 39.7 | 1.9 | 1.7 | 3.7 | 41.9 | 2.0 |
| I 卸売業、小売業 | 30.3 | 28.8 | -56.3 | -1.5 | 20.5 | 16.5 | -50.9 | -4.0 | 17.7 | 14.8 | -45.1 | -2.9 |
| 58 飲食料品小売業 | 11.6 | 10.1 | -59.8 | -1.5 | 8.8 | 6.3 | -56.1 | -2.5 | 8.1 | 5.8 | -52.4 | -2.3 |
| 60 その他の小売業 | 9.6 | 11.2 | -46.1 | 1.6 | 6.8 | 7.4 | -32.6 | 0.6 | 5.8 | 6.9 | -21.8 | 1.1 |
| M 宿泊業、飲食サービス業 | 12.1 | 12.6 | -52.1 | 0.5 | 7.0 | 7.2 | -36.8 | 0.2 | 5.7 | 6.8 | -21.1 | 1.1 |
| 75 宿泊業 | 1.8 | 1.9 | -50.0 | 0.1 | 1.7 | 3.1 | 15.9 | 1.4 | 1.4 | 3.3 | 56.7 | 1.9 |
| 76 飲食店 | 9.0 | 8.5 | -56.3 | -0.5 | 3.9 | 3.0 | -53.4 | -0.9 | 2.7 | 2.3 | -43.6 | -0.4 |
| N 生活関連サービス業、娯楽業 | 11.2 | 12.3 | -49.4 | 1.1 | 4.0 | 5.0 | -24.3 | 1.0 | 2.8 | 4.0 | -4.9 | 1.2 |
| 79 その他の生活関連サービス業 | 0.6 | 0.5 | -60.0 | -0.1 | 0.3 | 1.8 | 216.7 | 1.5 | 0.3 | 1.9 | 266.7 | 1.6 |
| O 教育、学習支援業 | 3.5 | 3.6 | -53.6 | 0.1 | 4.0 | 4.8 | -26.6 | 0.8 | 4.6 | 5.4 | -22.5 | 0.8 |
| P 医療、福祉 | 4.3 | 6.6 | -29.4 | 2.3 | 11.9 | 16.3 | -16.2 | 4.4 | 13.7 | 17.4 | -16.0 | 3.7 |
| 85 社会保険・社会福祉・介護事業 | 1.8 | 3.8 | 0.0 | 2.0 | 8.1 | 12.5 | -5.4 | 4.4 | 9.6 | 13.5 | -7.2 | 3.9 |
| R サービス業(他に分類されないもの) | 4.9 | 7.1 | -33.3 | 2.2 | 4.0 | 6.4 | -2.3 | 2.4 | 4.1 | 6.5 | 3.9 | 2.4 |
| 92 その他の事業サービス業 | 0.4 | 0.5 | -33.3 | 0.1 | 0.4 | 3.0 | 366.7 | 2.6 | 0.4 | 3.4 | 444.4 | 3.0 |
| S 公務(他に分類されるものを除く) | 1.3 | 2.5 | -10.0 | 1.2 | 3.6 | 6.9 | 17.4 | 3.3 | 4.4 | 7.8 | 17.4 | 3.4 |
| 98 地方公務 | 1.3 | 2.5 | -10.0 | 1.2 | 3.6 | 6.9 | 17.4 | 3.3 | 4.4 | 7.8 | 17.4 | 3.4 |

4 宮城県仙台市若林区

図表1-16-1は、宮城県仙台市若林区のデータである。平成21年の従業者数で産業構造をみると、卸売・小売業が33.4%と3分の1を占め、建設業10.2%、運輸・郵便業9.6%、最狭義サービス業9.0%などとなっており、医療・福祉は6.8%、製造業も6.2%と6%台にとどまっている。5年間の増減率をみると、事業所数は5.3%減、従業者数は3.4%減、雇用者数は1.9%減といずれも減少となっている。津波による大きな浸水被害を受けたこの地域も、産業・雇用面にかなりの影響があったことが窺われる。従業者数の減少が大きかった産業には運輸・郵便業（21.3%減）があり、これは道路貨物運送業（30.9%減）によるところが大

⁴⁹ 平成26年7月時点においては、大槌町の産業面の復興は他の市町よりも厳しい状況にあったといえる。ただし、新たな食料品製造業団地構想なども進んでおり、その後、復興の足取りは加速したものと窺われる。

さい。また、最狭義サービス業（19.1%減）も大きく減少し、製造業（8.7%減）、卸売・小売業（8.6%減）なども減少している。一方、医療・福祉（18.7%増）、教育・学習支援業（17.7%増）、建設業（16.5%増）などは増加している。

図表1-16-1 事業所数、従業者数、雇用者数の推移(総務省統計局「経済センサス」(平成21年、26年))／宮城県仙台市若林区

| | 事業所数 | | | 従業者数 | | | 雇用者数 | | |
|---------------------|--------|-------|----------|--------|--------|----------|--------|--------|----------|
| | 構成比(%) | | 実数増減率(%) | 構成比(%) | | 実数増減率(%) | 構成比(%) | | 実数増減率(%) |
| | 平成21年 | 平成26年 | | 平成21年 | 平成26年 | | 平成21年 | 平成26年 | |
| 全産業(実数(所、人)) | 7,242 | 6,858 | | 74,882 | 72,453 | | 66,515 | 65,254 | |
| 全産業(構成比計) | 100.0 | 100.0 | -5.3 | 100.0 | 100.0 | -3.4 | 100.0 | 100.0 | -1.9 |
| A～B 農林漁業 | 0.1 | 0.2 | 20.0 | 0.1 | 0.2 | 39.2 | 0.1 | 0.1 | 43.9 |
| D 建設業 | 10.7 | 10.6 | -6.1 | 10.2 | 12.4 | 16.5 | 9.7 | 12.0 | 21.7 |
| 06 総合工事業 | 2.8 | 3.3 | 11.7 | 2.6 | 3.4 | 25.5 | 0.8 | 2.5 | 3.3 |
| 08 設備工事業 | 4.0 | 3.8 | -10.4 | 4.9 | 6.3 | 26.1 | 1.4 | 4.8 | 6.5 |
| E 製造業 | 5.4 | 5.6 | -1.8 | 6.2 | 5.9 | -8.7 | -0.3 | 6.0 | 5.6 |
| 09 食料品製造業 | 0.7 | 0.7 | -4.0 | 1.6 | 1.5 | -9.5 | -0.1 | 1.7 | 1.5 |
| H 運輸業、郵便業 | 3.3 | 3.0 | -14.5 | 9.6 | 7.8 | -21.3 | -1.8 | 10.3 | 8.3 |
| 44 道路貨物運送業 | 2.1 | 1.7 | -19.5 | 7.3 | 5.2 | -30.9 | -2.1 | 8.0 | 5.6 |
| I 卸売業、小売業 | 37.1 | 36.0 | -8.1 | 33.4 | 31.6 | -8.6 | -1.8 | 33.8 | 31.9 |
| M 宿泊業、飲食サービス業 | 6.8 | 7.2 | -0.6 | 4.7 | 4.8 | -2.0 | 0.1 | 4.5 | 4.6 |
| 76 飲食店 | 6.0 | 6.1 | -3.7 | 3.4 | 3.7 | 3.0 | 0.3 | 3.1 | 3.4 |
| O 教育、学習支援業 | 2.6 | 2.8 | 2.1 | 2.9 | 3.6 | 17.7 | 0.7 | 3.1 | 3.8 |
| P 医療、福祉 | 5.1 | 6.5 | 19.7 | 6.8 | 8.4 | 18.7 | 1.6 | 7.1 | 8.7 |
| R サービス業(他に分類されないもの) | 6.2 | 6.2 | -5.1 | 9.0 | 7.5 | -19.1 | -1.5 | 9.3 | 7.8 |
| 91 職業紹介・労働者派遣業 | 0.2 | 0.2 | 8.3 | 1.1 | 0.6 | -51.2 | -0.5 | 1.2 | 0.6 |
| S 公務(他に分類されるものを除く) | 0.3 | 0.3 | -4.2 | 2.3 | 2.3 | -2.9 | 0.0 | 2.6 | 2.6 |

5 宮城県石巻市

図表1-16-2は、宮城県石巻市に所在する事業所のデータである。平成21年の従業者数で産業構造をみると、卸売・小売業が23.8%、製造業16.2%、医療・福祉9.7%、建設業9.2%などであり、製造業の中では食料品製造業（7.0%）が4割強を占めていた。5年間の増減率をみると、事業所数は31.4%減、従業者数は17.5%減、雇用者数は12.6%減といずれもかなりの減少となっている。従業者数の増減を産業別にみると、宿泊・飲食業（33.4%減）、卸売・小売業（29.9%減）、食料品製造業（40.8%減）をはじめとする製造業（23.6%減）など大幅な減少を示したところが多くなっている。一方、増加した産業は、公務（24.8%増）、医療・福祉（14.4%増）などであった。建設業（4.4%減）全体では減少となったが、その中の総合工事業（13.0%増）はかなり増加している⁵⁰。また、製造業の中でパルプ・紙・紙加工品製造業（387.6%増／ほぼ4倍になった）の増加が目立っている⁵¹。

6 宮城県気仙沼市

図表1-16-3は、宮城県気仙沼市に所在する事業所のデータである。平成21年の従業者数で産業構造をみると、卸売・小売業が24.6%、製造業17.5%、医療・福祉9.9%、宿泊・飲食業8.5%、建設業7.4%などであり、製造業の中では食料品製造業（12.9%）が4分の3近くを占めていた。5年間の増減率をみると、事業所数は24.0%減、従業者数は13.7%減、

⁵⁰ 雇用者数は、建設業計でも増加（2.4%増）となっている。

⁵¹ なお、表には掲載していないが、石巻においても、不動産・物品賃貸業は従業員数が減少（19.9%減）しているが、物品賃貸業の増加（従業者数は30.0%増、雇用者数は38.6%増）により、雇用者数は増加（6.5%増）となっている。

図表1-16-2 事業所数、従業者数、雇用者数の推移(総務省統計局「経済センサス」(平成21年、26年))／宮城県石巻市

| | 事業所数 | | | | 従業者数 | | | | 雇用者数 | | | |
|---------------------|--------|-------|----------|--------------|--------|--------|----------|--------------|--------|--------|----------|--------------|
| | 構成比(%) | | 実数増減率(%) | 構成比増減差(ポイント) | 構成比(%) | | 実数増減率(%) | 構成比増減差(ポイント) | 構成比(%) | | 実数増減率(%) | 構成比増減差(ポイント) |
| | 平成21年 | 平成26年 | | | 平成21年 | 平成26年 | | | 平成21年 | 平成26年 | | |
| 全産業(実数(所、人)) | 9,072 | 6,222 | | | 71,512 | 59,032 | | | 59,072 | 51,629 | | |
| 全産業(構成比計) | 100.0 | 100.0 | -31.4 | | 100.0 | 100.0 | -17.5 | | 100.0 | 100.0 | -12.6 | |
| A～B 農林漁業 | 1.0 | 1.2 | -20.0 | 0.2 | 1.9 | 1.6 | -29.3 | -0.3 | 1.9 | 1.5 | -30.8 | -0.4 |
| A 農業、林業 | 0.6 | 0.8 | -10.5 | 0.2 | 1.2 | 1.2 | -16.8 | 0.0 | 1.1 | 1.1 | -13.9 | 0.0 |
| D 建設業 | 11.0 | 12.9 | -19.5 | 1.9 | 9.2 | 10.6 | -4.4 | 1.4 | 8.3 | 9.7 | 2.4 | 1.4 |
| 06 総合工事業 | 4.4 | 6.1 | -4.3 | 1.7 | 4.4 | 6.0 | 13.0 | 1.6 | 4.1 | 5.7 | 20.8 | 1.6 |
| E 製造業 | 7.6 | 7.6 | -32.3 | 0.0 | 16.2 | 15.0 | -23.6 | -1.2 | 17.5 | 15.7 | -21.6 | -1.8 |
| 09 食料品製造業 | 2.5 | 2.3 | -37.7 | -0.2 | 7.0 | 5.0 | -40.8 | -2.0 | 7.6 | 5.2 | -40.2 | -2.4 |
| 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 | 0.2 | 0.2 | -13.3 | 0.0 | 0.3 | 1.9 | 387.6 | 1.6 | 0.3 | 2.1 | 441.8 | 1.8 |
| 26 生産用機械器具製造業 | 0.3 | 0.4 | -4.0 | 0.1 | 0.3 | 0.7 | 66.7 | 0.4 | 0.3 | 0.7 | 76.1 | 0.4 |
| H 運輸業、郵便業 | 3.0 | 3.0 | -31.1 | 0.0 | 5.8 | 5.3 | -23.8 | -0.5 | 6.3 | 5.6 | -22.2 | -0.7 |
| I 卸売業、小売業 | 27.6 | 25.7 | -36.1 | -1.9 | 23.8 | 20.2 | -29.9 | -3.6 | 22.9 | 19.7 | -25.0 | -3.2 |
| 58 食料品小売業 | 7.8 | 5.7 | -49.9 | -2.1 | 6.6 | 5.7 | -29.5 | -0.9 | 6.3 | 5.6 | -21.3 | -0.7 |
| 60 その他の小売業 | 8.2 | 7.8 | -34.9 | -0.4 | 6.2 | 5.6 | -25.2 | -0.6 | 5.8 | 5.4 | -18.4 | -0.4 |
| 61 無店舗小売業 | 0.2 | 0.8 | 257.1 | 0.6 | 0.1 | 0.4 | 346.3 | 0.3 | 0.1 | 0.4 | 302.2 | 0.3 |
| M 宿泊業、飲食サービス業 | 12.3 | 8.9 | -50.8 | -3.4 | 7.6 | 6.1 | -33.4 | -1.5 | 6.8 | 5.8 | -25.3 | -1.0 |
| 76 飲食店 | 10.5 | 6.9 | -54.8 | -3.6 | 5.9 | 4.6 | -35.4 | -1.3 | 5.1 | 4.3 | -26.4 | -0.8 |
| P 医療、福祉 | 4.9 | 7.7 | 7.9 | 2.8 | 9.7 | 13.4 | 14.4 | 3.7 | 11.0 | 14.5 | 15.7 | 3.5 |
| 83 医療業 | 2.6 | 3.3 | -15.0 | 0.7 | 5.1 | 6.3 | 1.5 | 1.2 | 5.6 | 6.6 | 3.0 | 1.0 |
| 85 社会保険・社会福祉・介護事業 | 2.2 | 4.4 | 35.5 | 2.2 | 4.6 | 7.1 | 28.4 | 2.5 | 5.4 | 7.9 | 28.3 | 2.5 |
| R サービス業(他に分類されないもの) | 6.2 | 6.8 | -24.6 | 0.6 | 6.0 | 6.1 | -16.2 | 0.1 | 5.9 | 6.0 | -12.1 | 0.1 |
| S 公務(他に分類されるものを除く) | 1.0 | 1.4 | -7.6 | 0.4 | 2.9 | 4.4 | 24.8 | 1.5 | 3.5 | 5.1 | 24.8 | 1.6 |
| 98 地方公務 | 0.9 | 1.1 | -12.7 | 0.2 | 2.6 | 4.0 | 26.4 | 1.4 | 3.1 | 4.5 | 26.4 | 1.4 |

雇用者数は9.0%減といずれもかなりの減少となっている。従業者数の増減を産業別にみると、運輸・郵便業(35.9%減)、食料品製造業(50.6%減)をはじめとする製造業(29.8%減)、卸売・小売業(28.1%減)、宿泊・飲食業(27.8%減)など大幅な減少を示したところが多くなっている。一方、増加した産業は、公務(32.4%増)、建設業(19.4%増)、医療・福祉(13.5%増)などであった。

図表1-16-3 事業所数、従業者数、雇用者数の推移(総務省統計局「経済センサス」(平成21年、26年))／宮城県気仙沼市

| | 事業所数 | | | | 従業者数 | | | | 雇用者数 | | | |
|---------------------|--------|-------|----------|--------------|--------|--------|----------|--------------|--------|--------|----------|--------------|
| | 構成比(%) | | 実数増減率(%) | 構成比増減差(ポイント) | 構成比(%) | | 実数増減率(%) | 構成比増減差(ポイント) | 構成比(%) | | 実数増減率(%) | 構成比増減差(ポイント) |
| | 平成21年 | 平成26年 | | | 平成21年 | 平成26年 | | | 平成21年 | 平成26年 | | |
| 全産業(実数(所、人)) | 4,102 | 3,118 | | | 30,232 | 26,081 | | | 24,580 | 22,372 | | |
| 全産業(構成比計) | 100.0 | 100.0 | -24.0 | | 100.0 | 100.0 | -13.7 | | 100.0 | 100.0 | -9.0 | |
| A～B 農林漁業 | 1.0 | 1.1 | -23.3 | 0.1 | 2.3 | 2.7 | 2.2 | 0.4 | 2.2 | 2.8 | 16.3 | 0.6 |
| D 建設業 | 8.7 | 10.0 | -12.1 | 1.3 | 7.4 | 10.2 | 19.4 | 2.8 | 6.5 | 9.8 | 36.8 | 3.3 |
| 06 総合工事業 | 3.3 | 4.8 | 10.3 | 1.5 | 3.6 | 6.6 | 59.3 | 3.0 | 3.3 | 6.7 | 85.1 | 3.4 |
| E 製造業 | 7.9 | 7.9 | -24.5 | 0.0 | 17.5 | 14.2 | -29.8 | -3.3 | 19.2 | 14.7 | -30.2 | -4.5 |
| 09 食料品製造業 | 4.0 | 3.2 | -38.8 | -0.8 | 12.9 | 7.4 | -50.6 | -5.5 | 14.5 | 7.8 | -50.8 | -6.7 |
| 12 木材・木製品製造業(家具を除く) | 0.2 | 0.3 | 25.0 | 0.1 | 0.1 | 0.4 | 258.1 | 0.3 | 0.1 | 0.4 | 400.0 | 0.3 |
| 15 印刷・関連業 | 0.3 | 0.4 | 18.2 | 0.1 | 0.4 | 1.3 | 201.8 | 0.9 | 0.3 | 1.4 | 265.5 | 1.1 |
| 26 生産用機械器具製造業 | 0.2 | 0.5 | 87.5 | 0.3 | 0.2 | 0.6 | 216.3 | 0.4 | 0.2 | 0.6 | 244.7 | 0.4 |
| 27 業務用機械器具製造業 | 0.0 | 0.1 | 0.0 | 0.1 | 0.1 | 0.5 | 393.1 | 0.4 | 0.1 | 0.6 | 442.3 | 0.5 |
| H 運輸業、郵便業 | 2.2 | 2.2 | -25.0 | 0.0 | 5.4 | 4.0 | -35.9 | -1.4 | 6.2 | 4.2 | -38.0 | -2.0 |
| 42 鉄道業 | 0.1 | 0.1 | -50.0 | 0.0 | 0.4 | 0.1 | -75.2 | -0.3 | 0.5 | 0.1 | -75.2 | -0.4 |
| 43 道路旅客運送業 | 0.4 | 0.5 | -5.9 | -0.1 | 1.3 | 1.0 | -32.1 | -0.3 | 1.5 | 1.0 | -34.7 | -0.5 |
| I 卸売業、小売業 | 29.8 | 26.6 | -32.1 | -3.2 | 24.6 | 20.5 | -28.1 | -4.1 | 23.1 | 19.3 | -24.0 | -3.8 |
| 58 食料品小売業 | 8.8 | 7.0 | -39.8 | -1.8 | 6.2 | 5.9 | -16.7 | -0.3 | 5.3 | 5.6 | -4.7 | 0.3 |
| 60 その他の小売業 | 7.4 | 6.8 | -30.1 | -0.6 | 5.8 | 4.9 | -26.9 | -0.9 | 5.6 | 4.7 | -24.7 | -0.9 |
| 61 無店舗小売業 | 0.2 | 1.0 | 244.4 | 0.8 | 0.1 | 0.6 | 800.0 | 0.5 | 0.0 | 0.6 | 1,322.2 | 0.6 |
| M 宿泊業、飲食サービス業 | 12.7 | 10.9 | -34.3 | -1.8 | 8.5 | 7.1 | -27.8 | -1.4 | 7.6 | 6.6 | -20.7 | -1.0 |
| 75 宿泊業 | 2.3 | 1.8 | -41.1 | -0.5 | 2.7 | 1.9 | -41.1 | -0.8 | 2.6 | 1.8 | -36.5 | -0.8 |
| 76 飲食店 | 9.8 | 7.5 | -41.9 | -2.3 | 5.2 | 4.0 | -34.2 | -1.2 | 4.3 | 3.4 | -29.5 | -0.9 |
| 77 持ち帰り・配達飲食サービス業 | 0.5 | 1.6 | 142.9 | 1.1 | 0.6 | 1.3 | 85.9 | 0.7 | 0.7 | 1.4 | 98.8 | 0.7 |
| P 医療、福祉 | 4.2 | 7.0 | 25.4 | 2.8 | 9.9 | 13.5 | 17.8 | 3.6 | 11.4 | 15.0 | 19.3 | 3.6 |
| 83 医療業 | 2.1 | 2.6 | -8.0 | 0.5 | 5.1 | 6.1 | 2.9 | 1.0 | 5.7 | 6.5 | 4.2 | 0.8 |
| 85 社会保険・社会福祉・介護事業 | 2.0 | 4.3 | 60.2 | 2.3 | 4.8 | 7.3 | 33.1 | 2.5 | 5.7 | 8.4 | 33.5 | 2.7 |
| R サービス業(他に分類されないもの) | 5.1 | 6.6 | -1.4 | 1.5 | 5.3 | 6.1 | -0.5 | 0.8 | 5.4 | 6.2 | 4.1 | 0.8 |
| 92 その他の事業サービス業 | 0.6 | 1.1 | 34.6 | 0.5 | 1.8 | 2.4 | 11.0 | 0.6 | 2.1 | 2.7 | 15.7 | 0.6 |
| S 公務(他に分類されるものを除く) | 1.1 | 1.6 | 13.3 | 0.5 | 2.9 | 4.5 | 32.4 | 1.6 | 3.6 | 5.2 | 32.4 | 1.6 |
| 98 地方公務 | 0.9 | 1.3 | 13.9 | 0.4 | 2.6 | 4.0 | 33.8 | 1.4 | 3.2 | 4.7 | 33.8 | 1.5 |

7 宮城県亶理町

図表1-16-4は、宮城県亶理町のデータである。平成21年の従業者数で産業構造をみると、製造業が29.7%、卸売・小売業23.6%、建設業8.5%、医療・福祉8.3%などである。製造業のウェイトがかなり高いといえるが、その中で食料品製造業（2.4%）の割合はそれほど高くなく、プラスチック製品製造業（6.6%）や輸送用機器製造業（4.0%）、ゴム製品製造業（3.4%）、電気機器製造業（2.8%）の方が高くなっている。5年間の増減率をみると、事業所数は10.3%減、従業者数は3.1%減と減少しており、雇用者数も0.5%減とわずかながら減少となっている⁵²。従業者数の増減を産業別にみると、生活関連サービス・娯楽業（25.6%減）、卸売・小売業（21.9%減）、製造業（10.8%減）、宿泊・飲食業（10.5%減）などでかなりの減少となっている。一方、増加した産業は、最狭義サービス業（124.7%）が大きな増加率となったのをはじめ、公務（32.5%増）、医療・福祉（24.4%増）、建設業（15.5%増）などであった。最狭義サービス業は、元々のウェイトが小さいので、全体の増加に及ぼした効果は大きいとはいえないが、表に掲げた廃棄物処理業や職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業などで増加が大きかった。

図表1-16-4 事業所数、従業者数、雇用者数の推移(総務省統計局「経済センサス」(平成21年、26年))/宮城県亶理町

| | 事業所数 | | | | | | 従業者数 | | | | | |
|-----------------------|--------|-------|----------|--------------|--------|--------|----------|--------------|--------|-------|----------|--------------|
| | 構成比(%) | | 実数増減率(%) | 構成比増減差(ポイント) | 構成比(%) | | 実数増減率(%) | 構成比増減差(ポイント) | 構成比(%) | | 実数増減率(%) | 構成比増減差(ポイント) |
| | 平成21年 | 平成26年 | | | 平成21年 | 平成26年 | | | 平成21年 | 平成26年 | | |
| 全産業(実数(所、人)) | 1,160 | 1,040 | | | 10,419 | 10,100 | | | 8,933 | 8,885 | | |
| 全産業(構成比計) | 100.0 | 100.0 | -10.3 | | 100.0 | 100.0 | -3.1 | | 100.0 | 100.0 | -0.5 | |
| A～B 農林漁業 | 0.5 | 0.4 | -33.3 | -0.1 | 1.6 | 0.6 | -60.4 | -1.0 | 1.5 | 0.7 | -54.3 | -0.8 |
| D 建設業 | 13.4 | 13.3 | -11.5 | -0.1 | 8.5 | 10.1 | 15.5 | 1.6 | 6.8 | 8.8 | 28.5 | 2.0 |
| 06 総合工事業 | 5.5 | 6.1 | -1.6 | 0.6 | 3.7 | 5.8 | 52.8 | 2.1 | 3.0 | 5.3 | 76.9 | 2.3 |
| E 製造業 | 10.3 | 10.2 | -10.9 | -0.1 | 29.7 | 27.4 | -10.8 | -2.3 | 32.6 | 29.5 | -10.0 | -3.1 |
| 09 食料品製造業 | 1.3 | 1.4 | 0.0 | 0.1 | 2.4 | 3.7 | 49.8 | 1.3 | 2.5 | 3.9 | 54.0 | 1.4 |
| 18 プラスチック製品製造業(別掲を除く) | 1.0 | 1.2 | 0.0 | 0.2 | 6.6 | 3.1 | -54.9 | -3.5 | 7.5 | 3.4 | -55.6 | -4.1 |
| 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 | 0.3 | 0.9 | 125.0 | 0.6 | 0.5 | 2.5 | 372.2 | 2.0 | 0.6 | 2.7 | 374.5 | 2.1 |
| 31 輸送用機器器具製造業 | 0.2 | 0.2 | 0.0 | 0.0 | 4.0 | 3.7 | -9.7 | -0.3 | 4.6 | 4.2 | -9.5 | -0.4 |
| I 卸売業、小売業 | 27.6 | 23.8 | -22.5 | -3.8 | 23.6 | 19.0 | -21.9 | -4.6 | 22.8 | 17.9 | -21.6 | -4.9 |
| 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 | 0.8 | 1.1 | 22.2 | 0.3 | 0.6 | 1.2 | 80.6 | 0.6 | 0.7 | 1.2 | 78.7 | 0.5 |
| 58 食料品小売業 | 9.3 | 7.0 | -32.4 | -2.3 | 10.0 | 8.6 | -16.8 | -1.4 | 10.1 | 8.6 | -15.1 | -1.5 |
| 60 その他の小売業 | 10.0 | 8.7 | -22.4 | -1.3 | 9.0 | 6.1 | -34.6 | -2.9 | 8.7 | 5.6 | -36.3 | -3.1 |
| M 宿泊業、飲食サービス業 | 7.3 | 7.5 | -8.2 | 0.2 | 5.3 | 4.9 | -10.5 | -0.4 | 5.1 | 4.7 | -8.6 | -0.4 |
| 76 飲食店 | 5.6 | 6.1 | -3.1 | 0.5 | 3.7 | 3.8 | -2.6 | 0.1 | 3.5 | 3.5 | -1.6 | 0.0 |
| N 生活関連サービス業、娯楽業 | 11.5 | 10.0 | -21.8 | -1.5 | 4.0 | 3.1 | -25.6 | -0.9 | 3.2 | 2.4 | -26.2 | -0.8 |
| P 医療、福祉 | 6.8 | 9.2 | 21.5 | 2.4 | 8.3 | 10.7 | 24.4 | 2.4 | 8.8 | 11.4 | 27.8 | 2.6 |
| 85 社会保険・社会福祉・介護事業 | 2.6 | 4.7 | 63.3 | 2.1 | 5.2 | 7.5 | 40.1 | 2.3 | 6.0 | 8.4 | 40.1 | 2.4 |
| R サービス業(他に分類されないもの) | 4.3 | 5.9 | 22.0 | 1.6 | 1.7 | 4.0 | 124.7 | 2.3 | 1.3 | 3.7 | 183.5 | 2.4 |
| 88 廃棄物処理業 | 0.3 | 0.7 | 133.3 | 0.4 | 0.1 | 0.4 | 178.6 | 0.3 | 0.1 | 0.3 | 383.3 | 0.2 |
| 91 職業紹介・労働者派遣業 | 0.2 | 0.4 | 100.0 | 0.2 | 0.1 | 1.0 | 1,000.0 | 0.9 | 0.1 | 1.1 | 1,483.3 | 1.0 |
| 92 その他の事業サービス業 | 0.3 | 0.7 | 133.3 | 0.4 | 0.4 | 1.2 | 210.0 | 0.8 | 0.4 | 1.3 | 210.5 | 0.9 |
| S 公務(他に分類されるものを除く) | 1.3 | 1.4 | 0.0 | 0.1 | 2.8 | 3.9 | 32.5 | 1.1 | 3.3 | 4.4 | 32.5 | 1.1 |
| 98 地方公務 | 1.3 | 1.4 | 0.0 | 0.1 | 2.8 | 3.9 | 32.5 | 1.1 | 3.3 | 4.4 | 32.5 | 1.1 |

8 福島県相馬市

図表1-17-1は、福島県相馬市に所在する事業所のデータである。平成21年の従業者数で産業構造をみると、製造業30.3%、卸売・小売業が20.4%、宿泊・飲食業8.9%、医療・福祉7.4%、建設業7.8%などであり、製造業のウェイトが相対的に高いといえるが、その中では食料品製造業（3.7%）の割合はそれほど高くなく、輸送用機器製造業（10.8%）や電子

⁵² ただし、雇用者数の0.5%減の評価は、全国計のそれが0.9%減であることにも留意する必要がある。

部品・デバイス・電子回路製造業(3.9%)などの方が高くなっており、また、繊維工業(3.3%)も比較的高い割合となっていた。5年間の増減率をみると、事業所数は7.8%減、従業者数は6.3%減、雇用者数は5.3%減といずれも減少となっている。従業者数の増減を産業別にみると、卸売・小売業(23.3%減)、運輸・郵便業(21.1%減)、製造業(14.3%減)、生活関連サービス・娯楽業(14.1%減)などが大きく減少した一方、医療・福祉(32.4%増)、建設業(25.0%増)、学術研究・専門・技術サービス業(24.0%増)、最狭義サービス業(13.3%増)などで大きく増加した。製造業の中では、電子部品・デバイス・電子回路製造業(76.3%減)や食料品製造業(44.3%減)で大きく減少した一方、非鉄金属製品製造業(186.0%増)や窯業・土石製品製造業(81.8%増)、金属製品製造業(50.9%増)で大きく増加した⁵³。

図表1-17-1 事業所数、従業者数、雇用者数の推移(総務省統計局「経済センサス」(平成21年、26年))／福島県相馬市

| | 事業所数 | | | | 従業者数 | | | | 雇用者数 | | | |
|------------------------|--------|-------|----------|--------------|--------|--------|----------|--------------|--------|--------|----------|--------------|
| | 構成比(%) | | 実数増減率(%) | 構成比増減差(ポイント) | 構成比(%) | | 実数増減率(%) | 構成比増減差(ポイント) | 構成比(%) | | 実数増減率(%) | 構成比増減差(ポイント) |
| | 平成21年 | 平成26年 | | | 平成21年 | 平成26年 | | | 平成21年 | 平成26年 | | |
| 全産業(実数(所、人)) | 1,983 | 1,829 | | | 17,743 | 16,622 | | | 15,182 | 14,373 | | |
| 全産業(構成比計) | 100.0 | 100.0 | -7.8 | | 100.0 | 100.0 | -6.3 | | 100.0 | 100.0 | -5.3 | |
| D 建設業 | 10.5 | 10.9 | -4.3 | 0.4 | 7.8 | 10.4 | 25.0 | 2.6 | 6.9 | 10.0 | 38.1 | 3.1 |
| 06 総合工事業 | 4.7 | 5.5 | 7.4 | 0.8 | 4.1 | 6.5 | 50.8 | 2.4 | 3.7 | 6.5 | 67.9 | 2.8 |
| E 製造業 | 7.9 | 8.1 | -5.1 | 0.2 | 30.3 | 27.7 | -14.3 | -2.6 | 33.9 | 30.7 | -14.3 | -3.2 |
| 09 食料品製造業 | 1.5 | 0.9 | -44.8 | -0.6 | 3.7 | 2.2 | -44.3 | -1.5 | 4.0 | 2.3 | -43.9 | -1.7 |
| 21 窯業・土石製品製造業 | 0.3 | 0.4 | 33.3 | 0.1 | 0.2 | 0.5 | 81.8 | 0.3 | 0.3 | 0.5 | 87.5 | 0.2 |
| 23 非鉄金属製造業 | 0.1 | 0.3 | 500.0 | 0.2 | 1.4 | 4.3 | 186.0 | 2.9 | 1.6 | 4.9 | 181.6 | 3.3 |
| 24 金属製品製造業 | 0.9 | 1.0 | 0.0 | 0.1 | 1.3 | 2.0 | 50.9 | 0.7 | 1.3 | 2.2 | 54.2 | 0.9 |
| 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 | 0.5 | 0.2 | -55.6 | -0.3 | 3.9 | 1.0 | -76.3 | -2.9 | 4.5 | 1.1 | -77.1 | -3.4 |
| 31 輸送用機械器具製造業 | 0.5 | 0.5 | 11.1 | 0.0 | 10.8 | 8.8 | -23.7 | -2.0 | 12.6 | 10.1 | -23.9 | -2.5 |
| H 運輸業、郵便業 | 1.8 | 1.7 | -13.9 | -0.1 | 2.8 | 2.4 | -21.1 | -0.4 | 3.1 | 2.6 | -19.8 | -0.5 |
| I 卸売業、小売業 | 28.2 | 25.3 | -17.2 | -2.9 | 20.4 | 16.7 | -23.3 | -3.7 | 19.0 | 15.4 | -23.1 | -3.6 |
| 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 | 1.0 | 1.3 | 20.0 | 0.3 | 0.4 | 0.7 | 67.2 | 0.3 | 0.3 | 0.6 | 87.0 | 0.3 |
| 58 飲食料品小売業 | 8.0 | 5.7 | -34.0 | -2.3 | 6.8 | 5.2 | -29.0 | -1.6 | 6.4 | 5.1 | -25.0 | -1.3 |
| 60 その他の小売業 | 9.6 | 8.1 | -21.6 | -1.5 | 6.1 | 4.5 | -30.7 | -1.6 | 5.6 | 4.1 | -30.5 | -1.5 |
| 61 無店舗小売業 | 0.1 | 0.7 | 550.0 | 0.6 | 0.2 | 0.6 | 209.4 | 0.4 | 0.2 | 0.6 | 166.7 | 0.4 |
| L 学術研究、専門・技術サービス業 | 2.8 | 3.3 | 7.1 | 0.5 | 1.3 | 1.7 | 24.0 | 0.4 | 1.1 | 1.5 | 32.9 | 0.4 |
| 74 技術サービス業(他に分類されないもの) | 1.2 | 1.6 | 20.8 | 0.4 | 0.5 | 0.9 | 67.0 | 0.4 | 0.4 | 0.9 | 88.1 | 0.5 |
| M 宿泊業、飲食サービス業 | 14.8 | 13.9 | -13.0 | -0.9 | 8.9 | 8.7 | -8.4 | -0.2 | 7.9 | 7.8 | -6.6 | -0.1 |
| 76 飲食店 | 11.5 | 11.5 | -8.3 | 0.0 | 6.0 | 6.2 | -2.6 | 0.2 | 5.3 | 5.5 | -1.4 | 0.2 |
| N 生活関連サービス業、娯楽業 | 9.7 | 9.4 | -10.9 | -0.3 | 4.0 | 3.7 | -14.1 | -0.3 | 3.2 | 3.0 | -13.8 | -0.2 |
| P 医療、福祉 | 4.9 | 6.3 | 18.6 | 1.4 | 7.4 | 10.4 | 32.4 | 3.0 | 7.8 | 11.1 | 34.6 | 3.3 |
| 83 医療業 | 3.2 | 3.5 | 1.6 | 0.3 | 3.8 | 4.8 | 16.7 | 1.0 | 3.8 | 4.8 | 17.9 | 1.0 |
| 85 社会保険・社会福祉・介護事業 | 1.7 | 2.7 | 48.5 | 1.0 | 3.5 | 5.5 | 48.8 | 2.0 | 3.9 | 6.2 | 49.8 | 2.3 |
| R サービス業(他に分類されないもの) | 5.5 | 6.2 | 3.7 | 0.7 | 4.3 | 5.2 | 13.3 | 0.9 | 4.0 | 4.9 | 14.7 | 0.9 |
| 92 その他の事業サービス業 | 0.8 | 0.7 | -18.8 | -0.1 | 1.1 | 1.5 | 26.9 | 0.4 | 1.1 | 1.6 | 28.2 | 0.5 |
| S 公務(他に分類されるものを除く) | 1.4 | 1.4 | -7.4 | 0.0 | 2.5 | 2.8 | 7.3 | 0.3 | 2.9 | 3.3 | 7.3 | 0.4 |
| 98 地方公務 | 1.0 | 1.0 | 0.0 | 0.0 | 1.9 | 2.2 | 9.3 | 0.3 | 2.2 | 2.5 | 9.3 | 0.3 |

9 福島県南相馬市

図表1-17-2は、福島県南相馬市のデータである。平成21年の従業者数で産業構造をみると、製造業20.0%、卸売・小売業が19.7%、医療・福祉11.2%、建設業10.7%などであった。製造業の中では、食料品製造業(1.4%)の割合は高くなく、表には掲示していないが、繊維工業(3.0%)や金属製品製造業(2.5%)、電子部品・デバイス・電子回路製造業(2.5%)、生産用機器製造業(2.0%)などといった産業の方が高くなっていった。5年間の増減率をみる

⁵³ 表から読み取れると思われる点を敢えて述べれば、食料品製造業と電子部品等の製造業については、事業所数も同程度の率で減少しており、津波被災によるところが大きいと考えてよい。一方、窯業・土石製品製造業と金属製品製造業については、従業者数の増加率ほどには事業所数は増加しておらず、震災復興需要を背景とした既存事業所も含めた事業活動の拡大によるものと考えられる。また、非鉄金属製品製造業は事業所数の大きな増加(500%増)がみられているが、平成21年には1所であったものが26年には6所になったものである。

と、事業所数は25.5%減、従業者数は21.0%減、雇用者数は16.8%減といずれも大きな減少となっている。平成26年の調査時点では、市南部の小高区は避難区域であったことに留意する必要がある。従業者数の増減を産業別にみると、生活関連サービス・娯楽業(39.9%減)、金融・保険業(38.2%減)、運輸・郵便業(36.7%減)、卸売・小売業(36.2%減)、製造業(29.0%減)など多くの産業で大きく減少した。また、医療業(25.1%減)の大幅減により医療・福祉(11.9%減)でも減少となっている。なお、建設業(3.3%減)も減少となっているが、建設業の雇用者数は増加(7.4%増)を示している。一方、公務(29.6%増)、最狭義サービス業(17.6%増)はかなり増加した。後者の最狭義サービス業の中では、廃棄物処理業(62.7%増)やその他の事業サービス業(31.4%増)の増加が大きかった。

図表1-17-2 事業所数、従業者数、雇用者数の推移(総務省統計局「経済センサス」(平成21年、26年))／福島県南相馬市

| | 事業所数 | | | | 従業者数 | | | | 雇用者数 | | | |
|----------------------------|--------|-------|----------|--------------|--------|--------|----------|--------------|--------|--------|----------|--------------|
| | 構成比(%) | | 実数増減率(%) | 構成比増減差(ポイント) | 構成比(%) | | 実数増減率(%) | 構成比増減差(ポイント) | 構成比(%) | | 実数増減率(%) | 構成比増減差(ポイント) |
| | 平成21年 | 平成26年 | | | 平成21年 | 平成26年 | | | 平成21年 | 平成26年 | | |
| 全産業(実数(所、人)) | 3,652 | 2,720 | | | 30,629 | 24,199 | | | 25,888 | 21,547 | | |
| 全産業(構成比計) | 100.0 | 100.0 | -25.5 | | 100.0 | 100.0 | -21.0 | | 100.0 | 100.0 | -16.8 | |
| A～B 農林漁業 | 1.0 | 0.7 | -48.6 | -0.3 | 1.6 | 0.6 | -71.5 | -1.0 | 1.6 | 0.6 | -68.3 | -1.0 |
| A 農業、林業 | 0.9 | 0.6 | -48.5 | -0.3 | 1.5 | 0.6 | -70.2 | -0.9 | 1.6 | 0.6 | -68.3 | -1.0 |
| D 建設業 | 10.9 | 11.9 | -18.8 | 1.0 | 10.7 | 13.1 | -3.3 | 2.4 | 10.0 | 12.9 | 7.4 | 2.9 |
| 06 総合工事業 | 4.1 | 5.5 | 0.0 | 1.4 | 4.8 | 7.9 | 29.9 | 3.1 | 4.6 | 7.9 | 44.4 | 3.3 |
| 07 職別工事業(設備工事業を除く) | 3.6 | 3.2 | -34.4 | -0.4 | 2.4 | 1.7 | -41.9 | -0.7 | 2.0 | 1.5 | -36.4 | -0.5 |
| 08 設備工事業 | 3.3 | 3.3 | -25.2 | 0.0 | 3.6 | 3.5 | -22.1 | -0.1 | 3.4 | 3.4 | -16.6 | 0.0 |
| E 製造業 | 9.9 | 9.7 | -26.9 | -0.2 | 20.0 | 18.0 | -29.0 | -2.0 | 21.5 | 18.7 | -27.5 | -2.8 |
| 09 食料品製造業 | 0.8 | 0.7 | -32.1 | -0.1 | 1.4 | 1.4 | -18.4 | 0.0 | 1.4 | 1.5 | -10.5 | 0.1 |
| 12 木材・木製品製造業(家具を除く) | 0.4 | 0.6 | 13.3 | 0.2 | 0.2 | 0.5 | 68.1 | 0.3 | 0.2 | 0.5 | 119.1 | 0.3 |
| 24 金属製品製造業 | 1.1 | 1.0 | -32.5 | -0.1 | 2.5 | 2.1 | -32.9 | -0.4 | 2.8 | 2.3 | -31.4 | -0.5 |
| 26 生産用機械器具製造業 | 1.2 | 1.1 | -27.9 | -0.1 | 2.0 | 1.8 | -27.1 | -0.2 | 2.0 | 1.9 | -24.5 | -0.1 |
| 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 | 0.5 | 0.3 | -52.6 | -0.2 | 2.5 | 1.6 | -49.9 | -0.9 | 2.8 | 1.7 | -50.2 | -1.1 |
| H 運輸業、郵便業 | 1.9 | 1.7 | -32.4 | -0.2 | 4.4 | 3.5 | -36.7 | -0.9 | 4.9 | 3.8 | -35.8 | -1.1 |
| I 卸売業、小売業 | 25.9 | 23.7 | -32.0 | -2.2 | 19.7 | 15.9 | -36.2 | -3.8 | 18.5 | 15.0 | -32.5 | -3.5 |
| 58 飲食料品小売業 | 6.5 | 5.1 | -41.6 | -1.4 | 6.3 | 3.8 | -51.8 | -2.5 | 6.1 | 3.5 | -52.0 | -2.6 |
| 60 その他の小売業 | 8.3 | 6.8 | -39.1 | -1.5 | 5.6 | 4.1 | -41.3 | -1.5 | 5.1 | 3.8 | -38.3 | -1.3 |
| J 金融業、保険業 | 1.9 | 1.9 | -28.2 | 0.0 | 2.6 | 2.0 | -38.2 | -0.6 | 2.8 | 2.1 | -36.9 | -0.7 |
| 67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む) | 1.3 | 1.3 | -30.6 | 0.0 | 1.7 | 1.2 | -46.2 | -0.5 | 1.8 | 1.2 | -43.8 | -0.6 |
| M 宿泊業、飲食サービス業 | 10.4 | 9.6 | -30.7 | -0.8 | 6.1 | 5.9 | -23.7 | -0.2 | 5.3 | 5.4 | -15.9 | 0.1 |
| 76 飲食店 | 8.4 | 7.5 | -32.8 | -0.9 | 4.3 | 3.8 | -29.5 | -0.5 | 3.5 | 3.2 | -23.8 | -0.3 |
| N 生活関連サービス業、娯楽業 | 10.0 | 9.2 | -31.3 | -0.8 | 4.2 | 3.2 | -39.9 | -1.0 | 3.4 | 2.4 | -40.9 | -1.0 |
| P 医療、福祉 | 6.2 | 7.6 | -8.8 | 1.4 | 11.2 | 12.5 | -11.9 | 1.3 | 12.4 | 13.3 | -10.3 | 0.9 |
| 83 医療業 | 3.9 | 4.1 | -22.9 | 0.2 | 6.3 | 6.0 | -25.1 | -0.3 | 6.7 | 6.2 | -23.6 | -0.5 |
| 85 社会保険・社会福祉・介護事業 | 2.1 | 3.3 | 14.1 | 1.2 | 4.6 | 6.0 | 3.9 | 1.4 | 5.3 | 6.6 | 4.0 | 1.3 |
| R サービス業(他に分類されないもの) | 6.6 | 7.2 | -18.7 | 0.6 | 5.7 | 8.5 | 17.6 | 2.8 | 5.7 | 8.8 | 27.4 | 3.1 |
| 88 廃棄物処理業 | 0.6 | 0.8 | 4.8 | 0.2 | 0.7 | 1.5 | 62.7 | 0.8 | 0.7 | 1.6 | 91.2 | 0.9 |
| 92 その他の事業サービス業 | 1.1 | 1.5 | 0.0 | 0.4 | 2.9 | 4.8 | 31.4 | 1.9 | 3.3 | 5.3 | 35.2 | 2.0 |
| S 公務(他に分類されるものを除く) | 0.8 | 1.1 | 7.1 | 0.3 | 2.8 | 4.6 | 29.6 | 1.8 | 3.3 | 5.1 | 29.6 | 1.8 |
| 97 国家公務 | 0.1 | 0.1 | 33.3 | 0.0 | 0.1 | 0.3 | 65.8 | 0.2 | 0.1 | 0.3 | 65.8 | 0.2 |
| 98 地方公務 | 0.7 | 1.0 | 4.0 | 0.3 | 2.7 | 4.3 | 27.9 | 1.6 | 3.2 | 4.8 | 27.9 | 1.6 |

10 福島県広野町

図表1-17-3は、福島県広野町のデータである。平成21年の従業者数で産業構造をみると、製造業が31.3%、学術研究・専門・技術サービス業11.6%、建設業10.1%、最狭義サービス業8.9%、卸売・小売業7.9%、宿泊・飲食サービス業7.8%、医療・福祉6.8%などであった。製造業のウェイトが相対的に高いが、そのほかは広範な産業で満遍なく就業されていたといえる。製造業の中では、食料品製造業(2.3%)の割合は高くなく、化学工業(7.0%)、電子部品・デバイス・電子回路製造業(6.8%)、電気機器製造業(5.0%)、輸送用機器製造業(3.5%)などといった産業の方が高くなっていた⁵⁴。5年間の増減率をみると、事業所数

⁵⁴ 広野には、東京電力の火力発電所があり、表にも掲示したように電気業も5.0%を占めている。また、大きな

は24.2%減と大きく減少し、従業者数は6.2%減、雇用者数も3.0%減といずれも減少となっている⁵⁵。従業者数の増減を産業別にみると、卸売・小売業（55.2%減）、製造業（45.7%減）、医療・福祉（33.8%減）、学術研究・専門・技術サービス業（24.9%）など医療・福祉を含め多くの産業で大きく減少した。また、宿泊・飲食サービス業（3.1%減）も減少となっているが、その中の飲食店（16.9%減）はかなりの減少となっているのに対して、宿泊業（20.6%増）はかなりの増加となっている。一方、最狭義サービス業（149.0%増）、公務（112.3%増）は大きく増加するとともに、建設業（18.7%増）もかなりの増加となった。また、電気業（44.5%増）の増加により電気・ガス・熱供給・水道業（33.1%増）も大きな増加となった。

図表1-17-3 事業所数、従業者数、雇用者数の推移(総務省統計局「経済センサス」(平成21年、26年))／福島県広野町

| | 事業所数 | | | | | | 従業者数 | | | | 雇用者数 | | | |
|------------------------|--------|-------|----------|--------------|--------|-------|----------|--------------|--------|-------|----------|--------------|--|--|
| | 構成比(%) | | 実数増減率(%) | 構成比増減差(ポイント) | 構成比(%) | | 実数増減率(%) | 構成比増減差(ポイント) | 構成比(%) | | 実数増減率(%) | 構成比増減差(ポイント) | | |
| | 平成21年 | 平成26年 | | | 平成21年 | 平成26年 | | | 平成21年 | 平成26年 | | | | |
| 全産業(実数(所、人)) | 289 | 219 | | | 2,925 | 2,745 | | | 2,624 | 2,546 | | | | |
| 全産業(構成比計) | 100 | 100 | -24.2 | | 100.0 | 100.0 | -6.2 | | 100.0 | 100.0 | -3.0 | | | |
| D 建設業 | 19.4 | 19.6 | -23.2 | 0.2 | 10.1 | 12.7 | 18.7 | 2.6 | 8.9 | 12.2 | 33.0 | 3.3 | | |
| 06 総合工事業 | 9.0 | 6.8 | -42.3 | -2.2 | 5.0 | 5.7 | 7.6 | 0.7 | 4.1 | 5.2 | 22.2 | 1.1 | | |
| 08 設備工事業 | 6.9 | 9.1 | 0.0 | 2.2 | 4.2 | 5.7 | 27.6 | 1.5 | 4.2 | 5.9 | 35.1 | 1.7 | | |
| E 製造業 | 11.8 | 10.5 | -32.4 | -1.3 | 31.3 | 18.1 | -45.7 | -13.2 | 33.4 | 18.4 | -46.6 | -15.0 | | |
| 09 食料品製造業 | 1.0 | 0.5 | -66.7 | -0.5 | 2.3 | 0.1 | -94.0 | -2.2 | 2.4 | 0.1 | -96.8 | -2.3 | | |
| 16 化学工業 | 1.0 | 1.4 | 0.0 | 0.4 | 7.0 | 7.4 | -0.5 | 0.4 | 7.7 | 8.0 | 0.5 | 0.3 | | |
| 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 | 1.0 | 0.9 | -33.3 | -0.1 | 6.8 | 5.0 | -31.3 | -1.8 | 7.5 | 5.2 | -32.1 | -2.3 | | |
| 29 電気機械器具製造業 | 0.3 | - | - | - | 5.0 | - | - | - | 5.5 | - | - | - | | |
| 31 輸送用機械器具製造業 | 1.4 | 1.4 | -25.0 | 0.0 | 3.5 | 2.1 | -42.7 | -1.4 | 3.8 | 2.0 | -47.5 | -1.8 | | |
| F 電気・ガス・熱供給・水道業 | 1.4 | 1.4 | -25.0 | 0.0 | 5.5 | 7.8 | 33.1 | 2.3 | 6.1 | 8.4 | 33.1 | 2.3 | | |
| 33 電気業 | 0.3 | 0.9 | 100.0 | 0.6 | 5.0 | 7.7 | 44.5 | 2.7 | 5.6 | 8.3 | 44.5 | 2.7 | | |
| I 卸売業、小売業 | 19.7 | 15.1 | -42.1 | -4.6 | 7.9 | 3.8 | -55.2 | -4.1 | 6.2 | 2.6 | -60.1 | -3.6 | | |
| 58 食料品小売業 | 7.3 | 3.7 | -61.9 | -3.6 | 3.5 | 1.3 | -64.4 | -2.2 | 2.9 | 1.0 | -65.8 | -1.9 | | |
| 60 その他の小売業 | 8.0 | 8.2 | -21.7 | 0.2 | 3.1 | 1.8 | -45.1 | -1.3 | 2.4 | 0.9 | -61.3 | -1.5 | | |
| L 学術研究、専門・技術サービス業 | 3.1 | 4.1 | 0.0 | 1.0 | 11.6 | 9.3 | -24.9 | -2.3 | 12.7 | 9.6 | -26.2 | -3.1 | | |
| 74 技術サービス業(他に分類されないもの) | 2.8 | 4.1 | 12.5 | 1.3 | 11.5 | 9.3 | -24.6 | -2.2 | 12.7 | 9.6 | -26.2 | -3.1 | | |
| M 宿泊業、飲食サービス業 | 14.5 | 14.2 | -26.2 | -0.3 | 7.8 | 8.0 | -3.1 | 0.2 | 6.6 | 7.3 | 8.7 | 0.7 | | |
| 75 宿泊業 | 5.9 | 7.3 | -5.9 | 1.4 | 4.3 | 5.5 | 20.6 | 1.2 | 3.5 | 5.1 | 40.9 | 1.6 | | |
| 76 飲食店 | 7.3 | 6.4 | -33.3 | -0.9 | 2.6 | 2.3 | -16.9 | -0.3 | 2.1 | 2.0 | -5.5 | -0.1 | | |
| P 医療、福祉 | 4.8 | 3.7 | -42.9 | -1.1 | 6.8 | 4.8 | -33.8 | -2.0 | 7.1 | 4.9 | -31.9 | -2.2 | | |
| 83 医療業 | 2.8 | 1.4 | -62.5 | -1.4 | 4.3 | 3.2 | -29.9 | -1.1 | 4.3 | 3.3 | -26.3 | -1.0 | | |
| 85 社会保険・社会福祉・介護事業 | 1.7 | 1.8 | -20.0 | 0.1 | 2.2 | 1.4 | -41.5 | -0.8 | 2.5 | 1.5 | -41.5 | -1.0 | | |
| R サービス業(他に分類されないもの) | 6.6 | 10.0 | 15.8 | 3.4 | 8.9 | 23.5 | 149.0 | 14.6 | 9.1 | 24.8 | 163.3 | 15.7 | | |
| 92 その他の事業サービス業 | 2.1 | 5.0 | 83.3 | 2.9 | 7.6 | 22.2 | 174.8 | 14.6 | 8.4 | 23.9 | 176.8 | 15.5 | | |
| S 公務(他に分類されるものを除く) | 1.7 | 4.6 | 100.0 | 2.9 | 1.9 | 4.4 | 112.3 | 2.5 | 2.2 | 4.8 | 112.3 | 2.6 | | |
| 97 国家公務 | - | 1.8 | (0→4所) | 1.8 | - | 1.6 | (0→43人) | 1.6 | - | 1.7 | (0→43人) | 1.7 | | |
| 98 地方公務 | 1.7 | 2.7 | 20.0 | 1.0 | 1.9 | 2.8 | 36.8 | 0.9 | 2.2 | 3.1 | 36.8 | 0.9 | | |

11 福島県いわき市

図表1-17-4は、福島県いわき市に所在する事業所のデータである。平成21年の従業者数で産業構造をみると、卸売・小売業19.3%、製造業17.8%、医療・福祉11.2%、建設業と宿泊・飲食サービス業とがいずれも9.3%、最狭義サービス業7.2%などであった。特定の産業に集中せず、比較的広範な産業で満遍なく就業されていたといえる。製造業の中では、食料品製造業(2.2%)の割合は高いとはいえないが、他にも突出したものはなく、化学工業(2.0%)、情報通信機器製造業(1.8%)、金属製品製造業(1.3%)、電子部品・デバイス・電子回路製造業(1.2%)生産用機器製造業、電気機器製造業(いずれも1.1%)など機械産業

化学工業工場も立地する工業地域でもあった。

⁵⁵ 「国勢調査」で人口をみた際に紹介したように、広野町は緊急時避難準備区域に指定され、全町避難を余儀なくされた。平成23年9月に同指定は解除となり町民の帰町も開始されたが、多くの町民が町外避難を続けている。一方、町民ではないが、原発事故対応等で町内の事業所で就業する人も少なくないとされている。

を中心に幅広い産業構造となっていた。5年間の増減率をみると、事業所数は5.7%減、従業者数は3.5%減、雇用者数は2.0%減と比較的穏やかな減少となった⁵⁶。従業者数の増減を産業別にみると、生活関連サービス・娯楽業(16.2%減)、卸売・小売業(14.3%減)、宿泊・飲食サービス業(10.4%減)、運輸・郵便業(7.7%減)などでかなりの減少となり、製造業(4.0%減)も減少となった。一方、公務(17.5%増)、医療・福祉(13.2%増)、建設業(7.6%増)などでかなりの増加となった。

図表1-17-4 事業所数、従業者数、雇用者数の推移(総務省統計局「経済センサス」(平成21年、26年))／福島県いわき市

| | 事業所数 | | | | 従業者数 | | | | 雇用者数 | | | |
|---------------------|--------|--------|----------|--------------|---------|---------|----------|--------------|---------|---------|----------|--------------|
| | 構成比(%) | | 実数増減率(%) | 構成比増減差(ポイント) | 構成比(%) | | 実数増減率(%) | 構成比増減差(ポイント) | 構成比(%) | | 実数増減率(%) | 構成比増減差(ポイント) |
| | 平成21年 | 平成26年 | | | 平成21年 | 平成26年 | | | 平成21年 | 平成26年 | | |
| 全産業(実数(所、人)) | 15,815 | 14,918 | | | 153,635 | 148,290 | | | 134,129 | 131,400 | | |
| 全産業(構成比計) | 100.0 | 100.0 | -5.7 | | 100.0 | 100.0 | -3.5 | | 100.0 | 100.0 | -2.0 | |
| D 建設業 | 10.7 | 11.3 | -0.5 | 0.6 | 9.3 | 10.3 | 7.6 | 1.0 | 8.5 | 9.7 | 11.8 | 1.2 |
| 06 総合工事業 | 4.2 | 4.5 | 2.3 | 0.3 | 3.8 | 4.8 | 22.9 | 1.0 | 3.4 | 4.6 | 30.3 | 1.2 |
| E 製造業 | 7.6 | 7.6 | -5.4 | 0.0 | 17.8 | 17.7 | -4.0 | -0.1 | 19.0 | 18.8 | -3.1 | -0.2 |
| 09 食料品製造業 | 1.2 | 1.1 | -12.5 | -0.1 | 2.2 | 1.7 | -22.7 | -0.5 | 2.2 | 1.8 | -22.0 | -0.4 |
| 16 化学工業 | 0.3 | 0.4 | 3.9 | 0.1 | 2.0 | 2.1 | 1.6 | 0.1 | 2.3 | 2.4 | 2.0 | 0.1 |
| 21 窯業・土石製品製造業 | 0.5 | 0.6 | 12.2 | 0.1 | 0.7 | 1.0 | 35.5 | 0.3 | 0.8 | 1.1 | 39.3 | 0.3 |
| 30 情報通信機械器具製造業 | 0.2 | 0.1 | -48.1 | -0.1 | 1.8 | 1.5 | -17.7 | -0.3 | 2.0 | 1.7 | -17.2 | -0.3 |
| H 運輸業、郵便業 | 2.3 | 2.2 | -9.8 | -0.1 | 5.3 | 5.1 | -7.7 | -0.2 | 5.8 | 5.5 | -7.0 | -0.3 |
| 44 道路貨物運送業 | 1.5 | 1.4 | -10.7 | -0.1 | 3.4 | 2.9 | -16.9 | -0.5 | 3.7 | 3.1 | -16.6 | -0.6 |
| I 卸売業、小売業 | 27.1 | 25.2 | -12.1 | -1.9 | 19.3 | 17.1 | -14.3 | -2.2 | 18.3 | 16.1 | -13.4 | -2.2 |
| 58 食料品小売業 | 7.5 | 5.9 | -25.4 | -1.6 | 6.0 | 4.5 | -27.3 | -1.5 | 5.7 | 4.3 | -26.4 | -1.4 |
| 60 その他の小売業 | 8.2 | 7.5 | -13.6 | -0.7 | 5.4 | 4.7 | -15.3 | -0.7 | 5.1 | 4.5 | -14.5 | -0.6 |
| M 宿泊業、飲食サービス業 | 13.0 | 12.6 | -8.4 | -0.4 | 9.3 | 8.6 | -10.4 | -0.7 | 8.9 | 8.2 | -9.4 | -0.7 |
| 76 飲食店 | 10.5 | 10.1 | -8.9 | -0.4 | 5.8 | 5.7 | -4.5 | -0.1 | 5.2 | 5.2 | -1.6 | 0.0 |
| N 生活関連サービス業、娯楽業 | 10.5 | 10.1 | -9.2 | -0.4 | 5.3 | 4.6 | -16.2 | -0.7 | 4.7 | 4.0 | -16.6 | -0.7 |
| P 医療、福祉 | 6.4 | 8.0 | 18.0 | 1.6 | 11.2 | 13.1 | 13.2 | 1.9 | 11.9 | 13.9 | 13.7 | 2.0 |
| 83 医療業 | 4.2 | 4.7 | 6.0 | 0.5 | 6.2 | 6.3 | -0.7 | 0.1 | 6.3 | 6.4 | -0.9 | 0.1 |
| 85 社会保険・社会福祉・介護事業 | 2.1 | 3.2 | 40.0 | 1.1 | 4.9 | 6.5 | 28.0 | 1.6 | 5.5 | 7.2 | 28.1 | 1.7 |
| R サービス業(他に分類されないもの) | 6.4 | 6.7 | -1.2 | 0.3 | 7.2 | 7.6 | 1.9 | 0.4 | 7.3 | 7.7 | 3.0 | 0.4 |
| 88 廃棄物処理業 | 0.5 | 0.6 | 4.8 | 0.1 | 0.9 | 1.1 | 16.2 | 0.2 | 0.9 | 1.1 | 19.0 | 0.2 |
| 92 その他の事業サービス業 | 1.0 | 1.2 | 15.9 | 0.2 | 2.9 | 3.2 | 7.8 | 0.3 | 3.2 | 3.5 | 8.3 | 0.3 |
| S 公務(他に分類されるものを除く) | 0.7 | 0.8 | 17.8 | 0.1 | 2.0 | 2.4 | 17.5 | 0.4 | 2.2 | 2.7 | 17.5 | 0.5 |
| 97 国家公務 | 0.1 | 0.2 | 21.1 | 0.1 | 0.3 | 0.4 | 6.5 | 0.1 | 0.4 | 0.4 | 6.5 | 0.0 |
| 98 地方公務 | 0.6 | 0.7 | 17.0 | 0.1 | 1.6 | 2.0 | 19.7 | 0.4 | 1.9 | 2.3 | 19.7 | 0.4 |

12 福島県浪江町

図表1-17-5は、福島県浪江町のデータである。浪江町は、現在も全町避難しており、当然平成26年の調査時点でもその状態にあった。そうした場合に、所在地ベースで調査される「企業センサス」において、どのような結果となるのかの確認も兼ねてみておくこととしよう。産業大分類別の実数値を掲げ、平成21年のみ構成比を掲げている。その平成21年の従業者数で産業構造をみると、卸売・小売業が21.9%、建設業16.2%、製造業が14.1%、宿泊・飲食サービス業9.4%、医療・福祉8.5%などであった。5年間の変化をみると、平成21年に事業所数は1,136所であったが26年には14所でしかなかった。従業者数は8,323人が131人となり、雇用者数は6,816人が119人となっていた。浪江町は全域が避難区域であるが、そのうち避難指示解除準備区域においては、宿泊はできないものの昼間の立ち入りはできることから事業所を再開等している例があり、それが反映していると考えられる。産業別に事業所数をみると、建設業1所、製造業2所(中分類では窯業・土石製品製造業と金属製

⁵⁶ いわき市は、沿岸部において大きな津波被害を被ったが、原発事故の影響は比較的軽微で避難指示の対象とならなかった。

品製造業各1所)、電気・ガス・熱供給・水道業1所(同水道業)、運輸・郵便業2所(同鉄道業と道路貨物運送業各1所)、卸売・小売業1所(同その他の小売業)、金融・保険業1所(同銀行業)、不動産・賃貸業2所(同物品賃貸業)、学術研究・専門・技術サービス業1所(同技術サービス業)、最狭義サービス業1所(同自動車整備業)、公務2所(同地方公務)となっている。従業者数等については、表を参照されたい。

図表1-17-5 事業所数、従業者数、雇用者数の推移(総務省統計局「経済センサス」(平成21年、26年))
—福島県浪江町—

| | 事業所数 | | | 従業者数 | | | 雇用者数 | | |
|-------------------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|
| | 実数(所) | | 構成比(%) | 実数(人) | | 構成比(%) | 実数(人) | | 構成比(%) |
| | 平成21年 | 平成26年 | 平成21年 | 平成21年 | 平成26年 | 平成21年 | 平成21年 | 平成26年 | 平成21年 |
| 全産業(構成比計) | 1136 | 14 | 100.0 | 8323 | 131 | 100.0 | 6816 | 119 | 100.0 |
| 農林漁業 | 11 | - | 1.0 | 99 | - | 1.2 | 77 | - | 1.1 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 1 | - | 0.1 | 7 | - | 0.1 | 5 | - | 0.1 |
| 建設業 | 170 | 1 | 15.0 | 1349 | 11 | 16.2 | 1048 | 8 | 15.4 |
| 製造業 | 74 | 2 | 6.5 | 1172 | 14 | 14.1 | 1068 | 11 | 15.7 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 4 | 1 | 0.4 | 58 | 9 | 0.7 | 58 | 9 | 0.9 |
| 情報通信業 | 5 | - | 0.4 | 12 | - | 0.1 | 10 | - | 0.1 |
| 運輸業、郵便業 | 21 | 2 | 1.8 | 331 | 8 | 4.0 | 308 | 8 | 4.5 |
| 卸売業、小売業 | 322 | 1 | 28.3 | 1820 | 12 | 21.9 | 1364 | 9 | 20.0 |
| 金融業、保険業 | 10 | 1 | 0.9 | 123 | 2 | 1.5 | 120 | 2 | 1.8 |
| 不動産業、物品賃貸業 | 29 | 2 | 2.6 | 121 | 4 | 1.5 | 81 | 2 | 1.2 |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 37 | 1 | 3.3 | 273 | 7 | 3.3 | 219 | 7 | 3.2 |
| 宿泊業、飲食サービス業 | 166 | - | 14.6 | 785 | - | 9.4 | 587 | - | 8.6 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 113 | - | 9.9 | 558 | - | 6.7 | 408 | - | 6.0 |
| 教育、学習支援業 | 40 | - | 3.5 | 355 | - | 4.3 | 325 | - | 4.8 |
| 医療、福祉 | 51 | - | 4.5 | 705 | - | 8.5 | 639 | - | 9.4 |
| 複合サービス業 | 12 | - | 1.1 | 84 | - | 1.0 | 83 | - | 1.2 |
| サービス業(他に分類されないもの) | 56 | 1 | 4.9 | 223 | 5 | 2.7 | 168 | 4 | 2.5 |
| 公務(他に分類されるものを除く) | 14 | 2 | 1.2 | 248 | 59 | 3.0 | 248 | 59 | 3.6 |

以上、「経済センサス」の事業所による集計結果により、平成26年7月段階の被災3県及びいくつかの市町における事業所の状況をみてきた。そこでは、次のような要素における地域の状況の違いに応じた姿が表現されていたものと考えられる。まずは、津波によるものを中心とした震災被害と原発事故に伴い事業所の多くが事業継続をできない状態となったが、平成26年年央においてはそれからの復活ができていないところが多いことが推察される。また、小売業や生活関連サービス業など地域の人口が減少したことに伴い縮小せざるを得ない事業所もあったと考えられる。ちなみに、岩手県が平成26年8月に、被災12市町村の商工会議所又は商工会会員等で被災した事業所を中心とした2,246所を対象に実施した「平成26年【第2回】被災事業所復興状況調査」によれば、「再開済み」又は「一部再開済み」と回答した事業所は76.2%であった。産業別には、建設業が92.0%、水産加工業85.7%、製造業77.2%、卸売・小売業73.8%、その他72.8%となっている。また、宮城県が定期的にとりまとめて公表している「復興の進捗状況」の平成26年8月11日版によれば、平成26年3月31日現在で県内の商工会・商工会議所の被災11,425会員について調査した結果、約86%(仮復旧中が8%)が再開されたとされている。

一方において、復興事業に関連するとみられる産業については、従業者、雇用者の増加がみられている。建設業はもとより、例えば製造業の中の窯業・土石製品製造業や金属製品製造業、不動産・物品賃貸業の中の物品賃貸業（いわゆるリース業）、学術研究・専門・技術サービス業の中の技術サービス業（土木建築サービス業など）、最狭義サービス業の中の廃棄物処理業やその他の事業サービス業（建物サービス、警備業など）といった産業を挙げることができる。また、他地域からの作業従事者を受け入れるに際して必要となる宿泊業なども関連する。公務における増加も復旧・復興に伴うものといえる。さらに、こうした統計には表れにくい、復興への地域支援を意図したり、復興に関する助成措置を活用したりして新規にこれら地域へ立地する事業所も増加要素として挙げておかなければならない。

エ. 厚生労働省「職業安定業務統計」による労働市場関係指標の推移

つぎに、厚生労働省「職業安定業務統計」を中心として、労働市場関係のデータの推移をみておこう⁵⁷。

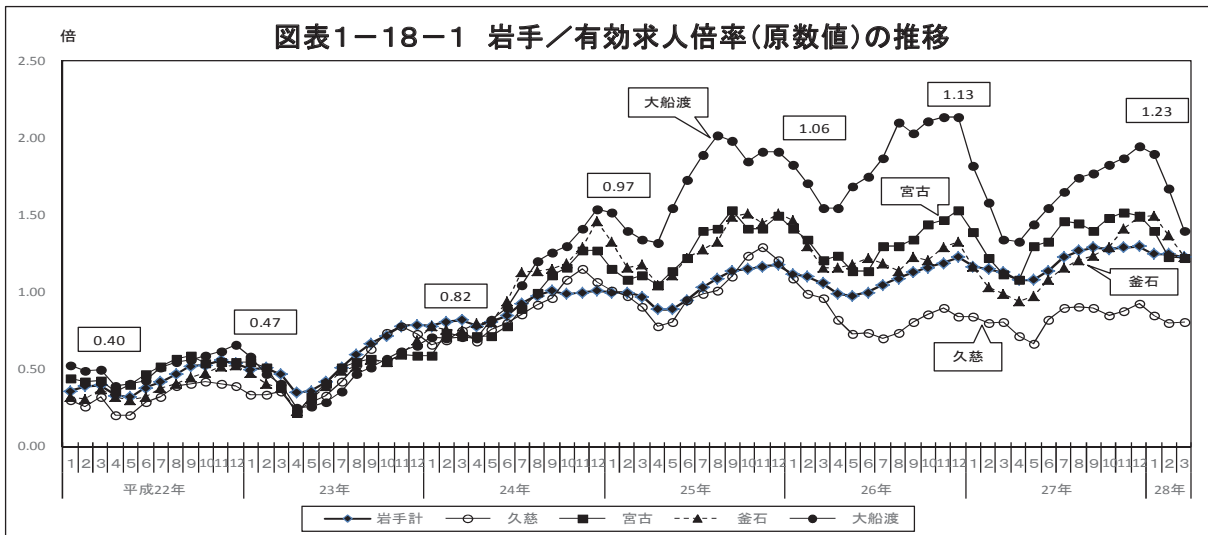
（有効求人倍率）

図表1-18-1～3は、岩手、宮城、福島についてそれぞれの計と沿岸地域を管轄地域とするハローワークごとの有効求人倍率の推移をみたものである⁵⁸。図中□内は、各年3月におけるそれぞれの県計の値である。それをみれば分かるように、県計では平成23年3月の震災以降においても、前年同月を下回ることにはなかった。一方、ハローワーク別にみると、一部を除いて、次のように前年同月を下回った期間があった。これらの地域では、非常に厳しい状況に陥ったことが推察できる。

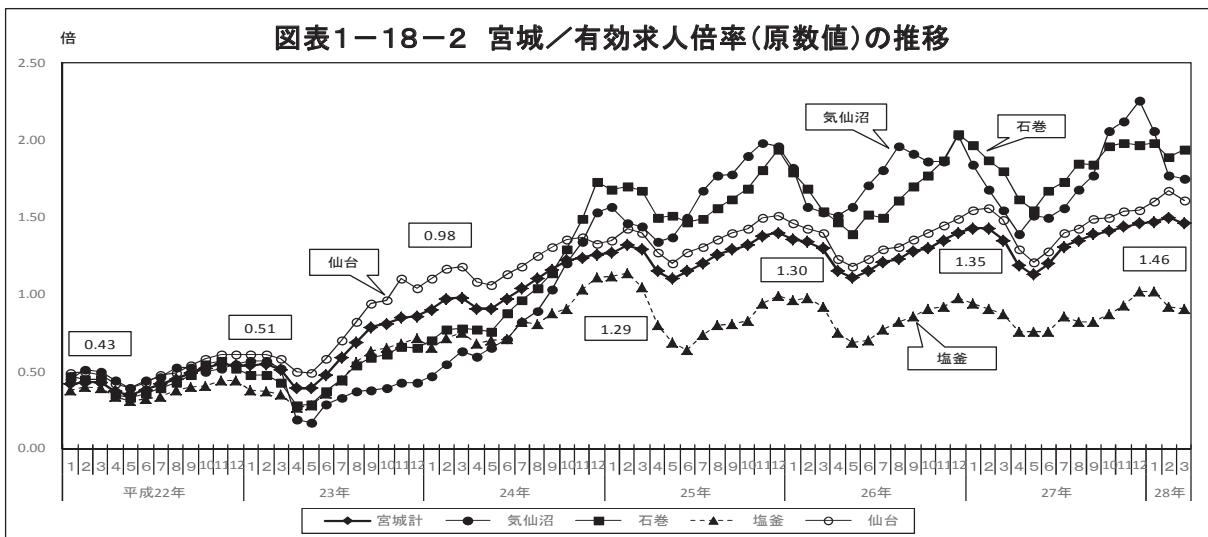
| | 前年同月を下回った期間 | もっとも大きく下回った月とその値 (前年同月→当該月) |
|----------|--------------|--------------------------------------------------------|
| 岩手・宮古所 | H23.3～H23.9 | H22.4 : 0.36→H23.4 : 0.22 |
| 〃 釜石所 | H23.4のみ | H22.4 : 0.32→H23.4 : 0.23 |
| 〃 大船渡所 | H23.2～H23.10 | H22.5 : 0.41→H23.5 : 0.26 H22.7 : 0.51→H23.7 : 0.36 |
| 宮城・気仙沼所 | H23.4～H24.2 | H22.4 : 0.44→H23.4 : 0.19 |
| 〃 石巻所 | H23.3～H23.6 | H22.4 : 0.35→H23.4 : 0.28 |
| 〃 塩釜所 | H23.2～H23.5 | H22.4 : 0.34→H23.4 : 0.27 |
| 福島・相双（計） | H23.4～H23.5 | H22.4 : 0.47→H23.4 : 0.44 |

⁵⁷ グラフのデータ値については、「巻末付属資料／1. 総括統計データ」の「総括データ9」を参照されたい。

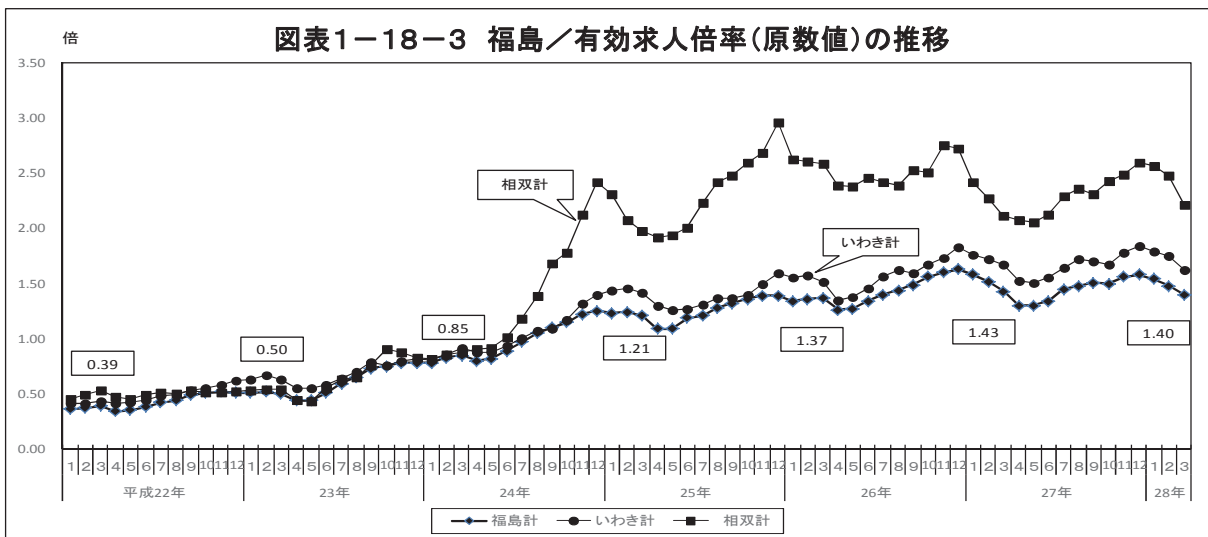
⁵⁸ ハローワーク別に季節調整値は算定されておらず、原数値でみているので、指標には季節的な変動があることに留意する必要がある。（以下同様の指標について同じ。）



データ：厚生労働省「職業安定業務統計」(ハローワーク別は、岩手労働局ホームページから入手。)
 (注) □で囲んだ数値は、岩手計の各年3月の値である。



データ：厚生労働省「職業安定業務統計」(ハローワーク別は、宮城労働局ホームページから入手。)
 (注) □で囲んだ数値は、宮城計の各年3月の値である。



データ：厚生労働省「職業安定業務統計」(ハローワーク別は、福島労働局ホームページから入手。)
 (注) 1. □で囲んだ数値は、福島計の各年3月の値である。
 2. 「いわき計」には磐城、勿来両出張所、「相双計」には相馬・富岡両出張所の取扱分をそれぞれ含んでいる。

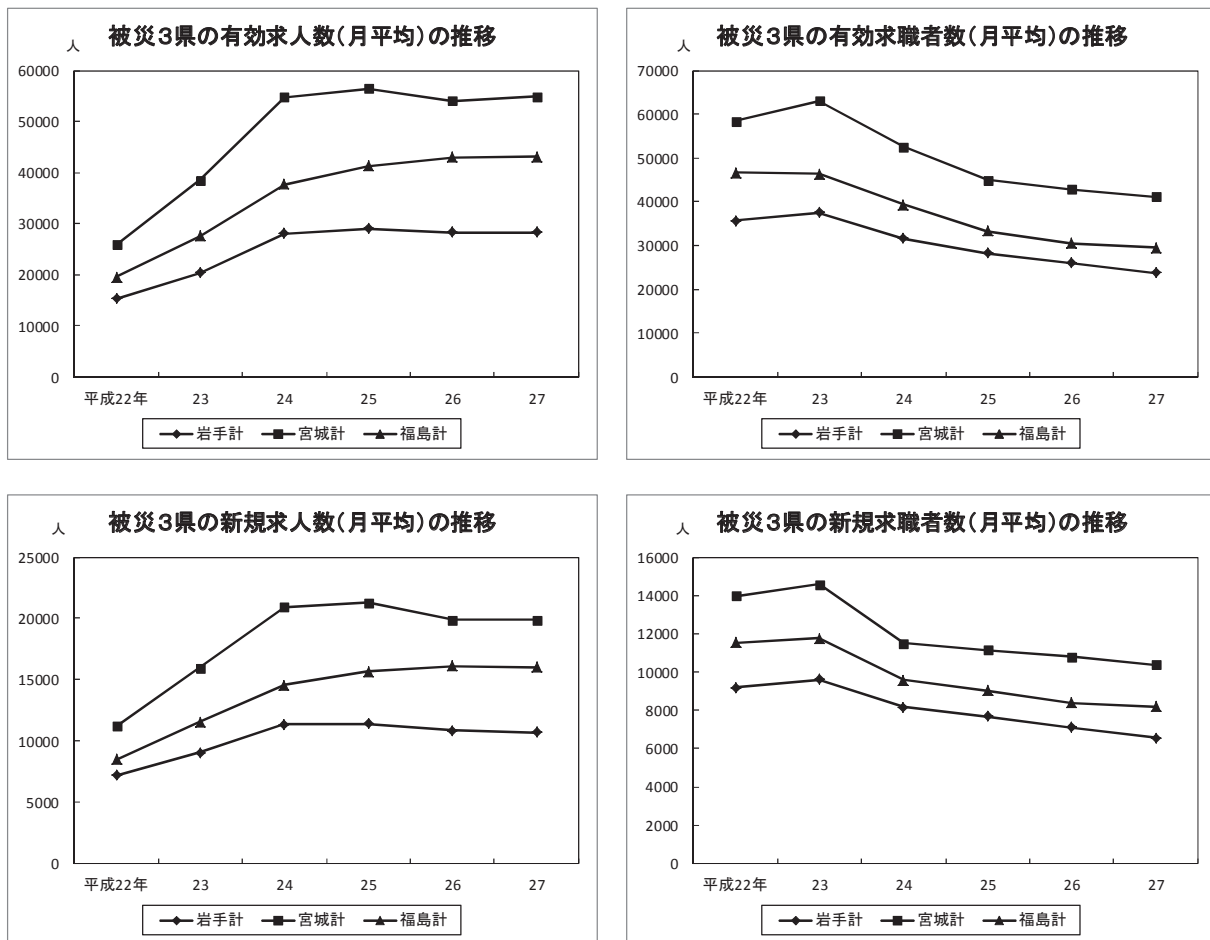
その後、有効求人倍率は、平成23年後半から25年年初頃までにかけてかなりの上昇傾向で推移し、それ以降は緩やかな上昇ないしはほぼ横ばい域で推移した。岩手では大船渡所や宮古所、宮城では気仙沼所や石巻所、福島では相双計といった震災直後の低下が大きかった地域の有効求人倍率が、県計のそれを上回って推移している。一方で、岩手の久慈所、宮城の塩釜所では、それぞれ県計を下回って推移している。

（求人・求職の推移）

上でみた有効求人倍率の推移が、求人数や求職者数のどのような推移によっているのかをみてみよう。ここでは暦年ベースのデータを挙げている。

被災3県の県計ベースでみたのが図表1-19-1である。水準は異なるものの、グラフの形状は3県で大きな違いはみられず、有効求人数は、平成23年から24年にかけてかなり増加し、それ以降はほぼ横ばい域で推移している。一方、有効求職者数は、平成23年に増加（福島のみやや減少）したが、その後減少に転じ減少幅は年を追って縮小しているが減少傾向で推移している。上でみた有効求人倍率の推移において、平成25年年初頃までのかなりの上昇は求人の急増に求職の反転減少が加わったもので、それ以降の緩やかな上昇は求職の緩やか

図表1-19-1 求人・求職の推移(県計)



データ:厚生労働省「職業安定業務統計」

な減少によったものといえる。なお、図表1-19-1の下段には新規求人と新規求職の推移を挙げたが、有効ベースの求人・求職の推移とほぼ同様の動きとなっていることが確認できる。

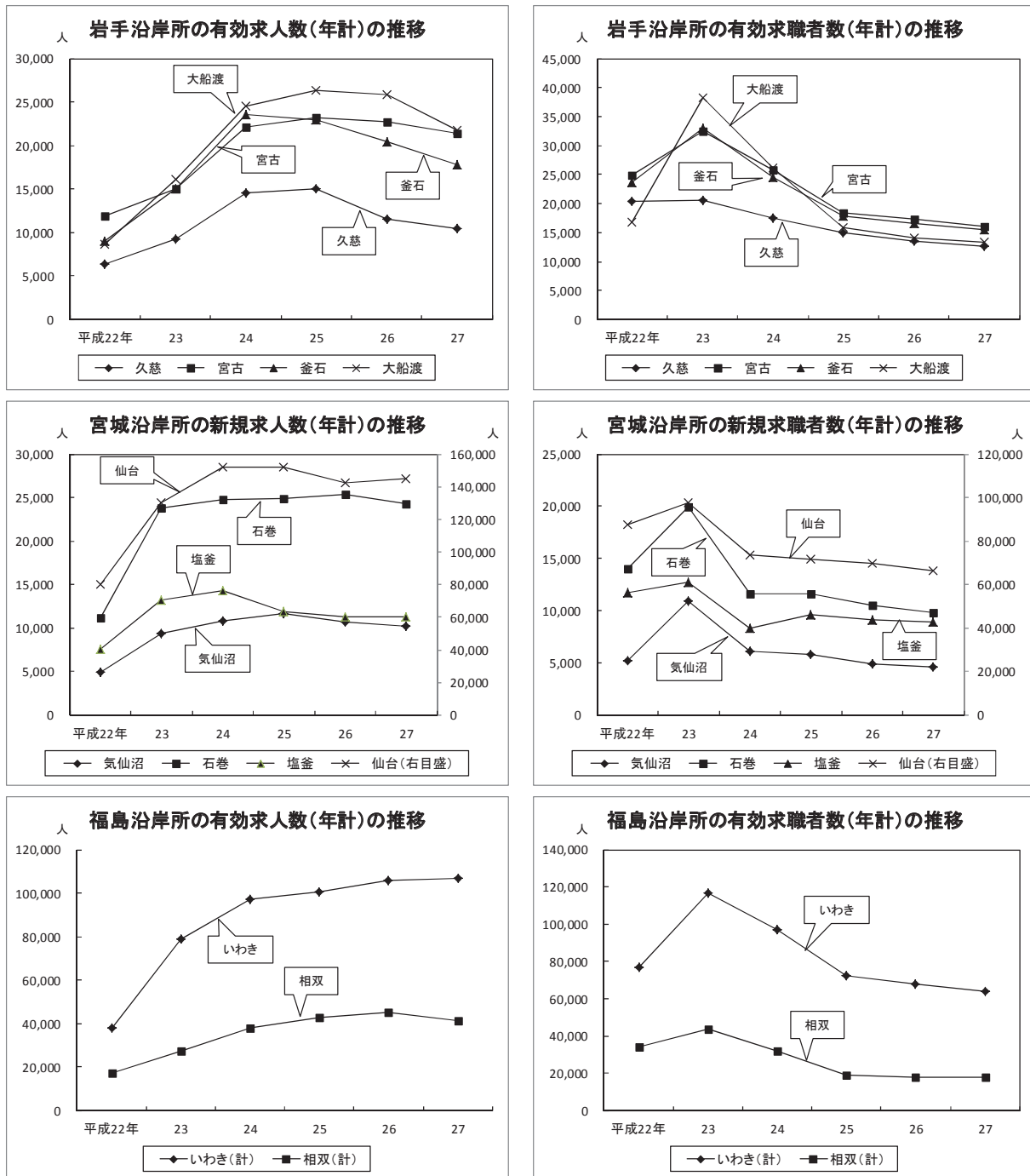
つぎに、ハローワーク別にみたものが図表1-19-2である。有効求人数と有効求職者数をみるべきであるが、宮城についてはホームページ上にデータが見あたらなかったため、新規ベースの求人・求職をみている。

図の1段目の岩手の4つのハローワークについてみると、平成23年から24年にかけて宮古、釜石、大船渡の3所では有効求人数のかなりの増加があったのに対して、久慈所では相対的に緩やかな増加にとどまったといえる。一方、前3所では有効求職者数が平成23年に急増し、24年に反転急減しているのに対して、久慈所では平成23年における求職の増加はわずかなものにとどまり、24年には22年の水準を15%程度下回るまでに減少した。これらの効果があいまって、4所間に有効求人倍率の推移の大きな違いは現れなかったといえる。その後平成25年にかけては求人数には大きな増減はなかったが、前3所では求職が引き続き大きく減少したのに対して、久慈所では緩やかな減少にとどまったことから、前3所と久慈所の間でこの頃有効求人倍率の水準に差がみられるようになっていた。平成25年から26年、27年にかけては、4所の求職者数はおおむね同様の動きとなる一方、求人数は大船渡所がもっとも高い水準を維持し、宮古所がほぼ横ばいであったのに対して、釜石所と久慈所では明確な減少傾向であったため、有効求人倍率は総じてほぼ横ばい域で推移しているものの、上述のようにやや違った状況になっているといえる。

図の中段の宮城は、県都のハローワークである仙台所と他の3所とでは（新規）求人・求職数の水準が大きく異なるので異なる軸（右目盛）でグラフ化している。全体としてのグラフの形状をみると、平成22年から23年にかけては、新規求人数、新規求職者数ともかなり増加し、次いで平成24年にかけては求人が緩やかな増加となる中で、求職がかなり大きく減少しており、これが先にみた24年における求人倍率のかなりな上昇につながったといえる。25年以降については、求職は総じて緩やかな減少傾向で推移する中で塩釜所のみ平成25年に前年比増加となる一方、求人は総じて横ばい域で推移する中で塩釜所では平成25年を中心に減少傾向で推移しており、このことが塩釜所における求人倍率の相対的な低迷となっている。これに対し石巻所と気仙沼所については、求人がほぼ横ばいで推移する中で求職が堅調に減少を続けていることから、求人倍率が相対的に高く推移している。

図の下段の福島は、有効求人数が平成23年、24年とかなり増加し、その後も比較的堅調に推移する中で、有効求職者数は平成23年にかなり増加したものの24年以降は減少傾向で推移している。先にみたように有効求人倍率はいわき所地域に比べ相双所地域の方がかなり高くなっているが、これは、有効求職者数が平成25年において22年の水準に比べいわきが94%であるのに対して相双では55%であることに示されているように、求職数の減少によるところが大きいといえる。

図表1-19-2 ハローワーカー別求人・求職(年平均)の推移



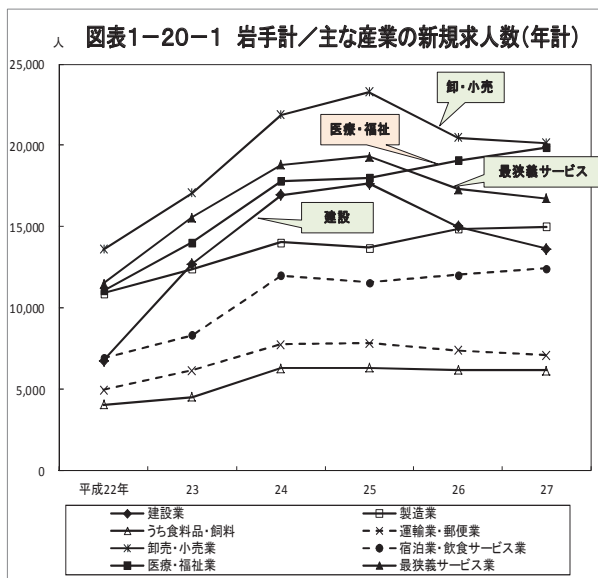
データ: 各労働局ホームページから入手。

(注) 岩手と福島が有効、宮城が新規の求人・求職であることに留意されたい。

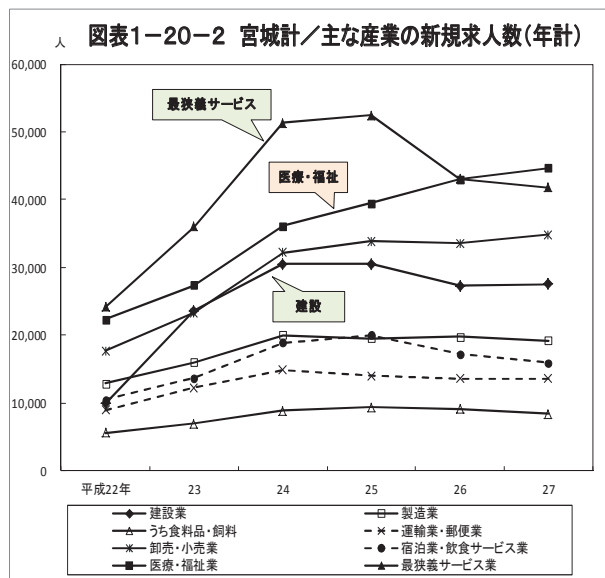
(産業別新規求人数の推移)

県(労働局)計の産業別新規求人数の推移をみてみよう(図表1-20-1~3)。いずれの県でも平成22年から24年にかけて、各産業での新規求人数の増加がみられた。とりわけ建設業からの新規求人数の急増(22年→24年で、岩手2.5倍、宮城3倍、福島2.8倍)が目立っている。その後、建設業からの新規求人は順次頭打ちとなり、高い水準にあるものの、宮

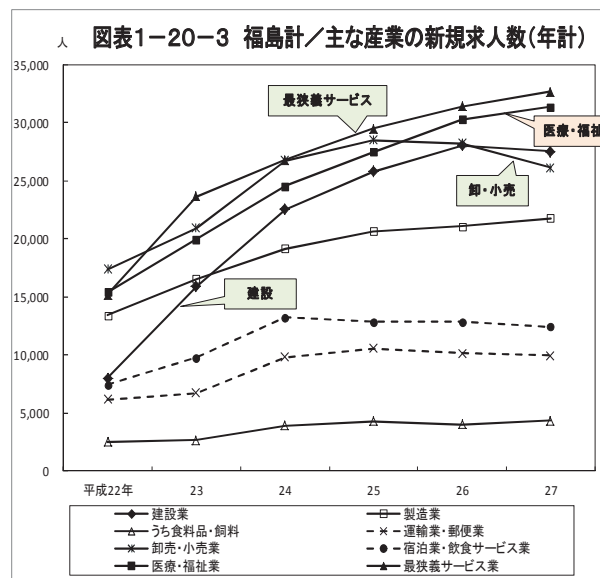
域では25年から、岩手では26年から、福島では27年にそれぞれ前年を下回るようになった。建設業以外の産業についても、総じて高水準にあるものの、平成25年あたりから頭打ちになり、横ばいないし一部の産業で前年を下回って推移している。一方、医療・福祉は25年以降も堅調に増加が続いている。さらに、福島では最狭義サービス業でも同様に伸びが続き、また、製造業でも緩やかな増加となっている。



データ:厚生労働省「職業安定業務統計」(各労働局ホームページから入手。)



データ:厚生労働省「職業安定業務統計」(各労働局ホームページから入手。)

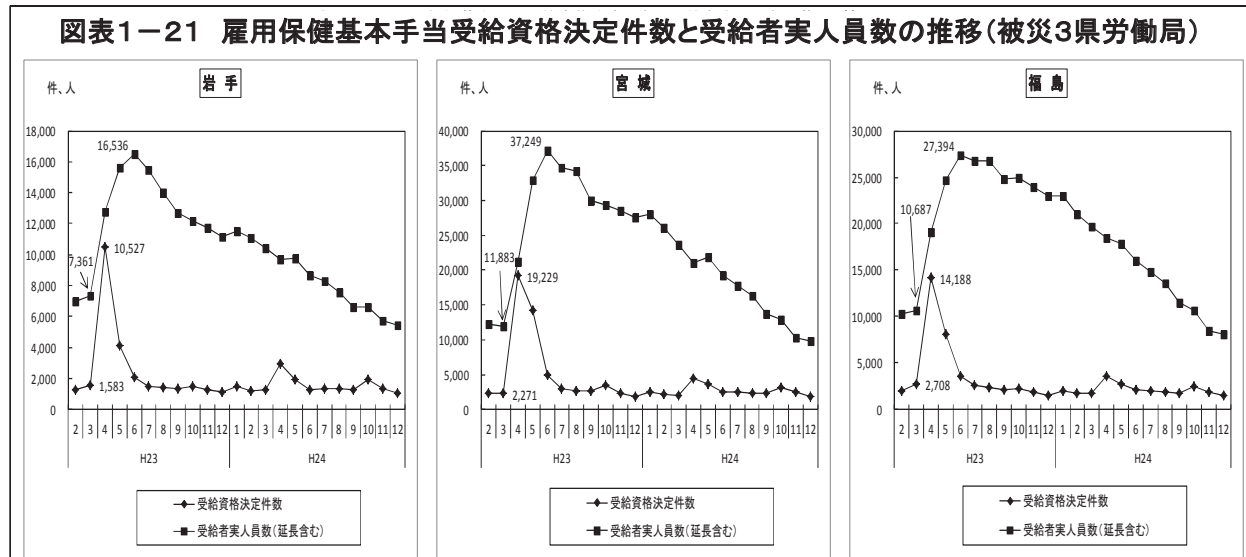


データ:厚生労働省「職業安定業務統計」(各労働局ホームページから入手。)

(雇用保険関係データ)

被災3県では、震災直後に求職者の著増がみられたが、厚生労働省や各労働局のホームページから入手できるデータから、これに関連するものをみておこう。図表1-21は、3県(労働局)の雇用保険基本手当の受給資格決定件数と同(延長給付を含む)受給者実人員の推移

をみたものである。いずれの県においても、平成23年3月から4月にかけて受給資格決定件数が急増し、同6月にかけて受給者実人員も急増している。また、受給者実人員が平成23年3月の水準にほぼ戻ったのは、岩手が24年9月、宮城が同11月、福島が同10月頃であった⁵⁹。



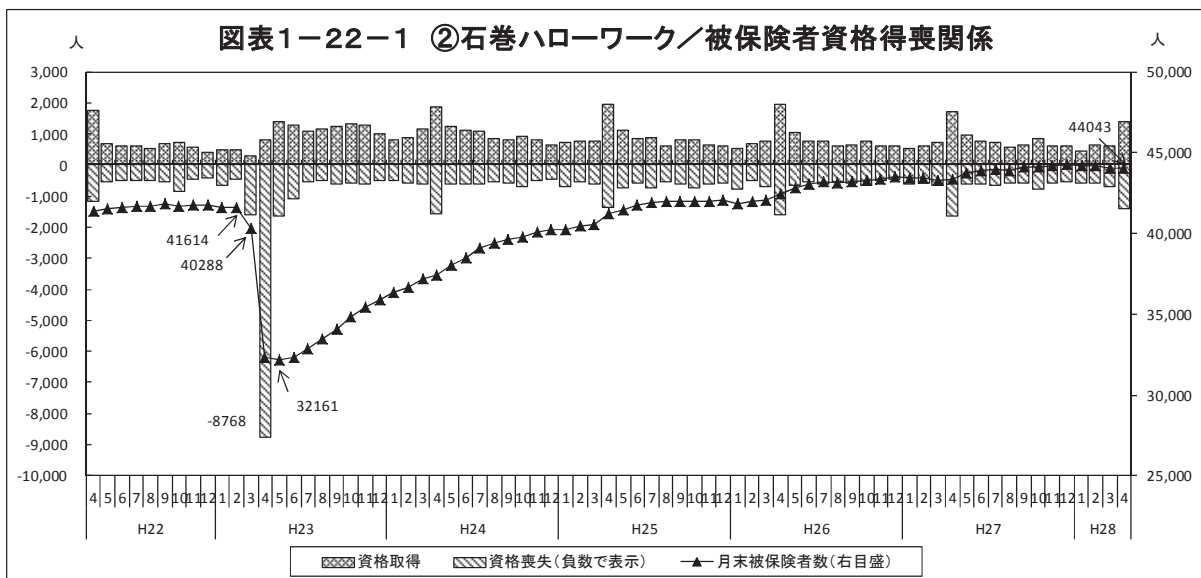
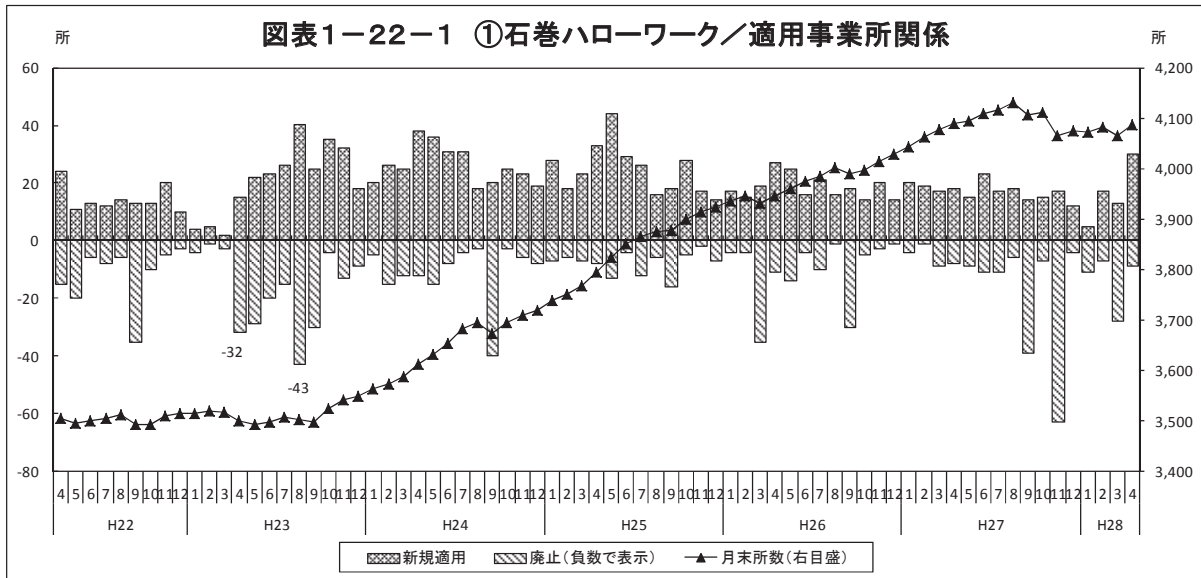
(ハローワーク別の雇用保険適用関係データの推移)

宮城労働局のホームページには、雇用保険の適用関係のデータがハローワークごとにも提供されている。そこで、より甚大な被害を受けた地域として、石巻所と気仙沼所についてデータを見ておこう。

図表1-22-1は、石巻所の適用関係のデータである。上段①が適用事業所数の関係、下段②が被保険者数の関係である。平成23年4月に雇用保険適用事業所の廃止件数が32件(前月:3件)と大きく増加し、8月まで廃止件数は高水準で推移した⁶⁰。震災後のこの時期に、事業廃止が例年になく発生したものと見える。また、同じ時期に、被保険者資格の喪失件数も著増している。平成23年4月には前月末の被保険者数の2割を上回る8,768件の資格喪失があり、続く5月、6月も1,000件を上回った。このため、被保険者数は、平成23年2月の41,614人から5月の32,161人(ボトム)まで22.7%の減少となった。非常に厳しい状況といえる。一方、その後は、事業所の新規適用が平成23年後半から高い水準で続き、適用事業所数は堅調に増加するとともに、被保険者資格取得が比較的高い水準で続いたことから被保険者数も増加が続き、平成25年6月(41,745人)には23年2月の水準を上回り、

⁵⁹ これを労働行政の現場機関の視点からみれば、平成23年3月から4月にかけて通常の5~8倍の受給資格認定に係る業務量が発生し、また、平成24年の秋ごろまでは通常に倍する雇用保険給付の業務量が発生したことになる。これらは、各機関職員のがんばりと全国からの応援派遣等によりこなされた。こうした労働行政現場機関の震災対応時の状況については、JILPT資料シリーズNo.125「労働行政機関の対応等調査報告(JILPT東日本大震災記録プロジェクト取りまとめ No.6)」を参照されたい。

⁶⁰ 9月も多いといえるが、例年9月にやや多い廃止件数(宮城計で400件台程度)が循環的にみられているので保留しておきたい。季節的な事業所であると思われるが、詳細は不明である。

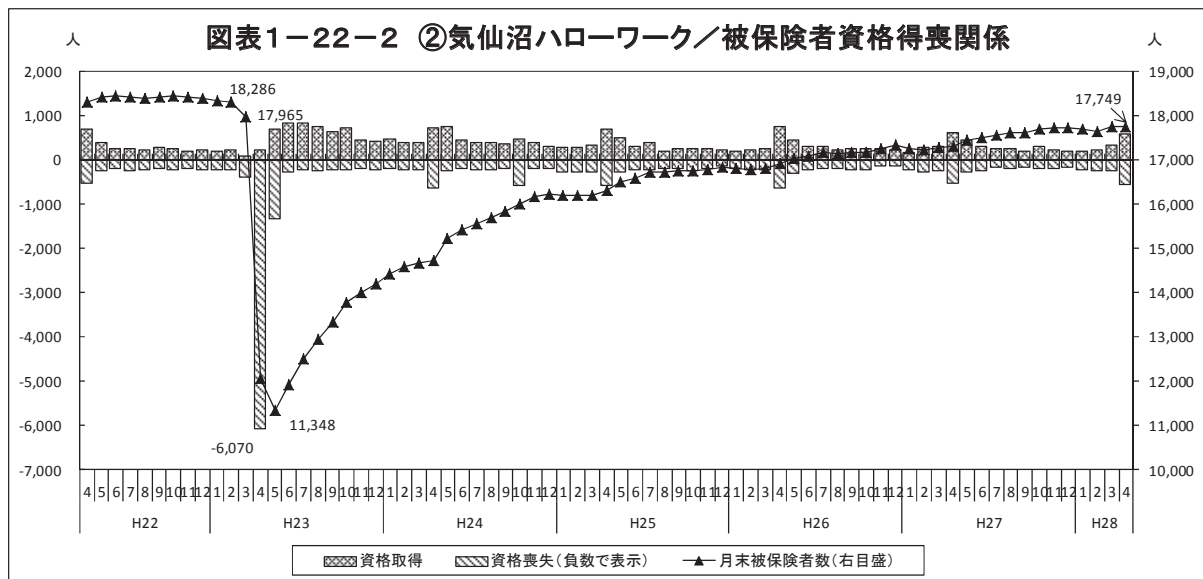
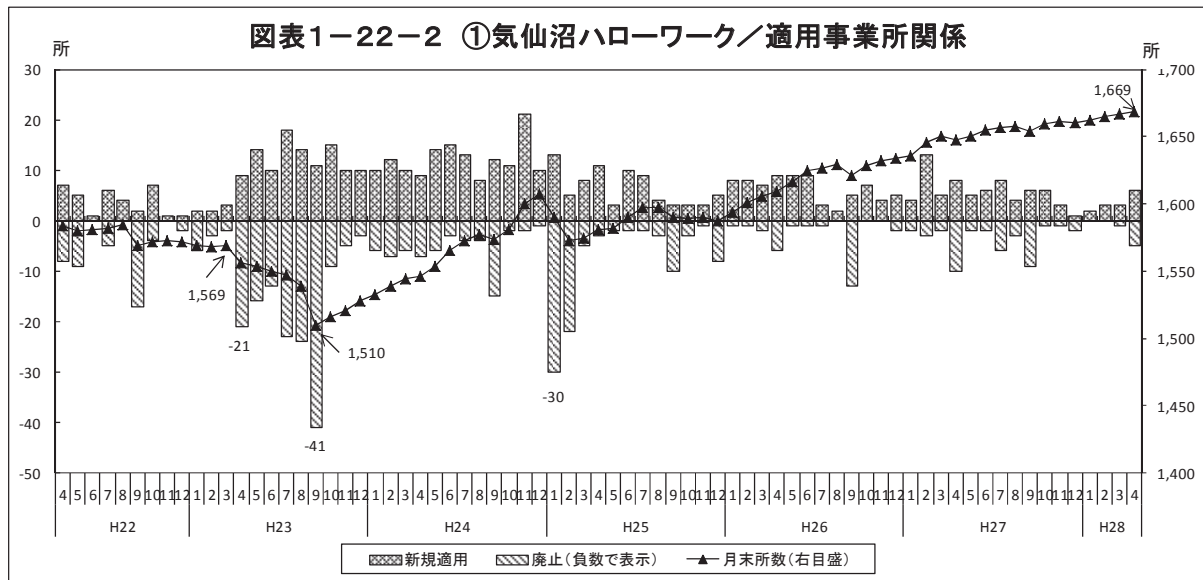


データ:「雇用保険関係業務統計」(宮城労働局ホームページから入手。)

その後も緩やかに増加している。ただし、平成28年に入ってやや頭打ちの動きがみられている。

図表1-22-2は、同様に気仙沼所についてみたものである。傾向としては、石巻所の場合と同じものがみられる。平成23年4月に雇用保険適用事業所の廃止件数が21件(前月:2件)と大きく増加し、その後しばらく廃止件数は高水準で推移した。同じ時期に、被保険者資格の喪失件数も著増している。平成23年4月には前月末の被保険者数の3分の1程度の6,070件の資格喪失があり、続く5月も1,000件を上回った。このため、被保険者数は、平成23年2月の18,286人から5月の11,384人(ボトム)まで37.7%の減少となった。数値としては石巻を上回る非常に厳しい状況といえる。一方、事業所の新規適用が平成23年後半から高い水準で続き、適用事業所数は堅調に増加したが、途中平成25年年初に廃止事業所がかなり出るなど適用事業所数が減少から低迷する時期があったものの、26年に入って再び堅調な

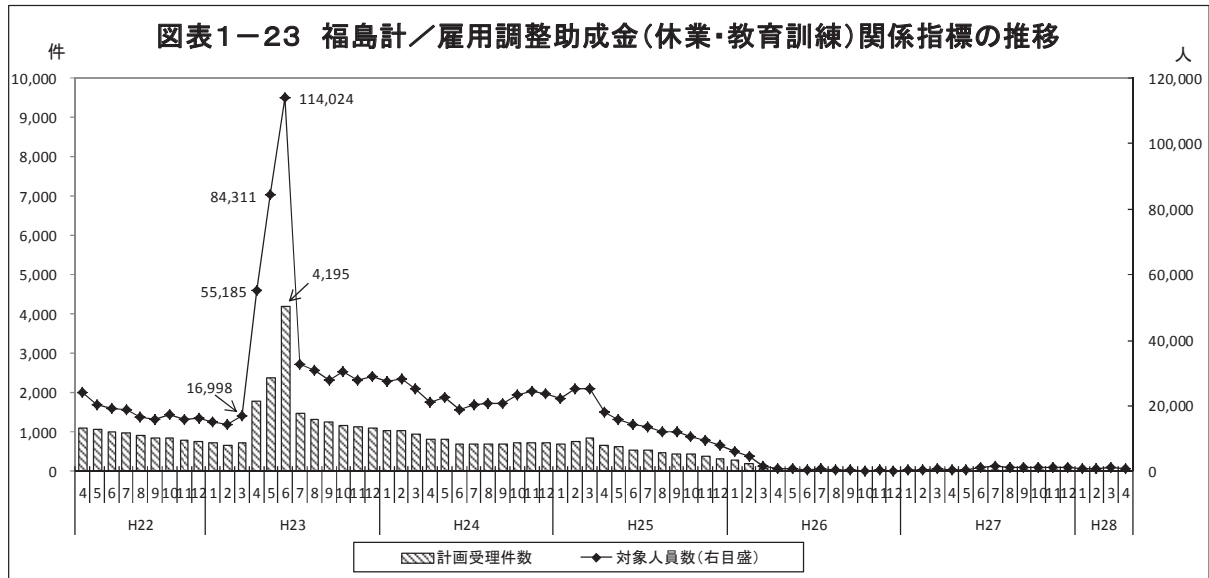
増加を示した。被保険者資格取得が比較的高い水準で続いたことから被保険者数も増加が続き、平成 25 年後半にはほぼ横ばいで推移する時期を経て、26 年半ば以降緩やかに増加している。ただし、平成 28 年 4 月においても、23 年 2 月の水準には達しておらず今一步のところにある。



データ:「雇用保険関係業務統計」(宮城労働局ホームページから入手。)

(福島の雇用調整助成金関係データの推移)

福島労働局のホームページからは、雇用調整助成金に関するデータ(受理された計画件数と休業・教育訓練対象人員数)が掲載されている。図表 1-23 のとおり、震災後の平成 23 年 4 月から 6 月にかけて計画受理件数及び対象人員数(労働者数)が急増した。7 月には反動的な大幅減があったが、対象人員数は平成 25 年前半まで比較的高い水準で推移し、その後減少に向かった。



以上みてきたところによれば、労働市場は、震災直後に非常に大きな変動に直面し、その後かなりの期間をかけながら元の状態、あるいは新たな条件の下での新たな状態へと回帰していくとすることができる。

オ. 東北大学「震災復興企業実態調査」から

冒頭でも紹介したように、東北大学経済学研究科・震災復興研究センターは、被災地に所在する大学として、震災直後からその復旧・復興過程を把握・検証するとともに、所要の提言をすることを目的とした研究プロジェクトを立ち上げ、一連の成果として公表してきている。ここでは、その一環として平成24年から年1回継続して調査されてきている被災企業等を対象とした「震災復興企業調査」の結果データを紹介することとしたい⁶¹。その際、当該データが報告されている同研究科地域産業復興調査研究プロジェクト編「東日本大震災復興研究Ⅴ 震災復興は東北をどう変えたか」(2016.3)の第Ⅰ部における記述の該当部分をそのまま引用することとしたい。なお、以下の図表は、同書からイメージ・スキャンしたものであるので、図表番号もそのままとなっていることに留意されたい。

(被災地企業の業況感の推移)

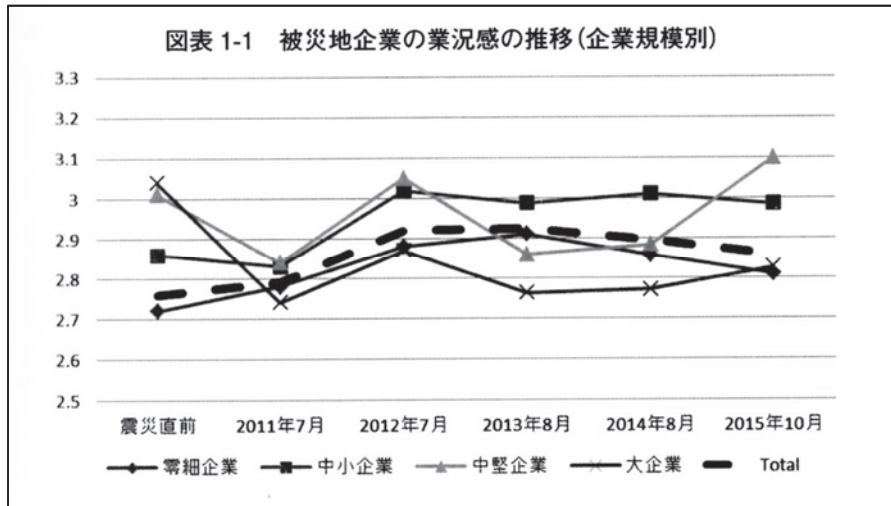
「図表1-1では、被災地企業の業況感⁶²を企業規模別⁶³に示している。全体平均を見ると、直近時点(2015年10月)においてやや業況感が低下し、2014年度に引き続き2期連続での

⁶¹ 調査の詳細については、上掲書を参照されたい。ここでは、被災地(青森県八戸市と岩手、宮城、福島の被災3県に本社がある企業(金融業など一部業種を除く。2012年度及び2013年度調査は3万社、2014及び2015年度調査は約1万社強対象。)を対象に調査されたものだけ示すにとどめておきたい。

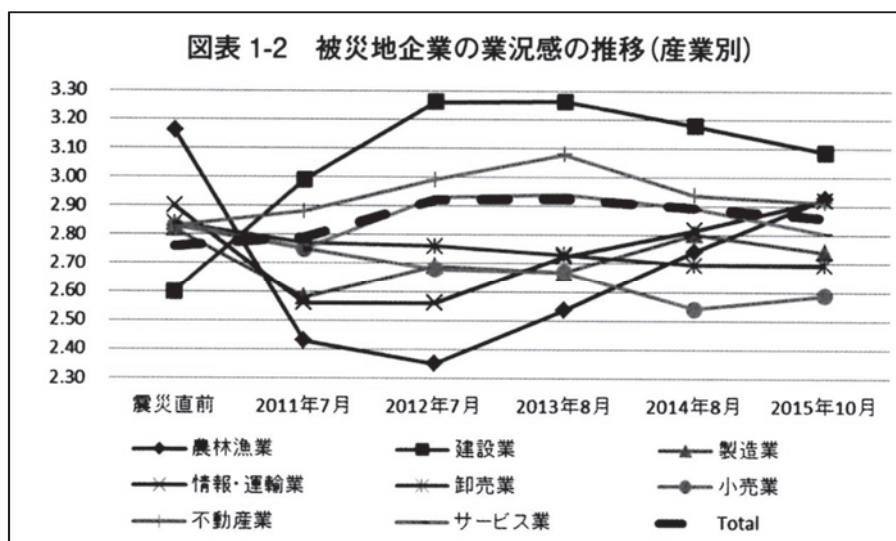
⁶² 「非常に良い」を5点、「良い」を4点、「普通」を3点、「悪い」を2点、「非常に悪い」を1点として回答企業の平均をとったもの。

⁶³ 従業員数でみて、大企業:301人以上、中堅企業:101~300人、中小企業:21~100人、零細企業:1~20人とされている。

業況低下となった。本アンケート調査で見る限り、復興特需のピークは2012年から2013年に掛けてであり、2014年以降は全体として緩やかな業況感の低下が見られる。・・・＜中略＞・・・企業規模別に見た場合、直近においては零細・中小企業において業況感の低下が見られ、逆に中堅・大企業において業況感の上昇が見られる。特に中堅企業の業況感の上昇は顕著で、企業規模別に見て最も業況感の高い状態となっている。」(p7)

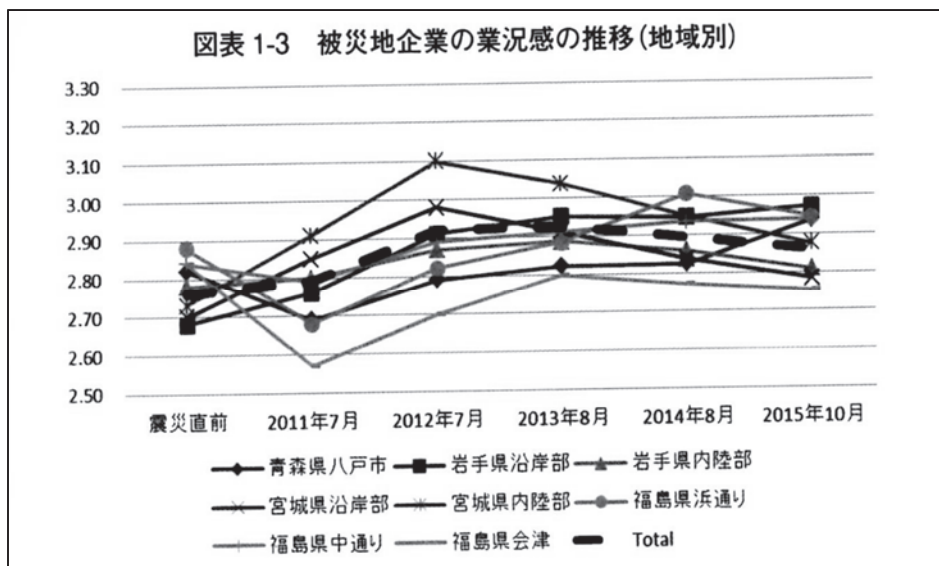


「図表1-2では、被災地企業の業況感の推移を産業別に示している。・・・＜中略＞・・・震災以降、復興特需に直接関連する産業である建設業と不動産業で業況感が高い状況が続いていたが、直近で見ると、両業種とも業況感が低下している。建設業は引き続き産業別に見て最も業況感の高い業種ではあるが、2014年度から業況感の低下が顕著となり、直近でも業況感が目立って低下している。不動産業は2013年度において業況感のピークを迎え、直近時点では全産業平均と大差ないレベルにまで業況感が低下している。一方で、農林漁業と情報・運輸業については、震災直後、業況感の落ち込みが激しかった業種であったが、それ以降直



近時点を含め4年連続で業況感が回復している。特に農林漁業は復興特需とは直接的に関連する業種ではないことを考えれば、復興特需に依存しない被災地の自立的な経済復興を牽引する産業として期待される。卸・小売業について見れば、震災以降、業況感の漸減が続いており、直近時点でやや持ち直したものの、業種別に見て最も業況感の低い2業種となっている。」(p8)

「図表1-3では、被災地企業の業況感の推移を地域別に示している。・・＜中略＞・・昨年度との比較では、業況感が上昇した地域は岩手県沿岸部と青森県八戸市、横ばいが福島県中通り、下落した地域が岩手県内陸部、宮城県沿岸部・内陸部、福島県浜通り・会津となっている。福島県浜通りは昨年度、業況感の最も高い地域であったが、本年度はやや落ち着いた模様である。・・＜中略＞・・震災後の2012年度においては、これらの地域（＝宮城県沿岸部と内陸部）は業況感が被災地の中で最も高く「宮城・仙台一人勝ち」との批判も聞かれたが、本調査で見ると限りは2012年度以降業況感が一貫しており、直近時点において業況感が比較的低い地域となっている。」(p9～10)

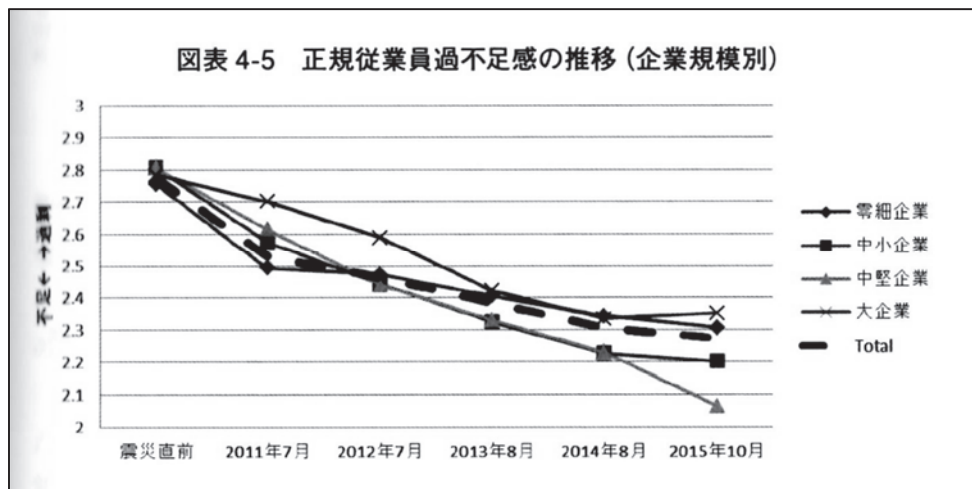


(正規従業員過不足感の推移)

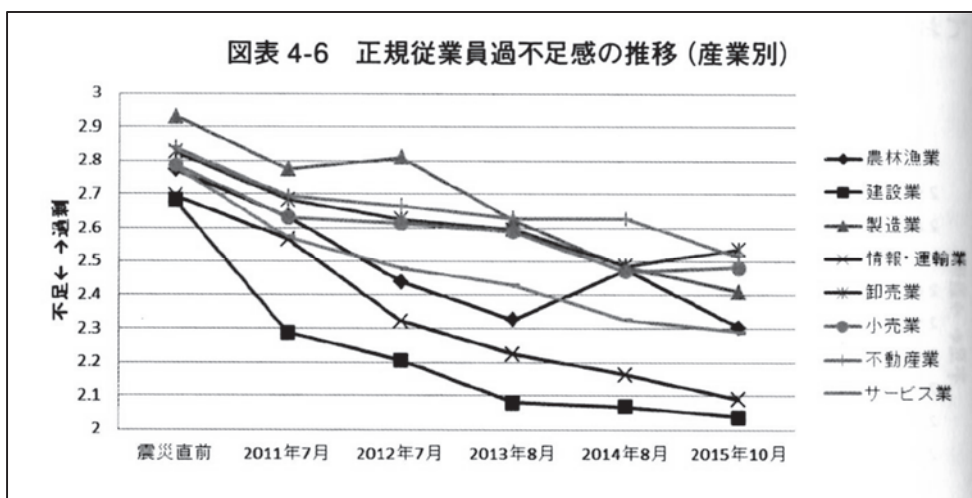
「図表4-5では、正規従業員の過不足感⁶⁴の推移(震災直後から2015年10月時点まで)を回答企業計と企業規模別に分けて示している。企業全体の過不足感の推移は破線で、企業規模別の過不足感の推移は印のついた実線でそれぞれ示している。企業全体で見ると、震災後から一貫して不足感が強まっており、直近時点においても不足感がやや強まる結果となった。」/「・・＜中略＞・・被災地における人手不足の問題は深刻なままである。企業規模別に見た場合、大企業においてやや不足感が弱まったものの、零細企業・中小企業・中堅企業

⁶⁴ 先の業況感と同様に、「過剰」を5点、「やや過剰」を4点、「適正」を3点、「やや不足」を2点、「不足」を1点として量化し、回答企業の平均をとって過不足感の指標としたものである。

において不足感は強まっている。」(p69)

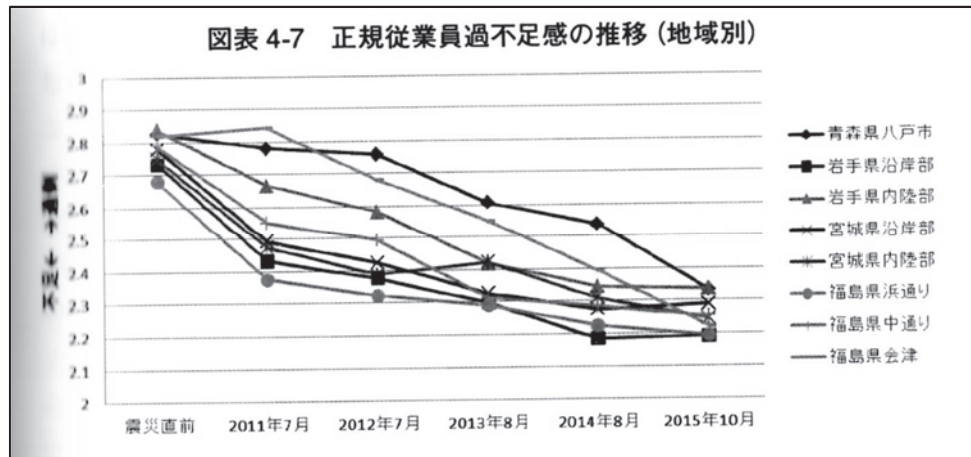


「図表 4-6 では、産業別の正規従業員過不足感の推移を示している。昨年度と比較して卸売・小売業においてやや不足感が弱まったものの、それ以外の産業において従業員の不足感が強まっており、産業全般にわたって引き続き不足感が強い状況が継続している。不足感の水準で言えば、建設業と情報・運輸業で特に深刻であり、復興特需に関連する産業で未だ不足感が強いことがわかる。」(p69~70)

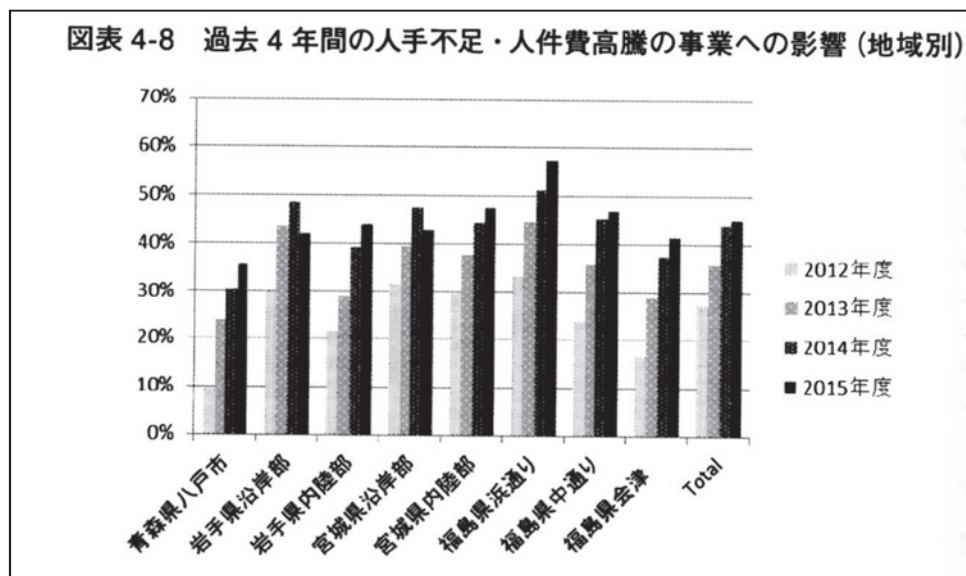


「図表 4-7 では、正規従業員の過不足感の推移を地域別に示している。震災以降、全地域において不足感が強まる傾向にあったが、本年度の調査では八戸市と会津以外の地域で不足感の強まりに一服感が見られる。とは言え、不足感の水準で見ると問題が深刻であることに変わりはない。・・＜中略＞・・人手不足はもはや被災地域だけの問題ではなく東北全域において深刻な問題となっていると言えよう。」(p70)

「図表 4-8 は、人手不足・人件費高騰が事業に大きな影響を与えたと回答した企業の割合の過去 4 年間の推移を示している。全体で見ると 2012 年度に 30%弱であったものが 2014 年度には 40%を超え、本年度では約 45%の企業が事業に影響があったと回答している。・・



＜中略＞・・・地域別に見ると、昨年度までは全地域で影響が拡大し続けていたが、本年度の調査では、岩手県沿岸部と宮城県沿岸部において影響度合いが和らいでいることは注目に値する。・・・＜中略＞・・・しかし、福島県浜通りでは昨年度に引き続き影響度合いが増大しており、本年度の調査においては60%近くもの企業が人手不足によって影響を受けたと回答している。」(p71)



以上で、マクロ的な統計データの概観を含め、東日本大震災からの復旧・復興をみるフレームワークの整理を一応終えたい。これに関しては、膨大ともいえる資料や著作が出されている。「主なもの」に限ってもそのすべてに目を通して網羅的に活用することは困難であり、不十分な点も多いと思われるが、少なくともその主軸はおさえられているのではないかとと思われる。次章及び第3章では、今回の資料シリーズのメインともいえる地元地方3紙記事による復旧・復興の推移や経過、関著「震災と復興」による被災地の中小企業の復興に関する情報を整理することとしたい。

する寿司店であり、南町にあった本店は津波で被災し、また、名取市の支店も被災し閉店している。早期の再建をめざして仮設商店街の申請に参加した。開店後、観光客の来店が多く、売り上げは被災前の70%程度が維持されている。「け17の3」は、南町にあった理容店の例であり、津波被災し、上述の紫会館に避難した。地区の青年会の会長でもある店主は、仮設商店街の開設に向けて中心的な役割を担う1人となり、仮設での再開にこぎつけた。開業後の事業状況には震災前と大きな変化はない。その中で、商店街として集積することの可能性（メリット）が痛感されている。

このことに関連して関著「震災と復興」では、「人口減少、高齢化が進む地方小都市の中で、仮設商店街で得られた経験は大きい。意欲のある商店等がコンパクトに集積することにより、大きな力を発揮することが実感された。本設に向けてそのような実感をどのように具体化し、新たな可能性を導き出していくのかが問われることになりそうである。」（同書Ⅲ／p292）とされている。

セ. 仮設施設2（原発避難）いち早く地元で仮設展開

次ページの表中の「なら18」から「なら18の3」までは、福島県楡葉町に平成26年7月に開設された仮設商店街「ここなら商店街」の例である。これまでみたように、楡葉町は平成24年8月に避難区域の再編が行われ、次いで平成27年9月に避難指示が解除された。この仮設商店街は、避難指示解除準備区域にあって、復興作業者のサポート、町民の帰還を視野に入れた食料品、飲食等の供給を図るために、県・町のバックアップにより、楡葉町役場駐車場内に設置された。入居店舗は、表にある3店舗である。表にもあるとおり、入居1のスーパーについては、ここには掲載していないが「なら3」及び「なら11」でも登場している（巻末付属資料参照）。震災前は楡葉町内で食品スーパーを営んでいた。原発避難後は、作業員宿舎で売店を営業するなどしていたが、平成23年12月にはいわき市内にある楡葉町仮設住宅団地「上荒川仮設住宅」に隣接して、仮設商店街の開設に尽力し、自身も出店した⁷⁹。次いで、楡葉町の避難区域再編後の平成25年5月には、除染作業員を主なターゲットとして、同町（井出地区）内の従前の店舗においてスーパーの営業をいち早く再開させていた。その後、除染作業の終了とともに客数が激減する中で、楡葉町役場において本件仮設商店街開設の動きがあり、その中に食品スーパーを開店し、井出地区のスーパーは閉店した。避難指示解除がされて以降は、町民の客が増えてきている。このスーパーのほか、入居2はラーメン、カレー、定食などの食堂、入居3はうどん、そばの店である。震災前は、前者がJR竜田駅前の中華主体の食堂であり、後者は楡葉町出身の店主が富岡町夜ノ森で営業していた地場産品のセレクトショップであった⁸⁰。

⁷⁹ この仮設商店街は、平成27年6月で閉鎖となっている。

⁸⁰ 「ここなら商店街」については、中小機構ホームページに平成27年春頃の各店の状況がレポートされている。
<http://www.smrj.go.jp/kikou/earthquake2011/interview/advance/092523.html>

| 整理番号 | 掲載巻頁 | 被災時(本社)所在地 | 企業名(社長等の年齢) | 業種(震災前の状況) ※仮設施設は開設後 | 地域展開(〃) | 被災時の状況 | 復旧・復興の経過 | 備考(その後の情報を含む) |
|--------|-------|----------------------------------|------------------------------------|----------------------------------------------------------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| なら18 | V370 | (梅葉町企画/国道6号沿い仮設商店街) 梅葉町町役場駐車場 | 「こなら商店街」入居店1/Vチエーン・ネモト(なら3、なら11参照) | 中小機種の仮設商店街 除染・復興作業者のサポート、町民の帰還を視野に入れた食料品、飲食等の供給。 食料品スーパー | | H26.7.31 オープン 入居1:Vチエーン・ネモト…H26.7末井出地区の本店(なら3)を閉店し、「こなら商店街」にVチエーン梅葉店(オープン)。なお、「ふれあい広場」(なら11)は、H27.6末閉鎖。 ※除染終了後も順調に推移。H27.4.6準備宿泊開始、H27.9.5避難指示解除。 ※従業員:H27.11現在12人(ネモト全体で24人)。 | | |
| なら18の2 | | | 入居店2/武ちやん食堂(S37生まれ) | 中華主体の食堂 | | 入居2:武ちやん食堂…1日100食分用意。売り切れ即閉店。 ※梅葉での本設再開を企図。 | | S46(父)創業のJR竜田駅前の食堂。 震災後、いわき市で避難所や仮設小中学校の給食担当などを務める。 |
| なら18の3 | | | 入居店3/おらほ亭 | そば、うどん店 | | 入居3:おらほ亭…惣菜でなく簡単に食事ができる「そば・うどん おらほ亭」とする。 ※客数:想定2倍(80~100人)。従業員:パート9人(交代) ※いわき店(備考参照)が赤字で、その対応が課題。 | | H16 富岡町夜/森駅前に地場産品セラケトショップ(食関係)を開店。 被災後、会津・昭和村に避難。H23.4.3から郡山市で仮店舗営業(～H23.11)、H23.7末にいわき市平で本格営業再開。 |
| みお8 | IV127 | (仮設ホテル)南相馬市小高区(駅前通り)→<仮設>原町区(金沢) | ホテル叶や(S38生まれ) | ホテル業 和風商人宿(両親と業主夫婦の家族経営) | | 小高のホテル(S34創業)は大規模半壊 原免避難:→3/13原町・石神一小→鹿島中→福島(妹宅)→神奈川(叔父宅)→会津の廃校跡→4茶原町に借上住宅 | 原町火力発電の早期復活に向けた作業員の受け入れ施設が必要→仮設ホテルへ H24.7～8 完成(4棟/シングル100室) ※パート3×2(朝・夕の食事)人 小高区の避難指示解除を展望。建物は解体。ホテル建設を企図。(グループ補助金活用想定) | ※仮設ホテルは、他に川内村に1件。 |

ソ. 仮設施設3（原発避難）仮設でホテル

事業仮設施設で再開した事業には、上述の商店街のような商店などのほか、漁業関係の施設、建設業の事務所、製造業の仮工場、自動車整備の仮工場などがあるが、ホテルを開業したところもあった。前ページの表中最後の段の「みお 8」が、その例である。震災前は、JR常磐線小高駅の駅前通りに所在する「商人宿」の旅館であった。旅館は、3.11の震災で大規模半壊の被害を受けた。表にあるように原発避難で各地を転々とした後、4月末に原町区の借上住宅に入居した。原発が停止となる中で地域の課題となった東北電力原町火力発電所の早期復活に向けた作業員の受入れのための宿泊施設の確保の必要から、市役所等で仮設施設でのホテル開設が企図され、その代表になっていく。平成24年7月に施設が一部完成し営業を開始し、同8月に全部の施設が完成した。朝夕の食事の準備のため、パート従業員を雇用している。今後は、小高の地元での本設のホテル建設がめざされている。

4. 記録からの若干の考察

以上で、データと資料とに語ってもらうことを狙いとしたこの資料シリーズにおける「震災記録」はひと区切りとしたい。どれだけの「役に立つ」ものとなったかについては予断できないが、ある程度の記録はできたのではないかと考える。

もっとも関心のある事項の一つである被災3県における雇用の動向についてみれば、発災直後においては、被災によって職場を喪失した人々を中心に求職者が急増し、非常に厳しい状況に陥ったが、その後、復旧・復興事業の展開等に伴って求人が増加するとともに、総じていえば順調な改善をみせている、と概括できるように思われる。もとより、引き続き避難等を余儀なくされているなどで、厳しい状況にある人々がいることには常に思いを致さなければならない。また、こうした総じてみた雇用情勢の改善が、この間の全国的な雇用情勢の改善を背景としていることとともに、なんといっても復旧・復興事業に伴うものである側面が大きいことには留意しなければならないであろう。そのことは、この間における産業別の就業構造の変化にも現れていた。したがって今後、当該事業が一定の収束をみていく過程になれば、再びかなり大きな変化が予想される。すなわち、少なくとも人々において、現在の雇用や仕事が安定したものでは必ずしもない面があるといえる。

さて末尾に、筆者として一つの作業を終えたことに伴う若干の考察をしておきたい。多くの論点があるが、ここでは次の二つのみを述べておきたい。

一つは、緊急時も含めた復旧・復興の過程における政策対応に関するものである。第2章(2.)や第3章(3.)に収録したところからも確認できるように、被災者にせよ、被災事業者にもせよ、個々の復旧・復興過程はきわめて多様である。したがって、その多様性を踏まえた施策展開が必要である。その点で、労働行政について、雇用保険の特別支給や雇用調整助成金は個々の事業所の状況に応じて選択的に活用することができ、また、緊急雇用創出事業は、震災からの復旧・復興過程において生じた仕事と被災求職者とを結びつける仕組みとして十二分に機能し、現場の期待や評価も高かったといえる。そうした中で、「再生期」とも「発展期」とも称される今後においては、これまでよりも政策・施策に関する理念を一層明確にする必要があるように思われる。震災からの復旧・復興における政策・施策の目的は、可能な限り早期に元の生活を被災者や被災地が取り戻すことにあるが、それは原状回復とイコールではあり得ない。いうなれば、機能上の原状回復とでもいってよいものであろう。新たな環境下で、この間の避難生活における経験なども取り込みつつ、元の生活と同程度の機能水準を保った生活の確立、われわれの関心事でいえば、その一環としての職業生活の確立であるはずであり、それを支援する施策や取組が求められるといえる。もとより職業生活は、自らの努力なくして形作られることはできないものであり、その努力を可能かつ適切な範囲で支援することが基本となることには変わりはない。

いま一つの論点は、上の論点とも関係するが、今後の展望に関するものである。福島県の原因避難に係る地域を除き、被災地では計画された災害公営住宅の整備がやがて完成するこ

とが見込まれ、それは本格的な「復興期」に入ることを象徴するものといえる。また、福島県の原因避難に係る地域についても、近々「帰還困難区域」を除いて避難指示が解除され、地域によって程度の差は予想されるものの住民の帰還も徐々に進む情勢にある。一方でそれは、岩手、宮城沿岸部を含めて、元の地域には戻らずに避難先であった地など新たな地域での生活に定着するという半面も持つこととなる。いずれにしても、被災者それぞれが長期的な視点からの安定した雇用の場を得ることが求められる時期となる。復興拠点整備を中心とした地域において実施される復興施策と連携しつつ、新規立地を含めた産業動向や雇用の需給をめぐる情報把握に基づき、必要な能力開発施策を含めた的確な需給調整を図ることが求められる。

なお、この資料シリーズに関する参考文献・資料については、その都度紹介してきており、一括した提示は割愛する。